

東京大学グローバル・スタディーズ・イニシアティヴ（GSI）
キャラバン研究プロジェクト

主権の諸条件

報告集

東京大学グローバル・スタディーズ・イニシアティヴ（GSI）
キャラバン研究プロジェクト

主権の諸条件

報告集

ジャック・レズラ	警察の審級——不完全な制度について……………	5
キム・ハン	立憲的ポピュリズムと軍事クーデタ——現代韓国における人民主権の運命……………	25
汪暉	転位の政治——二〇世紀の中国と空間革命の条件……………	51
章永樂	流産する「帝国的主権」、回帰する古典的「主権」言説……………	64

はじめに——G S I キャンパン研究プロジェクト「主権の諸条件」概要

國分功一郎

二一世紀に入って二〇年が経過し、グローバル化と情報化が極端に進んだ現在、主権という古い概念が再び注目を集めているように思われる。

近代において主権は、君主から民衆へと担い手こそ変化させてきたものの、その概念の大枠が疑われることはなかった。確かに高度な政治理論においてこの概念の限界は指摘されてきた。だが、たとえば九〇年代から「国民国家」の概念に対して加えられてきた批判的検討の量と質を考えると、主権概念の批判的検討は未だ十分ではないと言わねばならない。

見逃してならないのは、そのようにして理論が十分に展開されずにいる一方で、現実の社会では、主権がますますポレミカルな概念となっているということである。

民主主義における決定が「主権者」たちの手から逃れていくことへの不満が社会的に様々な形で表明されている。ブレグジットにおけるEU批判がその典型であらうし、トランプ現象も類似した現象として理解できよう。他方、国民主権に基づく民主主義的な統治は、グローバル競争のもとでは、国家の国際競争力を低下させる足枷のような扱いを受けている。この状況では執行権（行政権力）がこれまで以上に力を増すとともに、国民主権による意志決定の正統化という近代民主主義の基本原則自体が徹底的な価値下げを被っている。

コロナ禍はこの問題を改めて考えさせる機会であった。少なからぬ人々が緊急事態の宣言を望んだし、おそらくそれは必要なことでもあった。それ故であらうか、もちろん各国、各地域での人々の反応には無視できない差異があるだろうが、その宣言が国民主権に基づく民主主義的な決定過程を経ることなく、行政（執行）権力によって代行されたという事実は、人々にほとんど疑問を抱かせることはなかった。執行権（行政権力）が国民主権に対する優位を現実のものとしつつあり、また同時に、この事実はばんやりと追認されつつもあるのではなからうか。

本研究課題は、二一世紀のこの時点での世界各地での政治経験をもとに、主権概念を規定している諸々の条件について改めて理論的・哲学的に考察する試みである。国民主権に基づく民主主義的な統治というのは可能であらうか。民主主義が前提としてきた主

権概念はたして現実的なものであったのだろうか。主権を求める人々のパッションに民主主義はどう答えることができるのだろうか。こうした問いに答えるためには、当然ながら、純理論的な考察のみならず、歴史的・地理的なダイナミクスによって生み出され、各国・各地域で現に作動している複数の主権概念についての考察が必要である。ヨーロッパ起源のこの概念は現在の諸国家を捉える上でなおも有効であるのだろうか。そもそも現在の国家はいかなる主権概念を前提にしているのだろうか。たとえば、イスラーム地域や中国では「主権」はいかなる概念的布置の下にあるのだろうか。

以上の問いは今の世界を読み解く上で欠くべからざるものであり、グローバル・スタディーズの欠くべからざるピースであろうというのが本キャラバン・プロジェクトを突き動かしている最も大きな動機である。

上記の趣旨のもと、グローバル・スタディーズ・イニシアティブ（GSI）キャラバンプロジェクト「主権の諸条件」では、東京大学グローバル地域研究機構（IAGS）・東京大学東アジア藝文書院（EAA）と共催で、二〇二一年度に計四回のワークショップを開催した。すべてZoomを用い、以下の各氏の講演ののち、全体討論をおこなった。

- 二〇二一年七月二四日……………ジャック・レズラ（カリフォルニア大学）
- 二〇二一年一〇月一六日……………キム・ハン（金杭）（延世大学）
- 二〇二一年二月六日……………汪暉（清華大学）
- 二〇二一年二月一八日……………章永榮（北京大学）（日付はいずれも日本時間）

本冊子は、その講演原稿の日本語訳をまとめたものである。一部の原稿は講演後に加筆・改題されている。

「主権の諸条件」研究メンバー

國分功一郎（研究代表者／超域文化科学専攻・准教授）、王欽（地域文化研究専攻・准教授）、張政遠（地域文化研究専攻・准教授）、石井剛（地域文化研究専攻・教授）、中島隆博（東洋文化研究所・教授）

警察の審級——不完全な制度について——Instance of the Police: On Defective Institutions

ジャック・レズラ「Jacques LEZRA

（……）いかに多くの不完全性＝欠陥「[defects]」があろうとも、警察や警察の諸組織がなければ、無政府状態がこの国を覆い、この半球の現行の文明は消滅するだろう。

——オーガスト・ヴォルマー『警察と近代社会』（一九三六）

およそ六五年前、とはつまり、ジョージ・フロイドやエリック・ガーナーが殺される約六〇年前にして、ブラック・ライブズ・マター運動が、職務中の行為に対する訴訟からのいわゆる「限定的免責」[“qualified immunity”]というアメリカ合衆国警察の問題を鋭く浮き彫りにする約六〇年前のことですが、その約六五年前にハンナ・アレントは、後に『過去と未来の間』に収められるある論考を、その「『権威とは何か?』という」タイトルについて語ることから始めました。私はすぐに警察の問題に戻りますが、アレントはそこで次のように述べています。

誤解を避けるためには、権威とは何かではなく、権威とは何であったかという表題で問う方が賢明であったかもしれない。というのは、権威が近代世界から姿を消しているからこそ、われわれはこうした問いを提起しようとし、またそうする権利もあるというのが私の主張だからである。もはやわれわれはすべての人に共通する、異論を挟む余地のない真正な経験

*……………本発表の元となる原稿に対し非常に生産的なコメントを与えてくれた、Sophia McClellanに感謝する。

[authentic and undisputable experiences common to all]を頼ることができないために、権威という言葉そのものが、論争と混乱によって曖昧になってしまっている。かろうじて政治学者だけが、権威の概念はかつて政治理論にとって根本的であったのを憶えているにすぎない。また、今世紀において近代世界が発展するにつれて、権威の危機はますます拡大深化しつつあるのをほとんどの人が認めている。しかしこうしたことを別とすれば、権威は本来どのようなものであるかは、万人に自明なものでも、理解可能なものでさえもなくなっているように思われる。〔1〕

「権威」ではなく、主権が、私の講演から始まるこの連続カンファレンスの主題です。両者の出会い競り合う場所に、警察はがんとして居座っています[insist]。それは一つの症候であり、現代の主権と現代の権威との関係を測量する手がかりでもあります。さらにそれは、そこから主権や権威の必然性を問題化しうるような一地点でもあるのです。

それでは、始めることにしましょう。今日、私たちは——「主権」と「権威」との関係は「万人に自明なものでも、理解可能なものでさえも」ないという感覚に導かれながら——単に「主権とは何か？」ではなく、「主権とは何だったのか？」と問うてみたか思いまたそう問う資格があるようにも感じるかもしれません。とはいえ、私たちがそう促されるのは、一九五四年にアレントが「権威」をめぐる諸問題を問うのに挙げたのとは異なる理由によつてです。実際、アレントが現在時制から過去時制へ、「権威とは何か？」から「権威とは何だったのか？」へと移行できたという事実には何か、「主権」という語については一見してうまく当てはまらないところがあります。そして、少なくともアレントと同じようには、私たちには「主権」を歴史的過去へと追いやる資格がないというこの感覚は、この語が今日一体何を意味しうるのかを考える手助けとなるかもしれません。というのも、たしかに「主権」という語の意味もまた「論争と混乱によつて曖昧になってしまっている」とはいえ、それは「主権」が指し示していたもの、あるいは指し示すものが近代世界から消失してしまったためではないからです〔2〕。周囲に目を向ければ、主権の権力や権利はいたる所で要求され、主張されています。いたる所に、領土を統治する権利や、あるいは市場を統治する概念や規則を定め、取り締まる「police」権利をあくまで主張しようとする存在がある。古典的なウェストファリア的主権の諸形態は、州や国家や個人の間に、時に互いに衝突しつつ分配されて存続していますが、それらの存続と並行して、主権の新たな諸形態と、主権の要求[claim]の新たな仕方が出現しつつあります。実に、たとえ不均等で非連動的だとしても、主権を要求する権利の全般的な再分配あるいは生産は進行中であるように思われるのです。

アメリカ合衆国の保守派の法理論が提出する、強力な「統一行政権」という法学説から、ファースト・ネーションズ〔カナダの先住民族の総称。ここではネイティブ・アメリカンやアボリジニなど他の諸国家の先住民族をも含めている〕が「近代」の植民地主義的諸国家の内側でそれらに抗して行う土地と文化への権利要求、超国家的機関（ハーグのＩＣＪはもちろん、ＷＴＯ、ＩＭＦ等々）に帰属される主権の諸形態、そして、「テロリスト」ネットワーク（アルカイダが悪名高いですが）や、後期資本主義の世界中に広がる、立法し、価値を決定し、正統化し、強制する権力を与えられた諸団体（そこには大学も含まれます）を含む非国家組織による権利要求に至るまで。かつては権威ある、コンセンサスを得た了解事項に安全に委ねられていた、反復し、二重化する諸々の定式が、今や崩れ去っているのです。つまり、諸権利への権利そのものは、いかにして要求されるのか？ いかにして要求という行為は模倣され、演じられるのか？ 「権利」という概念の単数性はその権威を失ってしまっています。そう、「主権」が今日何であるにせよ、それはホブズからシュミットへ、カントロヴィッチへと連なる流れにおいてそうだったものとは異なるのです。とはいえ、この分配された主権がかつてそうだったものとは他なるものであるからといって、その諸要求の力が減少するわけでは決してありません。また、「主権」がそうだったものとそうであるものが異なるからといって、私たちは今日の主権についての私たちの諸要求に対して、かつてよりも高い、またはより低い説明的、記述的、規範的価値を認めることができるわけでもありません。（この点において私たちの諸要求がいかなる力も持たないと言っているわけではありません。ただ、諸要求の力はこの差異に基礎づけられることができないということです。）

一九五四年、アレントは「権威」という語の意味の散乱ふりと混乱ふりを、権威それ自体の事実上不在の証拠と捉えました。「異論を挟む余地のない真正な経験」は不在であり、「権威」の語の権威は揺さぶられている、と。六年ほど後、彼女は「自由と政治」という講演を行い、その中で次のように印象的に論じています。「人間の条件は、一人ではなく複数の人間が地上に生きているという事実によつて規定されており、この条件のもとでは、自由と主権はまったく異質であり、同時には存在することさえできない」。この講演は改稿・加筆を経て『過去と未来の間』に収録され、「権威とは何か？」の章の直後に置かれています。アレントは改稿作業の中

〔1〕…… Hannah Arendt, "What is Authority?," in *Between Past and Future*, Penguin Books, 2006, 91. 〔ヘン・アレント〕『過去と未来の間』引田隆也・齋藤純一訳、みすず書房、一九九四年、二二—二四頁。一部訳文を改めた。

〔2〕……このように主張するからと言って、私は権威の消失をめぐるアレントのテーゼが真理であると必ずしも同意するわけではない。

で、その主張を変えていません。元の講演においても、「自由とは何か？」と題された章においても、彼女は次のように続けます。

人々が、個人としてであれ組織された集団としてであれ、主権的であろうとするならば、かれらは、自我が自ら自身にはたらきかける個人的な意志が組織された集団の「一般意志」か、いずれにしても意志の抑圧に屈伏せざるをえない。人々が自由であろうとするなら、まさにこの主権こそが放棄されねばならないのである。〔3〕

そうだとすれば、「主権」は「権威」の問題とは異なっており、一九五四年においても、一九六〇年や一九六一年においても、今日においても、権威がそうだったようには「消失」しておらず、「自由」のために「放棄」されてもいないことになるでしょう。私の感覚は、アレントとは二つの点で異なります。私は、「自我が自ら自身にはたらきかける個人的な意志」がかかわる場面と、「組織された集団の「一般意志」」がかかわる場面で同じ枠組みが使えるということに確信が持てません。「主権」は一方の領域と他方の領域において同じではないのであり、アレントが両者を結びつけるのに用いる類似性〔analogy〕、さらには同義性〔synonym〕は、文化の精神分析が隆盛を誇った一時代の批判的見解の一端を伝えているとはいえ、薄弱なものです。そして、私には「主権」が「消失」したり放棄されたりできるような類のものだという確信もありません。以上のような「アレントに反対する」立場——「主権」は曖昧で仮初めの意味でしか個別意志と一般意志の双方を抑圧などしないこと、「主権」は歴史の中で消失しないこと、「主権」は絶対君主が自分の王位を「放棄」するのと同じようにして「人々」が「放棄」できるような類のものではないこと——の手がかりを、私たちは「人々が自由であることを願うならば、彼らが放棄しなければならないのはまさに主権である」というアレント自身の定式のうちに見出すことにしましょう。私には、「主権」を「放棄」する自由はあるのでしょうか？ 私には、そもそも主権を所有できると信じる自由はあるのでしょうか？ ある種の主権を要求する権利（単数形の「権利」）は奪うことができないと信じる自由は？ その場合、「放棄」とはいかなる意志的な行為なのでしょう？ 「もし人々が自由であることを願うならば」という表現における「人々」〔men〕は、特異的な「人々」、特定の「人々」、この「人」〔man〕やあの「人」を意味するはずであり、「人」〔man〕、総称としての人、あるいは一九六一年に出版されたアレントの「講演」の別の翻訳の言い方では「集合的種」〔collective being〕ではありません。しかしアレントの「しなければならない」という表現は、あの人やこの人は主権（その人の王位、地位と権力）を「放棄」すべきだといった欲望以上のものを

を表現しています。すなわち、それは一般的な項としての「人々」を、「自由であろうとするならば、あなたは放棄しなければならぬ！」という命令に服従させているのです。それならば、あの人やこの人としての私には、主権を放棄しない、自由はあるのでしょうか？ 私はアレントの規範的な呼びかけを差し向けられず、それに呼びかけられないという自由はあるのでしょうか？ もし私が、その「自由」が政治的決定的な基礎である「人々」という類に所属するつもりであるならば、答えは否です。文学においてあるいは最も有名なかもしれない放棄の場面、シェイクスピアの戯曲におけるリチャード二世の自己廃位では、困難は以下の問いにかかっています。すなわち、私は「私」がそれであるものを放棄できるのだろうか？ 私が自らを破壊させる時、「譲るとしよう」……私は私を破壊させよう〔I will undo myself〕。／私の頭から、この重い冠をとってさしあげよう。／私の手から、この厄介な笏をとってさしあげよう」〔リチャード二世〕第四幕第一場（小田島雄志訳、白水Uブックス、一九八三年、一五〇頁。ただし「I will undo myself」は、邦訳では「私が私ではなくなる」となっている）とリチャードとともに言うとき、いかなる類のパフォーマティブな行為を、いかなる主権的＝至高の権威に適切に基づいて、私は実行しているのだろうか？ 誰に對して、あるいは何に對して、私は主権を譲るのだろうか？ 自らを廃位しつつ、私は剥き出しの直接的な主体＝臣民として振る舞うのです——「subject」という語の両方の意味において。

しかし、以上の中にさえも誤りがあります。私の主体化＝臣民化〔subjection〕の経験には、直接的なところなど何もありません。ここで、私の話を聴きながら、あなたは私が同義性ではないにせよ類似性によって話を進めていることにお気づきでしょう。リチャー

〔3〕……Acendt, *Between Past and Future*, 163. 「アレント『過去と未来の間』二三頁。一部訳文を改めた。」「自由と隷従」（一九六一年）において「自由と政治」という題で出版された「自由とは何か？」のバージョンでは、次のようになっている。

人間社会の条件は、社会が個人としての人間ではなく集合的な種としての人間によって形成されるという事実、社会が一つの国民〔people〕ではなく多くの国民〔many peoples〕として組織されるという事実によって支配されており、この条件のもとでは、自由と主権はほとんど共通点がないために、並んで存在することさえできない。人々が、個人としてであれ共同体において集団化されるときであれ、主権を獲得しようと努める場合はいつでも、彼らはまず自由を廃止しなければならぬ。しかしもし彼らが自由であろうとするなら、彼らは主権への熱望を放棄しなければならぬのである。（A. Hunold ed., *Freedom and Seifdom: An Autobiography of Western Thought*, Springer, 1961, 205）

『シカゴ・ジャーナル』に発表された一九六〇年のバージョンは、『過去と未来の間』に所収のものである。

ドの経験は私自身のそれに十分近く、また主権の「譲渡」という一般的な経験に十分近いものであり、だからこそそれは私や他の者の経験の代理となります。これらを根拠に、類似性やさらには同義性を根拠にして、私は自分の議論に文化的な折り紙つきの引用という権威を付与しているわけです。私が自分のスピーチを都合良く演出し、原典に遡り「*ad fontes*」、権威に訴えている「*ab auctoritate*」ということがお分かりでしょう。シェイクスピア——あの主権的「至高の価値、その作品が、実に「すべての」人々に文化的に共有されているものを挙げるのに授業で使われる以上、「すべての人に共通」するはずの、「異論を挟む余地のない真正な経験」を提供するあの人物——は、エリートの西欧文化において、放棄と廢位をめぐり、「あるいは最も有名なかもしれない」指標を提供しているからです。「放棄すること」は、誰かに対して身を退くことであり、それは私の外部にある権威、ヘンリー・ボリングブルック（ヘンリー四世。リチャード二世を屈服させ、王位を譲り受ける人物）であれ、ハンナ・アレントであれ、別の誰かの「あなたはしなくてはならない」という命令に基づいています。私自身の言葉として、シェイクスピアの台詞にあるリチャード王の言葉を紹介しましょう。そうすることで私は、私自身の言葉や私自身の議論に対する私の要求を放棄するとともに、私が身を退けた相手であるシェイクスピアから私自身の目的のために彼の文化的権威を借りている。このことにおいて私は、キリストの形象を束の間纏うリチャードその人に倣っていることとなります。リチャードの纏う類似性、それは王の神的な権利を主張する長い伝統に支えられた、主権者と神の同義性に他なりません。

だがこのかたがたの顔には

見覚えがある。かつて私に「万歳！」と叫んだ

私の家臣たちではないか？ ユダもキリストにそうしたが、

彼には十二人の弟子のうち一人をのぞいてみな忠実だった、

私には一万二千の家臣のうち忠実なものは一人もおらぬ。〔第四幕第一場 前掲邦訳、一四八頁〕

私の棄却「abjection」、私の臣民化「subjection」、私の崇高なる主体性「subjectivity」。私が主権を「放棄」できると想像することは、私がアレントの命じる「くなければならぬ」が差し向けられ、呼びかけられるのを自由に拒絶できると想像することであり、類似性と同義性なしでも、他の誰かの文化的権威なしでも私はあなたに語ることができると思像することです。それは、私の棄却が、彷彿

徨える、遅々とした足取りをたどって、臣民化となり、そして次に、主体性になると想像することです。それは、私がまず、諸々の類似性や同義性から自身を切り離すことができる、しかもそれは、私がそれらの類似性や同義性を意のままにしないとき、それらを手懐け、支配下に置いていないときでさえも起こりうることであり、と想像することであり、そして次に、受動者「受難者」として、行動する主権的「至高の自由をそれらに与えてもらうことができると思像することです。このように想像することは、リチャードが自分はキリストさえ超えた苦みを味わっていると大袈裟に主張する（「彼には十二人の弟子のうち一人をのぞいてみな忠実だった、／私には一万二千の家臣のうち忠実なものは一人もおらぬ。」）とき、自己を退位させるとともに自己を基礎づけているのと同様、自己を退位させ、自己を基礎づけるような、不死身で本源的「*pistim*」で、決断を行うという政治的主体性のモデルを追求することです。私が主権を「放棄」できると想像することは、そもそも人は主権を要求でき、あるいは所有できると信じることを必然的に含みます。主権を放棄するという想像は、自己を破滅させる棄却的身振りのうちに、規律や、制度や、その他の諸世界の課す拘束を受けることのない主体性の想像や、その基礎づけの追求を意味するのです。制約を受けることなく、脅かされてもいない主体——とはいえそれは、拘束を課してくる規律や制度や発話の諸世界が生み出す適切性条件「*felicity conditions* 言語行為の適切な遂行を可能にする諸条件を指す言語行為論の用語」から切り離されている「*unmoored*」以上、同時に無用ないし知解不可能なものともなるのです。私が身を退くために依拠する権威も、私が自らの主権を委ね、見返りにそこから自らの剥き出しの主体性と臣民化を受け取る他者も、与えられてはおらず、私の手元にも、眼前にもなく、私に知解可能でさええないのです。

己自身を似たものと解縊しては繫留する「*unmoor and moor*」という棄却の身振りを理解するため、この反基礎づけ的基礎づけ「*unfounding foundation*」を理解するためには、「主権」の還元不可能性、権威との——アレントには失礼ながら——共犯性を主張することから何が帰結するのかわかることが役立つでしょう。あなたは私が提示しているはつきりとマゾヒスティックな性向を不思議に思うでしょう（リチャード二世のマゾヒズムは、これまでに一度ならず語られてきました〔4〕）。あなたは、拘束というものが、警察さえもが、私の発話の適切性条件を提供するとは本当なのかどうか、私の臣民状態は本当に私の主体性の条件、それによって私がある

〔4〕……「自己を憐れみ、自己を劇的に見るペンゴスト」 <https://shakespeareforfellowship.org/review-of-fragedy-of-richard-ii-part-one-edited-by-michael-egan/>

命令に、自己を「破滅させ」という命令にさえ応答する主権的「至高の権力を手に入れることができるような条件であるのかどうか、知りたく思うでしょう。いかなる発話と記述の領界において、いかなる分析のレベルにおいて、この「還元不可能性」が作用すると私は主張しているのかと、あなたは尋ねるでしょう。私（とは誰のことでしょうか？）は、アレントの罫にまなもと引かかってはいるのではない——主権と呼ばれるものは、彼女の言葉を借りれば「いかなる人々もけつて主権的ではありえない」という認識に基づいて人間的自由の否定にいたるか、さもなければ、一人の人間、一集団、一政治体の自由は、他のすべての人々の自由、すなわち他のすべての人々の主権を犠牲にすることによってのみ購われうるという見方に傾くかの、いずれか」[5]ではないか？ 私の理解では、アレントにとって、ちようと彼女が分析するルソー主義の伝統においてそうであるように、「自由」と「主権」が同義的とされ、ともに政治的主体性を基礎づけるものと捉えられている限り、このジレンマへと陥る道は不可避のものでず。

しかしこれは、主権や政治的主体性をめぐって使うことのできる唯一の考え方ではありません。類似性や同義性が主張されるまさにその場所に、すなわち、異なる語を同じ実体や概念に繋留することが明確に政治的な価値となる場所において、これとは異なる諸々の考え方は見出されるのです。

主権 あるいは至高の権力と、「権威」（およびそれに基づく諸要求）の間の四つの差異を強調させてください。私はそれを、議論の余地の少ないものから順に挙げていくことにします。

——「権威」は説得や強制に基づくことはできない、とアレントは指摘します。しかし「主権」とその諸要求は強制と切り離し得ません。

——権威は「すべての人に共通する、異論を挟む余地のない真正な経験」によって基礎づけられるということが、アレントやその読者たちに、権威の不在について問う「資格」を与えています。そのような経験の権威こそ、「権威」の問いが立てられる資格です。それらの経験が存続し、あるいはくり返し生きられ、呼び出されうること、そしてその真正さ「authenticity」が問いただされずにとどまるということこそ、アレントにとって、端的に「権威」であるのです。しかしながら、主権、あるいは主権的「至高の権力」への要求は、このような仕方では基礎づけられていたことは今もかつて一度もありません。これは歴史的な問題ではなく、構造的で概念的な問題です。すなわち、権威と主権は基礎づけに対して、異なる、互いに折り合わない関係を持っているのです。たしかに専制君主、教会、また家族制度や大学制度といった形象は、「すべての人に共通する、異論を挟む余地のない真正な経験」によって基礎づけ

られた権威を持っている、あるいは持っていたかもしれませんが。しかし、そうした形象が主権的であり、あるいはそうであったのは、これは第三項からみてあれのようである、といった主張を可能にする、万人に共通という性質を、それが生産し、取り締まる「[police]」からです。私の議論はあれこれの点において、シェイクスピアがリチャードに語らせる台詞のようであるということ、リチャードの経験はキリストのそのようである、ということ、等々です。

——主権は「すべての人に共通する、異論を挟む余地のない真正な経験」の存する瞬間の回想や主張において基礎づけられるのではないというだけではなく、そもそもそれは経験において基礎づけられ、ということがありません。主権的「至高の要求こそが、権威はかつて存在したが、今や存在しない」という経験も含め、経験を基礎づけるのです。

——最後に、私の提案していることの多くは、私たちがコンセンサス、あるいは「議論の余地のない」「すべての人に共通する」もの——グラムシや彼の影響を受けた人々が「ゲモノ」と呼んできたもの——を生産し、取り締まる「[police]」権力をどのように理解するかにかかっています。「すべての人に共通する」経験には異論を挟む余地がありません。なぜならそれらについて敢えて異論を挟む者は「共通」であるものや人の外部に置かれるからです。もし私がそれらの経験についての共通理解に異論を挟むならば、私はもはや「人々」のうちの一人、他の一人々との「関係の」中の一人、「集合的種」の一人ではなくなります。だからこそ、警察——コンセンサスを統率し国家の主権を異論を挟む余地のないものにするという任務を、近代国家が明示的にせよ暗黙裡にせよ負わせる制度——があるものであり、警察に権威を与えようとする近代国家の努力があるのです。すなわち警察が、「すべての人に共通する」ものによって基礎づけられたものとして共通して理解されるように、「共通」善や共通利益をめぐる規範的かつ社会以前的な考えにおいて基礎づけられたものとして共通して理解されるようにするという努力です。警察に権威があり「authoritative」、かつ権威が与えられる「authorized」のは、それが共通性の経験を産出し、標準化し、管理運営する諸装置からなる制度「装置である」とは理解されていないとき、そして単に何が共通のものとして経験されたりされなかったりするかではなく、そもそも何が共通のものとして経験されるかが可能で、何がそうは経験され得ないかを決定する諸装置からなる制度「装置である」とは理解されていないときなのです。この制度「装置が使用する諸装置を、私たちは警察と呼んでいます。すなわち、監視器具を構成するありとあらゆるテクノロジー、一連

の強制道具のパレットのことで、そこには、アメリカのエリック・ガーナーやジョージ・フロイドの場合にそうであったように、「警官の」手や膝も含まれれば、警棒、テザー銃、拳銃も含まれています。警察は、アメリカ合衆国の司法が訴訟からの「限定的免責」と呼ぶものを与えられているとき、まさにそのゆえにこそ、権威があり、かつ権威を与えられているのです。こうした免責についてなされる明示的な法学的定式化——たとえば、一九六七七年のピアソン対レイ裁判の判決を判例とした諸々の裁判において見られるような——は、主権者が自身の基礎づけの経験を「共通」のものとして産出し、取り締まる「police」という権威＝権限を諸々の装置、制度に与える[authorize]際に常に用いる、暗黙裡の免責の定式、暗黙裡の免責化と比べれば二次的です[6]。学校や文化産業といったこれらの諸制度が、コンセンサスを産出し統制する道具＝装置としての自身の機能を視界から隠すとき、警察には権威があり、かつ権威が与えられている、こととなります。

こうしたことは、今日ではいずれも十分明らかなことでしょう。では、別のあり方は可能でしょうか？ 主権の要求に単に仕える、あるいはそうした傾向を持つのではない諸制度、すなわち、単に規定する技術的「装置」[device]であり、あるいはそうした傾向を持つのではなく、単に「ゲモニー」を産出し維持する、あるいはそうした傾向を持つのではない諸制度（警察、大学、家族……）を想像する方法はあるでしょうか？ たしかに産出し取り締まるという機能を持つ傾向があるとしても、同時にヘゲモニー化することのない、共通でない、異論を挟むことの可能な諸経験を産出し、保護し、管理運営をもするような諸制度を想像することは可能でしょうか？

こうした制度を、「不完全」[defective]であると呼ぶことにします。そうした制度の権威は、それらの主権に関わる明示的な機能と永遠に、開かれた衝突状態にあるでしょう。これらの制度が基礎づけ、あるいは喚起する類似性、同一性、「共通性」は、根本的にかつ構造的に、異論を挟むことが可能です。したがってこれらの境界線は、くり返し飛び越され、引かれ、消されてはまた引き直されるでしょう。これらの不完全な制度が構成する体制を、共和制「[republic]」と呼ぶことにします。

近代国家における警察の古典的定義に取り組むことにしましょう。それによれば、警察とは、国家を構成する主体＝臣民たちに対して、国家が暴力の独占を保持し、管理するのに用いる制度です[7]。私はこの標準的な定義をヴェーバーの論考「職業としての政治」から取っており、この論考にはすぐに戻ることにします。この定義において、「国家を構成する主体＝臣民たちに対して」という言葉は、次のような機能をはたしています。すなわち、それは軍隊と警察のあいだに、一方はいわば外的なもの、他方は内的なものというように対象を異にする制度として区別を行っているのです。もちろん今日のアメリカ合衆国では、また他国でも次第にそう

なりつつありますが、警察と軍隊の境界線は、両制度間で武器や人員が出入りし、技術、言語、目標が移転されることで横断され、不鮮明にされています。（諸制度の境界のこうした横断と不鮮明化が何をも曖昧にしているのかに注意してください。それは、何がそして誰が国家の内側に、あるいは外側に存在するのか、あるいはそもそも誰が、そして何が国家によって獲得され、その法に従い、その暴力に服するのかです。そしてまた、こうした曖昧化、横断、不鮮明化は一見して政治的、な次元で生じているものでありながら、グローバル化する資本が経済的、な次元において広く空間的区別を消し去り、価値づけ直していることによって可能になっており、またそれを可能にしているものでもあることに注意してください。というのはそうした区別は資源採取、製造、流通と消費の諸回路に関わるからです。）古典的に理解されてきた警察とは、国家がそれによって暴力の独占を実現する合法的手段、仕掛け、装置、[dis-

[6] ……ピアソン対レイ裁判の判決文では次のようにある。

コモン・ローにおいて警察官に絶対的かつ無制限の免責が認められたことはなく、また本件の警察官はそのような免責を主張してはいない。彼らの主張はむしろ、逮捕する際に彼らが有効と信じた法を遵守し、信義に従い誠実にかつ相当な理由によって行なったならば、彼らは法的責任を問われるべきではないというものである。我が国に支配的な見解では、治安官が相当な理由によって逮捕する場合、後に容疑者の無罪が証明されたとしても、それだけで不法逮捕の法的責任が問われる訳ではない。（……）逮捕に相当な理由があるとき、逮捕せずに職務放棄の責めを負うか、逮捕して損害賠償を科されるかの間で選択しなければならぬというほど、警察官の運命は不幸なものではない。疑いの余地は皆無ではないものの、同じ考え方に基つけば、警察官が相当な理由によって有効と信じたが、後にそれ自体で又は適用において違憲と判断された法の下での行為については、彼を法的責任から免れさせる必要があるように思われる。〔限定的免責〕の根拠とされる判決文の一節。次のサイトから閲覧可能。 https://www.law.cornell.edu/supremecourt/text/386/547#fn12_ref

[7] ……これは Markus Dirk Dubber, "A Political Theory of Criminal Law: Autonomy and the Legitimacy of State Punishment" における近代的警察の概念上の機能の非常に明瞭な説明である。歴史的枠組みについては、「法律と警察は国家を概念的に捉える二つの方法を反映している。法律の観点から見れば、国家とは自由で平等な諸人格の政治的共同体の制度的表現である。法治国家の機能とはその構成者の自律性を、公的・私的なあらゆる側面において表現し保護することである。警察の観点から見れば、国家とは一つの家族 [household] の制度的表現である。警察国家は、家父長 [paterfamilias] として、彼の——あるいは国家の——家族の幸福の最大化を追求する」。Markus D. Dubber, "The Power to Govern Men and Things": Patriarchal Origins of the Police Power in American Law, 52 Buff. L. Rev. 1277 (2004) を参照。

positive) ということになるでしょう。

しかし、警察は何かそれ以上のものです。ヴェーバーのテキストの隣に、オーガスト・ヴォルマーの一九三六年の著書『警察と近代社会』中に見られる要約を並べてみましょう。ヴォルマーは、警察制度の歴史と社会学の文献の中ではアメリカ合衆国における近代的警察制度の創設者というイメージを背負われている人物ですが、『警察と近代社会』を「人間の精神をその度し難さにおいて理解したいという切なる願い、そして人間の行動をめぐる幾つかの問題についての生涯にわたる研究の成果」であると説明しています。彼の目標は、「長続きしない無力な怒りが時折発作的に中断させるものの、全体としては無関心で消極的であり、警察その他の政府の規制権の実効性を少なからず無化しているような公衆の態度」を正すことです。というのは、ヴォルマーによれば「この国の世論は、警察や、いかなる社会状態においてもその存続のためには根本的で不可欠であるような警察機能の質に關して、ほとんど悲惨なまでに無知である」からです。彼は次のように断定します。

階級間、人種間、および政治・社会・宗教的信条を異にする人々の間に摩擦が生じることは、普遍的法則であるように思われる。このことが真実である限り、警察が秩序を維持し、生命と財産を保護し、そして国家と国民の統合性を維持することは常に必要だろう。アメリカの警察について他に何が語られようとも、次の事実はより広く知られるべきである。すなわち、いかに多くの不完全性＝欠陥〔defects〕があろうとも、警察や警察の諸組織がなければ、無政府状態がこの国を覆い、この半球の現行の文明は消滅するだろう。アメリカの警察は、たとえ他にいかなる理由がなかろうとも、国家の維持が大部分その手にかかっているということによって正当化されるのである。〔8〕

それならば、警察の存在は、かたやヴォルマーは解決済みと見なし（「警察や警察の諸組織がなければ、無政府状態がこの国を覆う（……）だろう。アメリカの警察は、たとえ他にいかなる理由がなかろうとも、国家の維持が大部分その手にかかっているということによって正当化される」）、かたやヴェーバーは「職業としての政治」において明示的に立てている問いを、特有の仕方で、〔uniquely〕提起していることになります。すなわち、国家は存在するのだろうか？ ヴェーバーの有名な問いは、次のようなものです。

国家も、歴史的にそれに先行する政治団体も、正統な（すなわち、正統なものともみなされている）暴力行為という手段に支えられた、人間の人間に対する支配関係である。だから、国家が存続するためには、被治者がその時の支配者の主張する権威に服従することが必要である。では被治者は、どんな場合にどんな理由で服従するのか。この支配はどのような内的な正統化の根拠と外的な手段とに支えられているのか。

Der Staat ist, ebenso wie die ihm geschichtlich vorausgehenden politischen Verbände, ein auf das Mittel der legitimen (das heißt: als legitim angesehenen) Gewaltamkeit gestütztes Herrschaftsverhältnis von Menschen über Menschen. Damit er bestche, müssen sich also die beherrschten Menschen der beanspruchten Autorität der jeweils herrschenden fügen. Wann und warum tun sie das? Auf welche inneren Rechtfertigungsgründe und auf welche äußeren Mittel stützt sich diese Herrschaft?〔9〕

警察の存在によって立てられる問いを、私たちは些か弱め、あるいは改変し、次のように問うてみることができます。人間が人間を支配する関係として国家が理解されるとき、つまり国家が合法的な、すなわち、*das heisst* 「合法と見なされた」、暴力に支えられた関係として理解されるとき、そのような国家は存在するのだろうか、と。警察の存在は、国家の存在の必然性という問いを開きます。人々はいづ、そしてなぜ、警察に従うのか？

別々の観点に立つヴェーバーとヴォルマーは、合わせて一つの循環を提供しています。警察はその制度的権威を主権国家の権威から借りており、国家は自己権威化の手段として警察を用いているのです。この「借りる」と「用いる」からなる循環は、国家の主権と警察の権威をめぐる近代的な考え方にとって決定的なものです。

この循環が閉じ、完結すること〔closure〕を、警察の審級〔instance〕と呼ぶことにしましょう。私たちが欲望するのは、この完結なのだと言ってみましょう。それが私たちの棄却から主権的主体性へと続く彷徨える道のりを聞くがゆえに、その限りで私たちはこの

〔8〕…… August Vollmer, *The Police and Modern Society*, University of California Press, 1936, 185.

〔9〕…… Max Weber, *Politik als Beruf*, Dunker & Humblot, 1926, 9. [マックス・ヴェーバー『職業としての政治』脇圭平訳、岩波文庫、二〇一〇年、一頁。一部訳文を改めた。]

完結を欲望するのだと。警察の審級を私たちの対象として選ぶことは、法に対して文化的に認められている地位について取り組むことであり、警察が法の代理人〔agent of the law〕として、あるいは国家の実現手段として正統性を獲得し、また国家がそのあらゆる主体に臣民に対し暴力の独占者として正統性を獲得する諸手續について取り組むことです。相互連関する正統化というこれらの手続には、独立の諸制度（学校、大学、家族、教会といったいつもの類です）も巻き込まれています。それらの制度は、社会におけるコンセンサスを創出し、またとりわけ記憶と希望を集団化し統制する装置です。すなわちそれらは、時間性を学校や司法において集団化し統制するとともに、あれこれの事柄は集団の知恵と集団の歴史を體現するものとして今までずっとあのようでありこのようであったのであり、服従に値し、正統性があるのだというコンセンサス、つまりそれらは権威的であるというコンセンサスを創出し、またあれこれの事柄はそうした集団の知恵と集団の歴史を具現するものとして望まれて然るべきだというコンセンサスを創出するのです。それならば、警察の審級は、ヘゲモニーの創出、アレントの言葉を使えば、「異論を挟む余地ない」〔すべての人に共通する〕ものの境界の画定という特異な機能を持つことになります。それは類似性や同義性を統制する——警察する〔police〕——役割を果たすのです。主権国家において何が一つの概念として、一つの制度として見なされるべきかを基礎づけるのです。

警察の審級は必然的である。こう主張することで、私は何を意味しているのでしょうか？ 警察という制度が必然的であると主張しているわけではありません。その反対です。制度の「必然性」は次の議論の主題です。摂理における、あるいは論理・推論における必然性（分析的必然性、厳密な含意、〔論理学上の〕伴立、相関性）については今は置きます。近代国家なるものは、別様でもありえた歴史的出来事の中の偶然的事例として発展したものに過ぎないと想像してみましよう。そうだとすれば、警察の審級とは国家が暴力に対する独占状態を維持する手段、またこれまで維持してきた手段とは別の何か、またそれ以上の何かです。警察の審級が表すのは、政治という領野における必然性、あるいは政治という領野における必然性の必然性なのです。

ヴェーバーにおいて、警察の二階の〔second-order〕機能——私が警察の審級と呼んできたもの——は、「正統」であるものが「正統と見なされているもの」と必然的に同義とされる際にはたらいしています。つまり、「〜であるもの」から「〜と見なされているもの」へ、*„als legitim angesehen“*と見なされているものへ、すなわち、*„das heißt“*「共通して」、実に疑う余地なく正統であると見られているものへの移行です。「正統」であるものは、単に正統と見られているもの、ようであり、それと類似するものではありません。警察の審級のはたらきによって、それは同じであるのです。

締め括りにあたって、警察の審級、つまり政治という分野における必然性の必然性を表す形象が可能にするのはいかなる種類の政治的主体性なのか、そして一体それが欲望され、従われるということがいかにしてありうるのかについて、展開させてください。

私は、劇の一場面のようなものを思い描いています。通りを歩く一個人が、声をかけられ、自身が呼びかけられたと感じながら、なぜか振り返るという瞬間です。この場面は、よく知られるように、共通して理解されるように、アルチュセールの一九七〇年の論考「イデオロギーと国家のイデオロギー装置」に見出されます。声をかけ、声をかけられるということの意味は、今日では一九七〇年とは異なる価値を持っています。呼ぶことがいかなる感覚を生むか、いかなる経験を引き起こすか、当局による呼びかけ〔authoritative interpellation〕がいかなる権威を持つか、呼ぶことがその場にいかなる世界を生み出すか——これらは皆、付随的な事柄と見なされることあまりに多い諸要素に依存しています。たとえばこの小さな場面の場所、登場人物の人種、階級等々です。この場面は、これまでも決して無垢のものではなく、またアルチュセールが書いている時と場所においてもたしかにそうではなかったでしょう。今日のアメリカ合衆国では、そしてブラック・ライヴズ・マター運動が現れて以来、この場面は、最悪の事態を表すサインです。もし声をかけられたら、今日では多くの人が振り返るのではなく、逃げるでしょう。一九七〇年においてもそれは同様でした。（ポンテコルヴォによる一九六六年公開の映画『アルジェの戦い』では、呼びかけへのあらゆるレベルでのあらゆる応答が描かれています——映画の登場人物たちは、アルチュセールの劇中人物のように呼びかけに答えて振り向くこともあれば、警察から逃げたり、戦ったり、無視したりもします。彼らはまた、警官の声を自身の声と捉え、武器を取れという呼びかけに変えます。民衆の抵抗の様々な様態があり、弱き者たちの様々な武器があります。それらは、ちょうど映画の終結部で奇跡のように復活する蜂起のように自発的なものです。あたかもカスバの住人がフランスの植民地警察の面前で呼びかけかえすかのように。）

英語圏で最もよく知られた「国家のイデオロギー装置」論考のバージョンは、『レーニンと哲学』所収のものでしょう。より長く（この主題を）論じたバージョンは、一九九五年に『再生産について』として『フランスで』出版された一連の論考の中に見出されます〔10〕。次に引用するのはG・M・ゴシユガリアンによる二〇一四年翻訳の『資本主義の再生産について』『再生産について』の英訳からの一節です。

こうしてわれわれは、イデオロギーは、われわれが呼びかけ、〔interpellation〕なにし呼び止め、〔calling〕と呼ぶまゝにその操作によって、諸個人のあいだから主体を「徴募し」（イデオロギーは彼らを皆徴募する）、あるいは諸個人を主体に「変容させ

る」(イデオロギーは彼らを皆包容させる)という仕方で「作用し」、あるいは「機能する」、ということを示唆しておきたい。

この操作は、警官(あるいは警官でなくとも)が行う、「おい、おまえ、そこのおまえだ!」といったきわめてありふれた日常的な呼び止めの実例にしたがって思い浮かべることができる。読者にもっとも具体的な種類の具体性を提供するため、われわれが想像しているような理論的な場面が街頭で起こったと仮定すれば、その呼びかけられた個人は振り向く。この一八〇度の単純な物理的回転によって、この個人は主体となるのである。なぜか? なぜなら、彼は呼びかけが「まさに」彼に向かつてなされており、また「呼びかけられたのはまさに彼である」(そして別の者ではない)ということを確認したからである。経験の示すところでは、呼びかけという距離を伴った実践上のコミュニケーションは、狙った相手は必ずそこがほとんどない。言葉による呼びかけであらうと、呼子の一吹きであらうと、呼びかけられた当人はつねに、呼びかけられたのは自分だと知っている。しかしながらこれは奇妙な現象であり、「やましいことをかかえている」人びとは大勢いるとはいえ、「罪悪感」だけでは説明できないものである。それとも、実は誰もが何かやましいことを常にかかえている「everyone always has something on his conscience」のであり、誰もが少なくとも、果たすべき説明や遵守すべき義務「accounts to render or obligations to respect」がある。たとえそれがあらゆる呼びかけに答えるという義務にすぎないとしても、漠然と感じているのだらうか。奇妙である。^[11]

Nous suggérons alors que l'idéologie « agit » ou « fonctionne » de telle sorte qu'elle « recrute » des sujets parmi les individus (elle les recrute tous), ou « transforme » les individus en sujets (elle les transforme tous) par cette opération très précise que nous appelons l'interpellation, qu'on peut se représenter sur le type même de la plus banale interpellation policière (ou non) de tous les jours : « hé, vous, là bas ! »... L'expérience montre que les télécommunications pratiques de l'interpellation sont telles, que l'interpellation ne rate pratiquement jamais son homme: appel verbal, ou coup de sifflet, l'interpellé reconnaît toujours que c'était bien lui qu'on interpellait. C'est tout de même un phénomène étrange, et qui ne s'explique pas seulement, malgré le grand nombre de ceux qui « ont quelque chose à se reprocher », par le sentiment de culpabilité – à moins que tout le monde ait effectivement quelque chose à se reprocher sans arrêt, donc que tout le monde ressente confusément qu'il a au moins, et à tout instant, des comptes à rendre, c'est-à-dire des devoirs à respecter, ne fût-ce que celui de répondre à toute interpellation ? Étrange.

『レーニンと哲学』のバージョンでは省略されている(フランス語原文の)箇所に注目してみよう。「誰もがたしかに何かやましいことを絶え間なくかかえている」[tout le monde ait effectivement quelque chose à se reprocher sans arrêt]というのでもなく限り、したがって誰もが少なくとも、かついずれの瞬間にも、果たすべき説明、すなわち遵守すべき義務がある[des comptes à rendre, c'est-à-dire des devoirs à respecter]と——たとえそれがあらゆる呼びかけに答えるという義務にすぎないにせよ——漠然と感じているというのでもない限り」。

[10].....この論考の非常に複雑な出版経緯について、またこの論考のより長いバージョンにおける「革命を構想可能にするであらう「組織的な組織」という観念、および主体の「反対解釈」という観念に対する共通の名として用い得る実践「practice」の問題」(viii)を伴うマルチュセルの根本的な関心を明らかにしようとした周密な解釈については、Étienne Balibar, "Althusser and the 'Ideological State Apparatuses,'" "Foreword" to Jacques Bidet et al., eds., Louis Althusser, *On Reproduction of Capitalism: Ideology and Ideological State Apparatuses*, tr. M. Goshgarian, Verso, 2014 を参照。Warren Montag, "Althusser's Empty Signifier: What is the Meaning of the Word 'Interpellation'?" *Meditations* 30:2 (2017), 63-69 を参照。

[11].....Althusser, *On the Reproduction of Capitalism*, 191. [レイ・アルチュセール『再生産について』西川長夫・伊吹浩一・大中一彌・今野晃・山家歩訳、平凡社、二〇〇五年、二六六頁。ただしこの引用の趣旨にしたがい、ゴシュガリアンの英訳にに合わせて訳文を適宜変更した。]。ブルースターの翻訳では次のようになる。ただし、私が少々改変しており、また『レーニンと哲学』では本来含まれていない「再生産について」からの一節については私の翻訳である。イデオロギーは「アルチュセールが言うには、

わたしが呼びかけ、ないし呼び止めと呼んできた操作、警察その他による、きわめてありふれた日常的な「おい、おまえ、そこのおまえだ!」といった呼び止めの実例にしたがって思い浮かべることができるまさにその操作によって、諸個人のあいだから主体を徴募し(イデオロギーは彼らを皆徴募する)、諸個人を主体に変容させる(イデオロギーは彼らを皆変容させる)という仕方である。……)しかしながらこれは奇妙な現象であり、「やましいことをかかえている」人びとは大勢いるとはいえ、罪の意識だけでは説明できないものである。誰もがたしかに何かやましいことを絶え間なくかかえており、こうして誰もが少なくとも、そしていかなる場合においても、果たすべき説明、すなわち(c'est-à-dire)遵守すべき義務がある。たとえそれがあらゆる呼びかけに答えるという義務にすぎないにせよ、そうなのでもなく限り。奇妙であらう。」(Louis Althusser, *Lenin and Philosophy and Other Essays*, tr. Ben Brewster, Monthly Review Press, 2001, 174.)

フランス語原文については、長バージョンは Althusser, *Sur la reproduction*, PUF, 1995, p.226 を、短バージョンは p.305 を参照。

ゴシュガリアンの翻訳では、*was arrêté* という、この一節におけるアルチュセールのもっとも奇妙な表現が取り逃がされています。この表現はたしかに「誰もが何かやましいことを常に」[*always*] かかえている」ことを意味するわけですが、同時に、かつ同義的ではない仕方、この感覚が逮捕 [*arrest*] あるいは逮捕状 [*warrant*] なく生じることを意味します。警察を取り上げる劇上の一場面においては重要なポイントです。私の目的にとってさらに重要なことには、ゴシュガリアンの翻訳は、呼びかけられた主体が「漠然と」感じるのとは重要な何かをめぐる第二の言い淀み、あるいは言い直しを省略してしまっているのです。ゴシュガリアンの「英語の」翻訳では、アルチュセールは次のように書いています。「しかしながらこれは奇妙な現象であり、「やましいことをかかえている」人びとは大勢いるとはいえず、「罪の意識」だけでは説明できないものである。それとも、実は誰もが何かやましいことを常にかかえているのであり、誰もが少なうとも、果たすべき説明や遵守すべき義務」[*accounts to render or obligations to respect*] があると、たとえそれがありとあらゆる呼びかけに答えるという義務にすぎないにせよ、漠然と感じているのだろうか」。この一節をより逐語的に「フランス語原文から英語に」翻訳すれば、次のようになります。

誰もがたしかに何かやましいことを絶え間なく [*inexorably*] [*was arrêté*: 逮捕されることなく、逮捕状なく] かかえており、こうして誰もが少なくとも、そしていかなる場合においても、果たすべき説明、すなわち [*that is*] [*cesta-dire*] 遵守すべき義務がある、たとえそれがあらゆる呼びかけに答えるという義務にすぎないとしても、というのでもない限り。奇妙である。

なぜアルチュセールはこの一節を削除させようと思ったのでしょうか？ たしかにこの一節はこの論考の他の部分の多くと比べて散漫で洗練されていませんが、私は、アルチュセールがこれを削除するのは文体上の理由からではなく、それが政治という領野における必然性の必然性の還元不可能性の問いへと入り込むとりわけ危うい道を開いているからだ、と示唆したいと思います。

一方には、人をして（これまで見てきたように、それは根本的に他から区別された「人」であるわけですが）呼びかけられた際に「えーっと、私に言っているんですか？」と答え、ふり返り、あるいは呼び返させるようなやましいさの感覚、果たさねばならない説明があるという居心地の悪い感覚があります。他方には、「遵守すべき義務、たとえそれがあらゆる呼びかけに答えるという義務にすぎないとしても」があるという、呼びかけが喚起しうる感じ、感覚があります。これらは同じなんでしょうか？ ここで、同義性を表

すのはアルチュセールの *cesta-dire*、ヴェーバーの *das heißt*、すなわち、「すなわち」 [*that is to say*] という内的翻訳の形象です。cesta-dire は自分自身と自分の行動について説明を果たすこととして理解された主体性と、義務への責任に「応答可能性」として理解された主体性を同義的なものにするという機能を果たしています。

これら二つは、主体の形成をめぐる二つの異なる古典的モデルと対応します。一方では、主体は説明が果たされうる諸経験、人が「自分のものとして」称し、多かれ少なかれ説明のできる諸経験の集合として理解されます。経験的な、経験論的でさえある主体形成の説明です。こちらの側面では、私はその説明を果たす立場にある諸々の出来事——私の人生における諸々の事件、瞬間、個別の約束——を想起しますし、私とはそのような想起をする者です。他方にあるのは、空虚で形式的な倫理的主体の構成です。空虚であるというのは、すなわち個別の歴史的内容や経験的内容も持たないということです。こちらの側面では、私の主体性とは呼びかけに応答するという空虚な出来事、レヴィナスなら〈他者〉からの呼びかけに対する前―述定的応答と呼ぶであらうものです。

アルチュセールの警察劇がこれら二つを同義的にしていることは、何を意味するのでしょうか？ 私の人生における出来事は、いずれも私の人生における出来事であると私が称することができる限り、この「警察劇の」描写においては、私が形式的に、抽象的に、空虚なかたちで責任を負う「responsive」ことのできる出来事ともなります。警察が私に呼びかけるとき、私がふり返るのは単に私が呼ばれていると具体的に感じるからだけではなく、ふり返ることによって、私がこれら二つの主体化の縫い合わされた点として私の主体性を構成するからなのです。これ以降、私の人生における出来事は、いずれも一つのリストの一部となり、そこで単に「起こった」順に並ぶだけでなく、また「私を指示する」指標ともなります。つまり、それらの出来事は、私がそれに対して責任や責めを負っている固有名と結びついたもののなのです。さて、「レーニンと哲学」では「削除された『再生産について』の上記の一節においてアルチュセールが提供するこの連接、この縫合―語、この同義性は、政治という領野における必然性の必然性を表現するのと同様に、警察の審級が何を行うのかをも表現しています。つまり、警察の審級はこれら二つの主体化のモデルの同義性を産出するのです。閉じて完結する傾向をもった諸制度 [*tendentially closed institutions*] ということで、私たちは今や次のことを理解します。閉じて完結する傾向を持った諸制度は、私を私のようである、[*like*] ものへと繫留「*moor*」するのです。それらは数々の経験によって経験的に構成されたものとして、かつどの経験に対しても形式的に、超越論的に責任を負うものとしてという、同義化された二つのアスペクトにおける主体を縫い合わせるのです。

私は、警察の審級が設える諸々の同義性が停止するとき、政治的主体の他なるモデル、制度の他なるモデルが見出されうることを示唆してこの議論を始めました。こうした諸々の主体性は、解纜し〔unmoor〕、基礎を取り去り〔unfound〕ます。それらは私の経験を、経験の出来事に対する私の形式的な責任から分離することにおいて設立されます。設立されたものとして、制度として、不完全な制度として、その主権は常にラディカルに分割可能であり、その権威は基礎を取り去られています。それは、傾向として統一的な国家形式とその様々な同義語のヘゲモニーの終焉を示すものなのです。

翻訳Ⅱ上田有輝（東京大学大学院総合文化研究科超域文化科学専攻表象文化論コース博士課程）

立憲的ポピュリズムと軍事クーデタ——現代韓国における人民主権の運命

Constitutional Populism and Military Coup : A Fate of People's Sovereignty in Modern Korea

キム・ハン | Kim Hang

1 ある立憲主義者の肖像

日本統治下の朝鮮に生まれ、日本で大学教育を受け、独立後に政界、財界、学界の中心に落ち着く、というシナリオをよく目にします。とりわけ、このシナリオの主人公たちなしには、一九五〇年代から七〇年代にかけてどのように韓国社会が自らの国家的枠組みを打ち立てたのかを把握することは不可能です。彼らの重要性は、思想史の領域に範囲を狭めれば一層顕著なものとなります。人文学や社会学、さらには自然科学に目を向けても、日本帝国で学んだ人々が初期の学界に与えた影響は甚大です。その中でも、憲法学者韓泰淵（ハン・テヨン）は余人をもって代え難い位置を占めています。このことは、一九五〇年代から九〇年代の終わりにかけての彼の精力的な著作活動と優れた業績についてのみならず、現代社会の激動の只中で社会参加する知識人としての、法体系の形成への深い関与についても当てはまります。韓泰淵は第二共和国憲法、第三共和国憲法、維新憲法（「第四共和国憲法」とも呼ばれる、朴正熙政権下で成立した憲法）の制定に関与し、5・16クーデタ（朴正熙政権を成立させた軍事クーデタ）から維新体制までの間政治家を務め、のちには新聞社の編集長を務めて社会全体への多大な影響力を行使しました。この意味で、韓泰淵の生涯は知識と政治がどのようにして現代韓国に関与していたのかを示す特異な例を提供していると言えるでしょう。

もちろん、韓泰淵のように、体制と近い関係を築いて現実に「参加」した知識人は多くいました。その中でもとりわけ韓泰淵にこの発表で詳しく注目するのは、現代韓国のポピュリズムについての歴史的見地を得るためです。後で議論するように、ポピュリズム

とは、議会中心の制度的民主制を解体することによる大衆へのアピールと動員を通して、政治と統治を發展させる現象のことを指す概念です。ポピュリズムは二〇世紀の政治史において世界規模で多くの形態をとって現れました。その中には一九三〇年代のナチズムやイタリアのファシズム、ラテンアメリカでの大衆社会の發展、最近のトランプ現象、ブレクジット、ヨーロッパでの移民忌避と極右の伸長などが含まれます。もちろん、韓国も決してその例外ではありません。李承晩政権の成立は徹底的にポピュリズム的な大衆の動員によって可能となったのであり、朴正熙以来の軍事政権の統治形態は、議会権力を無効化することによって大統領と人民を直接に結合するものでした。この文脈からすると、現代韓国の統治パラダイムは官製ポピュリズムであったように見えます。

韓泰淵の知的探求はこの潮流の只中で行われました。彼は官製ポピュリズムの發展を憲法理論の概念とカテゴリーを通して示そうとし、また、そのような統治パラダイムのための法体系を設計したのです。韓泰淵自身が回想している次の場面は、彼の知的探求を劇的に示す例です。

この紳士「引用者注…陸軍中尉李錫濟（イ・ソクジエ）」は制服に身を包み、ピストルを携えてやってきた。彼は私に革命的憲法を作るようにいった。「引用者注…私がそれは無理だと答えると」彼は何かできるかと尋ねた。そこで私は草案としてそれを研究することにし、彼を返した。彼を返した後、何も思いつかなかった。その時、一つのアイデアが浮かんではいた——すなわち、ヒトラーが権力掌握後にヴァイマル憲法を徐々に侵害していった過程。人民と国家の権限を除去することを意図したいわゆる「授権法」〔日本では「全権委任法」として知られている〕である。この法は、いわば、ナチスが憲法を覆すような法をヴァイマル共和国が制定したということで学者の間では知られている。これによって、ヒトラーは独裁制を完結させ始めていたのであった。その法律が私のヒントであり、私は恵化洞にある今はなき小さなホテルで一週間ひとり取り組み始めた。（……）国家回復のための非常事態法は、ここから作り出されたのである。（Han Taeyeon 2002, 34-35）

この場面はクーデタに協力したお抱え学者の率直な回想と見なせるでしょう。しかし、この場面は朝鮮半島の近代史と思想史に仕掛けられた強い想像力をもた刺激します。韓泰淵は一九一六年に咸鏡北道に生まれ、一九三〇年代後半に日本に移り住み、早稲田大学を一九四三年に卒業し、高等文官試験に合格しています。彼は一九四六年に韓国に逃れる前は咸鏡北道の農商局の局長を「と並行していたドイツ公法によって示すか」ということを示すものとして解釈できるでしょう。

韓泰淵は一九三〇年代に日本で学んでいた時に、日本の憲法学者黒田寛から多大な影響を受けていました（Han Taeyeon 2002, 21）。とりわけ、韓泰淵は解放後の講義で黒田の憲法の教科書に大いに頼っていたことを告白しています。黒田は、ハンス・ケルゼンの法実証主義から始めてカール・シュミットの決断主義的な法学の洗礼を受け、独自の憲法理論を創出しました。一九三〇年代の黒田憲法理論の中核にあったのは、主権の正統性の根拠についての問いでした。黒田によると、ケルゼンは主権の正当性を想定（かのように）として超越論的なものにしたのに対して、シュミットは政治的解釈によって経験論的なものになりました。換言すれば、どちらも主権の成立の背後にある根拠を法学の論理によって説明することができないのです（岡本 2015）。

このような黒田の影響のもと、韓泰淵の憲法理論は、主権を単に想定するのではなく主権を主権たらしめるのは何なのかということを繰り返して論じたのです（Han Taeyeon 1957）。あとで詳細に議論しますが、韓泰淵は主権が人民にあると主張する人民主権の理論を単に前提したわけではありません。むしろ、彼の主眼は人民が主権者であり続けるための条件を同定することにあったのです。こういうわけで、彼は憲法理論のカテゴリーと概念において意図せずにポピュリズムに傾いているのです。彼は理念的統一体としての人民が統治権力を支える力であるべきだと信じていたのです。

この文脈の中で、韓泰淵は積極的に体制の守護者の立場をとる一方で、4・19「李承晩を失脚させるに至ったデモ活動」と5・16に続くこととなる動乱の間はクーデタを支持したのです。それは現代韓国のポピュリズムを、主権と結びつけ、一九三〇年代の世界的な「総動員システム」の経験を重ねることによって示す声明でした。以下の箇所ではポピュリズムとナショナリズムの現代韓国における関わり合いを、韓泰淵の知的探求を追うことによって論じることになります。まず最初に、韓の憲法理論に深い影響を与えているカール・

[1]……この略歴は韓泰淵自身の回想（Han Taeyeon 2002）と『栗山韓泰淵博士回甲紀念論文集』*Essay in Celebration of Han's 60th Birthday*（栗山韓泰淵博士回甲紀念論文集編纂委員会 1977）に基づく。

2 人民主権とポピュリズム

「すべての権力は人民に由来する」（大韓民国憲法第一条）。憲法の表現は国によって異なるとはいっても、この人民主権の原理はすべての民主主義国によって共有されています。問題となるのは人民（＝市民）です。ルソーを引くまでもなく、人民が個人の単なる総体ではないということはよく知られています。人民は一つの意志を持った単一の統一体であり、分割や部分というものがあってはなりません。しかしながら、人民主権は常に制度化され、人民の統一性にもかかわらず機能上は分割されてきました。統一体としての人民は直接権力を行使することは決してできませんが、人民は常に人格や制度を通じて権力を遂行するのです。憲法を頂点とする法体系が民主的体系における統治の基礎にあるのはまさにこのためです。人民主権は、法体系によって緻密に組織された機能の分割を通して、間接的に効力を持つに過ぎません。

しかし人民は民主的な統治システムにおいては誘惑でもあります。現代政治原理の決まりが直接民主制の不可能を前提とする間接統治であるにしても、歴史は民主主義が人民の直接性への誘惑を断ち切るのに失敗してきたことを示しています。歴史上の数多の人民の蜂起は直接民主制の表明であると思なされてきましたし、革命を夢見る人々にとっては、単一の、統一体としての人民は体制転覆のための強い根拠でありました。自分の内にその誘惑を受け入れる人々は「政治的現象学」とでも呼べるような仕方で人民の存在を描いてきました。これはジョルジュ・ソレルのゼネスト——彼は世界を一瞬のうちに停止させることで人民の存在を証明しようとしたのです——や、ヴァルター・ベンヤミン——彼はソレルを引用し、神的暴力という形で人民の直接性を設定しました——、そしてレーニン——彼は統一された革命を、プロレタリアートという最後の人間形態を鉄に重ねることによって率いました——に当てはまります。同様に、カール・シュミットもまた自由民主的立憲国家に対抗するための人民の表明には反対していました。しかしシュミットにとっては、それは革命のためではありません。むしろ、それは憲法の権力をリベリズムから守ろうとする試みだったのです。

「人民」は公共の領域においてのみ現前する概念である。人民は大衆においてのみ現れ、一般に人民はまず大衆を生み出す

のである。人民と大衆は共に存在している。大衆なき人民はなく、人民なき大衆はない。現前し、真に集会している人民のみが人民であり人民を生み出すのである。人民は代表されえないというルソーの有名な主張を支える正しい観念は、この真実に依っている。人民は代表されえない、なぜなら人民は代表されなければならないが、現前しているものではなく不在のものが代表されうるからである。現前し、真に集合している人民として、人民は純粹な民主主義において、可能な限り最大限の同一性をもって存在している。（Schmitt 2008, 272）

シュミットは公共の広場での人民の集合を人民そのものにして大衆そのものとして定義し、このような仕方で表明する人民が人民に独自の活動を遂行すると主張しています。これは「喝采」と呼ばれています。公共の広場での歓声や沈黙によって、人民は指導者や何らかの提案に対しての賛成あるいは反対を決定するのです。換言すれば、「人民＝大衆＝喝采」が、民主主義の基礎たる人民主権が存在する現況なのです。結果として、「シュミットにとっては、喝采は民主的権力の構成要素としての人民の純粹で直接的な表現」（Agamben 2011, 171）だったのです。アガンベンは、喝采の系譜を再構成しようとするシュミットの戦略を次のように評価しています。「シュミットの戦略は明確である。彼はエーリック・ペーターゾンから儀礼的喝采の構成的機能を借用することによって、純粹直接民主主義の理論家として行動したのである。直接民主主義を通して、彼はヴァイマル共和国の自由民主主義に対抗しようとしたのだ。（……）直接現前している人民の喝采は秘密投票というリベラルな実践への反対である」（Agamben 2011, 172）。

したがって、喝采の系譜学を呼び出すことは、直接民主制を民主的共和制のリベラルな実践とシステムに配置させることです。カール・シュミットはヴァイマル体制の政治的混乱を、彼の戦略を通して乗り越えようとした。彼にとって、ヴァイマル体制の政治的混乱はリベラルな議会のカオスと等しいものでした。無力な議会は政治的決断力よりも「永遠の無駄話（ewigen Gespräch）」が目立つものであり、敗戦に由来する分断を乗り越えられそうにはありませんでした（Schmitt 2012 [1926]）。『独裁』（一九二二年）、『政治神学』（一九二三年）から『憲法論』（一九二八年）に至るカール・シュミットの一九二〇年代の著作は、すべてこのような状況への介入だったのです。彼は、ヴァイマル憲法四十八条に基づく大統領の独裁権を、議会の無力を克服するための方法として要請しました。ここで独裁権とは、憲法が生じる元である憲法制定権力は有効であり続けますが、他方で文字に書かれた文面としての憲法はその効果を停止されず（Schmitt 1996 [1921]）。人民の喝采はここで要請されます。シュミットは大統領の独裁権の正当化を、人民主権の表

明、あるいは人民の喝采に求めたのです。

近年の研究はこのような文脈と重なるところがあります。というのは、ポピュリズムは単なる反民主主義的な病理的現象ではなく、影・周縁・幽霊という形をとった民主主義に対する挑戦であり横取りであるからです（Canovan 1999; Akerman 2003; Ardit 2003, 2004; Taggart 2004; Mudde 2004）。最高の基準として憲法を持つ制度的民主制という観点からすると、ポピュリズムは明らかに、民主主義を破壊する病理です。なぜかという点、ポピュリズムは先鋭化して、規範・議論・妥協・合意を決定・歓声・敵意・対立という政治的プロセスとして分断してしまからです。しかしながら、近年の研究はこの構造から逸脱して、ポピュリズムを民主主義にとって「恒常的」なものとみなしています。規範的な立場は様々ですが、極めて最近の研究ではポピュリズムは民主主義にとって重大な地点に置かれています。このことは、直接統治・直接運動が、議会民主制を含む様々な制度的民主制を経由することで前景化してくるという状況は、病理であるというよりは通常の機構であるということを示唆しています。換言すれば、前に述べた人民という誘惑は、ポピュリズムに続いて、既に民主主義に埋め込まれているのです〔2〕。

シュミットの憲法理論の文脈に戻りますと、民主主義とポピュリズムは憲法制度と憲法制定権力との間の関係として理解できます。この関係は、「人民の喝采」が剥き出しとなって憲法に基づく法体系のもとでの「通常状態」が停止される、「例外状態」の一つです。もちろん、全てのポピュリズムが革命、政情不安あるいは戦争のような例外状態を結果として伴うわけではありません。しかし、重要な事実、ポピュリズムの現象としての特徴が、現行のシステムの危機を強調し、外敵を憎悪し、人民の一体性を主張するところにある、ということです。ポピュリズムはこれら全てを一つの人格に結晶化させ、人民の喝采をリーダーのカリスマ性によって表明もします。そのようなものとして、ポピュリズムは常に例外状態と独裁権をレトリックとして用い、現行のシステムが特定の集団のために奉仕しているのであって人民のために奉仕しているのではないと糾弾するのです。したがって、憲法とシステムを可能にする人民の喝采は、ポピュリズムにおいて召喚されるのです。カール・シュミットがポピュリズムと公法のダイナミックな関係を理論化したのは、このような文脈においてでした。

一九四八年の憲法施行以来、韓国の憲法史には何度かの改正がありました。この過程において、とりわけ一九五〇年代と七〇年代の改正手続きにおいて、ポピュリズムは常に憲法改正をめぐる政治力学の中心にありました。これはいわゆる釜山政治波動〔李承晩が大統領直接選挙制への改憲案を通過させるために、当時釜山にあった国会に対して暴力も辞さない圧力をかけた事件〕（一九五二年）と4・

19（一九六〇年）及び5・16（一九六一年）をめぐる議論において当てはまります。そしてこのパラダイムは維新憲法（一九七二年）に頂点に達します。そしてこのパラダイムは、主に権力構造をめぐる議論を通して、すなわち内閣制か大統領制かという議論を通して、典型的には公法に入りました。この文脈において、一九五〇年から一九七〇年代にかけての韓国のポピュリズムは統治の方法、覇権戦略、修辭と政治運動をはるかに超えた仕方で発展したように見えるかもしれません。以下の箇所で議論していくように、時の権力者は憲法改正を通して権力構造を再形成しようと試み、人民を主権者として召喚する官製ポピュリズムは典型的な様相を呈したのでした。この意味で、現代韓国に特徴的なのはポピュリズムが憲法改正の議論と並行して展開したということです。その過程において、韓泰淵という名の著名な憲法学者がいつも登場するというわけです。おそらくそれは決して偶然ではありません。カール・シュミットの多大な影響のもとで知的反省を繰り返した韓泰淵は、韓国の当時の状況をシュミットの主権理論の枠組みにおいて捉えたのです。それでは韓泰淵の知的探求に戻ることしましょう。

3 人民なき人民主権

「自由党〔李承晩政権の与党。李承晩は自由党を組織することによって改憲を行い、大統領を議会とは独立に直接選挙で選ぶ方式に変更することで権力を維持しようとした〕政権の時期、我々の国には一つの定式がありました。大統領制は独裁であり、内閣制はリベラルである。これがその定式です。議会制が国家の現実在即しているものであるかどうかということは無関係に、自由な政治システムは当時の韓国では普通のことだったのです」（Han Taeyon 2002, 26）。韓泰淵は4・19周辺の状況を回想してこう述べています。これは単なる恣意的な判断ではありません。例えば、別の公法学者は5・16の直後、4・19の一年後に次のようなことを言っています。「もち

〔2〕……ラクラウの議論に基づくムフの「左派ポピュリズム」が、脱政治化（物象化）にポスト民主主義の覇権的戦略となりうるこのためである。シュミットを明らかに意識しているムフのポピュリズム理論は、脱政治化と合意が支配するネオリベリズム的な時代の支配的パラダイムにおいて政治学の契機を復活させようとする試みだった。ムフ自身が認めているように、これは妥協と合意によって支配されたリベラルな支配に相反するパラダイムを対置させるものである、カール・シュミットのリベラル批判と軌を一にしている（Mouffe 2007）。

ろん、大統領制は独裁に流れ、内閣制のみが民主的なのだという理屈を立てることはできません。しかし、韓国の実情においては大統領制が李承晩体制の独裁を助けたということは否定できない事実であり、李承晩体制の終わりと共に、誰もが大統領制は変化に屈するだろうということを予測し得た事実だったのです」(Kim Namjun 1961, 204)。このように、大統領制から内閣制への以降は4・19後の民主化の自然な帰結だったということは「誰もが予測できた事実」だったのです。4・19後の改憲が議院内閣制を自然に採用したのはこういうわけだったのであり、この過程に韓泰淵は深く介入しました。その時の回想をみてみましょう。

4・19革命の後、国会憲法制定委員会が結成され、朴寅煥(パク・イナン)教授と私は有識者メンバーとして参加しました。私は麻浦にある別荘で何週間も憲法に取り組みましたが、議院内閣制は当時、野党の党是の一つでした。しかし、私が驚いたのは、これらの人々は大きな機会を手に入れているが、議会制という党是が何であるかを知らなかったのです。(……)私は自分の仕事をやりましたが、それが我々の現実には合ったものとは思いませんでした。(……)第二共和国の憲法裁判所の仕組みは我々がしつこく主張したものです。当時は有識者メンバーが議院内閣制を操っていたと言っても過言ではありません。なぜなら、国会議員は議院内閣制をよく知らなかったからです。結果としては失敗に終わりました。我々が失敗に直面したのは、それが我々の現実には合っていなかったからです。(Han Taeyon 2002, 26)

韓泰淵によると、当時の議会制は韓国国民には合わない華麗な衣装でした。これは単なる結果論ではありません。韓泰淵は既に一九五〇年代の著作の中で繰り返し、議会政治中心の議会制は韓国の状況には合っておらず、韓国の民主主義、議会、そして政治権力に問題を引き起こすと述べています。まず初めに、彼は議会政治について次のように言っています。議会政治が「現実の民主主義において欠かれない仕組みである」とみなされている。理由は、「対立する意図を持つ人々が社会的課題を公共の場で、議論と論駁を通しての妥協を進める中で形成するからである。したがって、これは相対主義の制度的表明であることに疑いの余地はなく、そして相対主義は民主主義の基礎である。これはとりわけ現実の政治が、特にこの議会制という文脈において、議会の多数派によって支配されている時に当てはまる」(Han Taeyon 1952, 15)。

物理的、精神的原則として透明性と相対主義を伴う議会政治は人民の意思を議論、論駁、そして妥協を通して具現化します。

したがって、韓泰淵は「熟議民主主義」は議会政治にとっての鍵であると当時すでに主張していたのです。しかしながら、この記事においては、彼は韓国に議会政治が定着することの可能性について悲観的です。それはごく自然なことでした。当時、通常の統治でさえ——ましてや議会政治は——朝鮮半島での戦争の破壊の只中で未完成でした。特に、「釜山政治波動」と呼ばれる一連の騒動は、透明性、相対主義、そして議論・論駁・妥協からなる熟議民主主義は韓国においては想像すらできない幻想であるということを刻み込むのに十分なものでした。韓泰淵はこの混沌を目にし、最高潮に達した時には憲法を持っていた制度的民主主義が、定着させずに崩壊するのを目撃したに違いありません。一九五二年の「釜山政治波動」によって、彼は議会政治は韓国国民にとっては華麗な衣装であるということを確信したのです。

一九五一年二月九日、李承晩は記者会見で大統領の直接選挙制の改正に言及しました。彼は議会で大統領が選出されることを可能にしている憲法を改正する意欲を表明しました。その目的のために、李承晩と族青(朝鮮民族青年団「一九四六年に李範奭が組織した右翼青年団体。李承晩体制の維持に協力し、釜山政治波動でも大きな役割を果たした」)の一派は改憲を議会の内外で促進するための活動とキャンペーンを立ち上げました。この頃には、李承晩は族青から若者を動員し、大統領直接選挙制の憲法改正のための政府主導のデモを組織していました。彼らのスローガンは「議会独裁を企む国会議員を転覆させよう」「主権は国会ではなく人民にある」「大統領直接選挙は人民の権利だ」といったものを含んでいました。このような反議会主義に基づいて、李承晩は国会議員を召喚するキャンペーンを立ち上げましたが、これは法律にはないものでした。彼はこう言って、国会の停止を高らかに正当化しました。「憲法には国会議員を召喚する条項はないが、国会議員を召喚しない条項もない。したがって、民主国家の主人である有権者が彼らの代表を召喚するのを理論的にも法的にも止める者は誰もいない。民主国家においては、国は人民によって創られ、憲法は人民によって創られるのだから、人民が求めるのなら、人民は何であれ修正することができ——それが憲法であれ、政府であれ、国会であれ」「国会は「独裁の方向へと傾く恐れ」があり、彼らは「立憲民主国家の基本条件である現行の憲法と現行の法律を否定している」と言って応答しました。この対立が釜山政治波動の主な理由でした(Fujii 2021, 335-346)。

のちに国会は議会制度を枠組みとする憲法改正案を可決し、それによって李承晩は反議会デモを下から組織し、多くの国会議員を逮捕する戒厳令を発令しました。これがいわゆる釜山政治波動です。釜山政治波動がポピュリズム的な政治テロの縮図だったこととは言ってもありません。これが、議会制は韓国国民には合わない豪華な衣装だという韓泰淵の主張の背景にあったのです。彼

の見方では、議会政治は西洋の歴史的経験において生まれたブルジョワのリベリズムの産物でした。「議会主義は、洗練された有産市民階級の、思想史という観点での政治的段階であった」のであり、議会主義は「国家権力に賛同しない市民の政治的自由を保障する」ために成立し、市民の「基本的権利によって権力行使を制限する」ような政治的規範、すなわち憲法へと発展しました（[Han Taejeon 1955a, 6]）。しかしながら、韓国憲法の議論の中でも、権力構造についての議論（すなわち、内閣制と大統領制の間での議論）はこの文脈においてなされたものではありませんでした。なぜなら、その議論は大統領と当局の権力の強化のための議論になって「墮落した」からです。

権力分立の原理は我々の憲法においては、合衆国憲法のような個人の「政治的自由」のためのものではなく、大統領制と東京の権力の強化のためであるということには注意しなければならない。指摘するまでもなく、近代憲法における権力分立の原則は権力構造の原則として機能するのではなく、個人の「政治的自由」を基本的権利として保障するためのものであるという制度的使命を持っている。その反対に、我々の憲法における権力分立の原則は個人の基本的権利のための「自由の原則」として働くのではなく、大統領制と当局の権力を強化するための「権力の原則」として働いている。これが我々の憲法の精神的特異性である。（Han Taejeon 1955b, 18）

一九四八年憲法の制定以来、釜山政治波動も含めて、韓国憲法は五回の憲法改正提議と二回の憲法改正を経験してきました。この過程において、権力構造は大統領の行政権を強化する方へと変わっていきました。「憲法は人民を最大の共通因子として総計するような客観的イデオロギーや価値を意味しているのではなく、政治家の実生活上の政治的都合のための単なる個人的道具を意味しているに過ぎない」。結果として、これは「我々の憲法における大統領は立憲君主制における君主よりも強大な権限を持つという結果」につながることであり、それによって「近代の自由民主憲法としては想像もできないほどの権力の集中」（Han Taejeon 1955b, 19）を生み出したのでした。このようにして、彼は議会を弱体化させ大統領の権力を最大化する「憲法の墮落の過程」を厳しく批判したのでした。ここで注目すべきは韓泰淵がそのような墮落の原因をどこに求めていたかということです。それが「人民の不在」です。

このように、憲法は「約束されたイデオロギー」を意味している。それにもかかわらず、現実の国家秩序を統治する最高規範として高められるためには、憲法はその背後に、憲法の価値と正常性を保障する政治的力の存在を必要とする。近代国家ではそのような政治的力は民主的意識を持った一般大衆であるということとは言ってもない。（……）しかしながら、韓国のように政治的に遅れた国においては、憲法が人民によって制定された文民憲法であるとは言っても、実のところは憲法の価値と正常性を保障することのできる民主的の人民がいないのである。そのため、憲法改正の過程が人民の民主的感情に即してゆつくりと進められるのではなく、その時々政治家の都合に即してやや恣意的に進められるということは動かし難い事実である。（Han Taejeon 1955b, 16）

この分析を大衆に対するエリートの剥き出しの憎悪として理解するべきではありません。なぜなら韓泰淵は、あらゆる点で、憲法学者として書いているからです。したがって「一般大衆」や「民主的人民」は、現実の街角を闊歩する個人からなるものではありません。そうではなくて、冒頭で言及したように、それは単一の統一体としての人民のことです。すなわち、大衆としての人民の現前それ自体のことです。韓泰淵はそれを「理念的統一体としての人民」と定義します。「現実には決して存在しえない人民は、人民主権における人民の概念が理念的統一体として理解される時にのみ存在し、現実には決して統一されえない人民が統一されたものとして定義されていると考えられる」（Han Taejeon 1953, 10）。憲法が大統領に権力を集中させるように墮落してしまった理由は、主権の守護者としての人民が不在だからです。言い換えれば、当時の韓国憲法は近代のリベラルな憲法という見た目をしているけれども、理念的統一体としての人民を欠いているために憲法と見なされえないというラディカルな批判を韓泰淵は展開しているのです。

しかしながら、韓泰淵の批判はここで止まるわけではありません。韓泰淵は主権を保持する単一の存在である理念的統一体としての人民を標準としながらも、その人民が統治権力を正当化する「神話」としても機能するということを指摘するのです。「各自の利益を追求する党派を全体性によって覆い隠してしまう人民主権の理論が魔法のような役割を果たすフィクションであるということには疑いの余地がない。その意味で、近代の人民主権理論は（……）理論的には説明できないある種の神秘性を隠している。したがって、社会的な統治過程が常に少数によって支配された多数についてのものであるにしても、口実として全体性というイデオロギーを主張する人民の誤りと表面性を取り除かれない限りは、近代の民主的イデオロギーにおける人民主権の原則は常に、政治的人間の

運命を象徴する「トーテムの仮面」であり続けるだろう」(Han Taeyeon 1953, 11)。

理念的統一体としての人民が民主主義のみならず独裁制のためにも働くのはこういうわけです。民主主義であれ独裁制であれ、現実の統治が少数の人民による多数の統治である限りは、多数派の利害が全体としての人民に等しいのだという正当化をもたらすという点に関して憲法は常に統治者の側につくでしょう。韓泰淵の見方では、これこそが韓国憲法が一九五〇年代に置かれた状況だということです。釜山政治波動の過程において明白なように、人民は李承晩の権限拡大の強力な根拠であったとともに装飾でもあったのです。人民はある種の浮動的な記号であり、国会と大統領はその人民をかけて戦ったのです。そして、人民は大統領による国民の動員と政治的テロを通して独裁への変容を示すイデオロギーへと退化したのです。典型的なポピュリズムとして評価されるような政治動乱を通して、韓泰淵は統治権力の共謀者としての人民を目にしたのであって、理念的統一体としての人民を見たわけではありませんでした。これが、彼が人民の不在ということの意味したことです。

このように、韓泰淵は李承晩体制のポピュリズムを憲法理論の文脈において問うたのです。憲法研究者として、彼は一九五〇年代の政治状況を、民主主義と独裁制の対立としてというよりも、近代の自由民主主義が危機に直面した時として捉えたのです。李承晩のポピュリズムとテロリズムは民主主義の価値を下げはしませんでした。なぜならそれによって、民主主義を存在させうる人民主権の神話を利用されたからです。人民主権の神話が民主制の多様なシステムを正当化するような仕方では現実には根ざしているとき、統治権力も含めた国家のあらゆる問題は開かれた場所での議論―対決―合意を通して定められるのであって、人民の基本的権利と自由の保障を最終目的とします。しかしながら、人民主権の神話が単なる独裁制の正当化であり続ける時には、独裁者は人民の名の下に、自らの恣意的な判断と利害に基づいて権力を行使します。シュミットを引くと、人民の喝采は人民の表明ではなく、独裁者の飾りなのです。したがって、韓泰淵の課題は人民の喝采を飾りにすることではなく、それを人民の真の表明へと転じさせることでした。彼にとっては、5・16のクーデタはそのための機会を作り出した出来事だったのです。

4 惨めな人民の華麗な外套

韓泰淵は、韓国には当時の民主主義が存続するために本質的である真の「人民」はいないということを所与の事実と考えていま

した。このため憲法改正についての議論が権力構造の再組織化に偏り、そしてそのために人民の自由を保障する基本的権利自体は議論の主題とすらならなかったのです。李承晩率いる自由党は、文民監査とメディア制御を強めた国家保安法の改正案を一九五八年の八月に国会に提出し、韓泰淵はこの改正案が人民の自由権を過度に制限しようと懸念を表明しました。準憲法法であった国家保安法をはじめとする反共主義のような国家政策を制定するのは問題ないけれども、日常的な自由を侵害するような仕方では用立てられない、ということです(Han Taeyeon 1958)。しかしながら、彼の分析は、ここで、この状況の根本原因は韓国の未熟な自由にあるのであって、当局権力の乱用にあるのではないと示唆しています。

3・1独立運動と呼ばれるこの民族解放運動は我々の社会の歴史において、多くの点で革新的な意味を持ってきた。(……)

3・1運動に続く形で、自己決定という近代的な意味でのナショナリズムが我々の社会の主たる潮流として支配し始めた。

(……)しかし3・1運動は単に全体としての人民の解放と人民の自己決定のみを目指していたのであって、それまで自らの自律性を失ってきた個人の解放ではなかったのである。(Han Taeyeon 1958, 342)

韓泰淵にとって、一九一九年の3・1独立運動は人民の自己決定と解放であって、個人のそれではなかったのです。この文脈において、「独立宣言」は前民主的な本性という点で批判されています。しかしながら、もし韓泰淵が自らの人民主権理論を考慮しているのなら、そのような判断は自己矛盾であるように見えるかもしれません。彼は「近代的人民の精神を政治的生活において制御する」人民主権理論は、「主権の主体を個人としてではなく「全体としての人民」と見なしている」(Han Taeyeon 1952)と主張しています。3・1独立運動の精神が一九四八年の憲法全体に書き込まれ、憲法制定権力の象徴として打ち立てられたという事情を考えると、3・1独立運動を通して自己決定を達成した「全体としての人民」は主権の守護者であるということは論理的な帰結でした。したがって、民族の解放と自己決定が目標であるがために韓国の民主主義には欠陥があり、個人の自由が欠けているという韓泰淵の論理は、彼自身の主権理論を裏切る判断であるようにも思われるでしょう。

しかし、彼の判断を理解するためには、彼の憲法理論の理論的次元のみに注意を払うべきではありません。なぜなら、彼の判断は一九三〇年代の文脈に基づいているからです。彼自身がこれを振り返って述べている論文の一節を引用しましょう。「韓国独立党」

九三〇年ごろに結成された独立運動団体で、解放後は南北政府の単独独立に反対する運動を展開した」の派閥ではなく、韓国独立党の要素に自国的要素を加えた保守勢力である族青と呼ばれたものがあつた。(……) 実際、族青のメンバーは誰もがナショナリズムと国家至上主義についての恐ろしいスローガンを我々に思い出させるものだった。(……) 保守派はナチスやファシストのような一党独裁の可能性を匂わせていた」(Han Taeyeon 1961, 94)。族青(朝鮮民族青年団)は李範奭が指導者となつて、解放期と李承晩体制の初期に組織された大きな運動組織です。ナショナリズムと国家至上主義のスローガンの下に、族青は中国の国民党に倣った過激なポピュリズムを展開しました。韓泰淵にとっては、臨時政府の系譜にある韓国独立党と同様に族青は自由民主主義の対極にある政治組織でした。これは、個人の自由の保障と拡大のために人民主権を擁護する自由民主主義のイデオロギーとは異なつて、族青と韓国独立党は全体(人民/国家)が個人の自由に対して優越すると主張することによって独裁へと向かおうという決意を持っていたからでした。

韓泰淵の見方では、このような特徴は、彼らがどれほど反共主義を主張しようと、共産主義と容易に結びつく可能性を含意していました。「6・25事件〔朝鮮戦争の開戦〕において、族青派閥の一部は盲目的に北朝鮮の手先に従つた」(Han Taeyeon 1966a, 95)。ここで問題となるのは、韓泰淵によつて、共産主義は一党独裁の全体主義体制を意味していたということです。彼は実際に存在するスターリニズムの統治システムを、マルクスの歴史唯物論に基づく革命の理論やイデオロギーとしてというよりも、共産主義の内的働きとして捉えていました。そのため、彼は解放期の韓国社会における共産主義への淡い期待は、朝鮮戦争初期の北朝鮮のソウル占領によつて打ち碎かれたと主張しえたのです。「実際には、後進国の人民にとっては、証拠というものが対象判断の知恵よりも効果的である」(Han Taeyeon 1959, 310)。したがつて、個人の自由の欠如は、分断と反共主義を媒介とするアジアの後進性の表れであると定義されるのです。

自由の自覚を持たない韓国人によつて、三十八度線それ自体は土地の物質的な分割であり、心の精神的な分割であるのであつて、共産主義の受容においてさえ、我々の人民は韓国人となるよりも前にすでにソビエト人となりつつある。(……) 実際、自由の自覚のないアジア人によつて、ナショナリズムの感情はヨーロッパの植民地としての経験と原始的な農業経済に由来する貧困の蔓延から得たものであるが、その感情が経済状況の革新を約束する共産主義者たちのプロパガンダの最大の温床である。実際、個人の自由のために生きることがなくその動物的生活の維持のためだけにしか生きたことのないアジ

ア社会においては、共産主義者たちのパンの配給の約束は、民主的な個人の自由と平等よりも幾分か具体的に魅力的である。(Han Taeyeon 1958, 343)

このような自覚を背後に想定すると、3・1独立運動の自己決定は批判的的となります。3・1運動の精神は憲法制定権力の象徴として憲法の全体にわたつて書かれています。それは人民主権を中心とする近代国家形成の基礎であると同時に、個人の解放と自己決定を省略しているがために、人民がまだにアジアの後進性にとらわれているということの証拠でもあつたのです。

4・19前の政治的動乱によつて韓泰淵は李承晩体制の前近代的な權威主義を「人民」の未完成として把握するに至りました。これは憲法学者の苦悩を増すのに十分でした。なぜなら、人民主権に基づく自由民主主義は法体系と統治に根付きえないということの意味したからです。したがつて、4・19は韓泰淵によつての大きな転換点だったに違いありません。議会制についての憲法改正は独裁制と民主制が大統領制か議会制のいずれかの手に渡るといふ雰囲気の中で実施され、自らが主導する議会制の憲法が現実にくまなく機能するかどうかということは、自由民主主義が韓国に定着するかどうかという分水嶺でもあつたからです。そのため韓泰淵は張勉「李承晩政権崩壊後、議院内閣制が実施された第二共和国で國務總理を務める」の内閣を心配していました。

我々の社会における議会制は第二共和国の課題であるが、全くもつて現実ではない。(……) 実際、近代国家の議会制が、集団的指導者層と説明責任を可能とするという意味で民主政治の理想形態であると見なされているとは言つても、それがうまく作動するためには、精密機器の職人に求められるのと同様の複雑で熟練した技術が必要とされるのである。したがつて、政治の概念すらも知らない我々の国の政治家たちにとっては、この意味での議会制は彼らの手に余る過大な負担である。(Han Taeyeon 1960b, 155)

彼がのちに回想するように、韓泰淵は当時の政治家たちを、内閣制は言うに及ばず、政治とは何かということにすら気づいていない未熟な諸個人として見ていました。4・19の直後は、政治家たちが「精密機器の職人に求められるような複雑で熟練した技能」を期待されるような状況だったのです。現実には、予想された通り、期待に答えられませんでした。与党民主党における政治闘争と混

乱のせいで、議論―対決―合意を通した自由民主的統治を打ち立てることができないどころか、何も決定できず混乱を増すばかり（カール・シュミットが言ったように）という議会制の無力が露呈したのです。「張博士は組閣から半月も経たないうちに失敗を繰り返そうとしているように見える。一連の事件が起こり始めていた。閣議では様々な意見があり、国務総理と大臣の意見が衝突し、迅速かつ効果的であるべき人事管理には原則というものがなく、若者の派閥が新たな派閥に対して抗議していた」（Han Taeyeon 1960b, 160）。

韓泰淵の判断は特異なものではありませんでした。憲法起草者の一人であり、植民地時代以来最も傑出した知識人の一人でもあった俞鎮午（ユ・ジン）は、この状況を「右派も左派も、民主主義は不可能だという絶望のせいで独裁を期待していた」としています（Yu Jinh 1961）^[3]。それに加えて、国家再建運動で俞鎮午に次ぐ第二の地位にあった柳達永（ユ・ダルヨン）は張勉政権をより過激な言葉で批判しています。彼は張勉政権を「腐敗した政治家同士の抗争」であり「極度の無感覚な人々の自己中心主義と自由の濫用が革命の火花を消滅させた」（Yoo DalYong 1963, 236）^[4]。体制であったと描写しています。4・19後の内閣制は哲学者の朴鍾鴻（パク・ジョンホン）が4・19の暴動を指して「絶対的な決定」や「創造的知性」（Park Jonghong 1960, 188）と呼んだものを裏切ったのだ、というのが当時の知識人たちの判断でした。彼らの見方では、4・19を通して成立した内閣制は、惨めな人民には合わない豪華な衣装でした。5・16のクーデタはこのような状況のもとで起こりました。では、5・16クーデタを一貫した論理によって合理化しようとした韓泰淵のアクロバティックな知的実践を見ることにしましょう。

5 人民の喝采と指導者の栄光

国家再建運動を啓蒙と4・19以前からの共産主義打倒の旗印のもとに主導した俞鎮午、柳達永、朴鍾鴻のような知識人は、すぐさまクーデタを歓迎して国家再建運動中央委員会に参加し、それはクーデタの後に国家再建最高会議の下位組織となりました。咸錫憲（ハン・ソクホン）や張俊河（チャン・ジュナ）のような、のちに朴正熙体制を厳しく批判することになる人々が名を連ねている^[5]。ことから、この委員会にはあらゆる分野の知識人を含んでいたことがわかります（Heo Eun 2003, 46）。つまり、あらゆる分野の知識人たちが5・16のクーデタに大きな希望を抱いていたのです。事実、クーデタの直後、ソウルの教授たちのほとんどは国家再建最高会議

の準備委員会と議長のアドバイザーに任命されています（Han Yongwon 1993, 267）。^[6] 韓泰淵も例外ではありませんでした。初めに我々が見たように、彼は国家再建非常措置法の基礎を作る主要人物として参加していたのです。

彼自身の回想から明らかなように、韓泰淵はナチス法を通して軍事クーデタに関わっていました。彼は国家再建非常措置法を制定するにあたって、ヒトラーがヴァイマル憲法を侵食するのに用いた「授權法（Ermächtigungsgesetz）」にヒントを得たのです。授權法の確信は、議会の立法権を政権に委任することです。これを通して、ナチスはヴァイマル憲法を停止して支配権力を合法的に独占しました。つまり、ナチスは憲法に基づく立法手続きを通して憲法を停止することによって、合法的に国を乗っ取ったのです。したがって、副議長の朴正熙を実質的な最高司令官とする国家再建最高会議は、国家再建非常措置法によって合法的に形成されたのです。

第一条 国家再建最高会議の設立

国家再建最高会議は大韓民国を共産主義の攻撃から守り、民族と人民が危機を乗り越えるのを助け、真に民主的な共和国として再建するのを助けるための非常措置として設立される。

第二条 国家再建最高会議の立場

国家再建最高会議は、国会が開設され、5・16軍事クーデタの課題の完遂後に実施される普通選挙によって政府が樹立されるまでは、大韓民国の最高の統治機関としての位置を占める。

第三条 人民の基本的権利

憲法に規定されている人民の根本的権利は、革命的事業の遂行を妨げない限りにおいて保障される。

[3] Heo Eun (2003), 'The Combination and Differentiation of the Characteristics of the 'May 16 Military Regime's' State Restoration Movement - 'National Movement of Divided States', re-adopted from *Critical Studies on Modern Korean History* 42, 15 page.

[4] 上記資料から再引用。

[5] 張俊河と咸錫憲の立場は5・16クーデタの直後には違いがあった。張俊河がクーデタを革命と見なして全肯定的な期待を表明したのに対して、咸錫憲はクーデタの移行的性格を強調して、人民が主となる真の革命のために文民政権への速やかな移行を求めた。

第一条にあるように、国家再建非常措置法は既にその基本的なあり方からして、「例外状況」に対して調査を動員しており、そこには外敵、危機感、克服、再建、非常措置といったものが含まれます。一般的に、憲法の戒厳令は非常事態に対処するための一時的措置であって、国会による宣言への同意によってのみ合法化されうるのであって、状況が落ち着けば速やかに常態に戻らなければなりません。しかしながら、この戒厳令に似た法律においては、国家再建最高会議に期限を設けないことによって「永続的例外状態」が作り出されています。それに加えて、権力分立を合法的に無効化するために以下のようなことを規定しています。第九条においては「憲法に規定された国会の権力は国家再建最高会議によって行使される」と規定され、第十七条においては「司法権に関わる執行権の実質は国家再建最高会議によって監督され管理される」と規定され、第十八条では「最高裁判所長官と最高裁判所判事は国家再建最高会議の推薦に基づいて大統領が任命する」と言われています。韓泰淵が長年あたためてきた自由民主主義への計画は、このような極端な自己背信に直面することになりました。しかし、彼はこれをいわゆる「転向」とは思っていないませんでした。なぜなら彼にとって、自由民主主義と独裁制の分かれ道は、どのように「人民の喝采」が表明されるかということに常に依存しているからです。

この法律の手引きにおいて、韓泰淵は李承晩政権の「腐敗、不正、そして独裁の有毒性」の結果として「憲法が侵害され、選挙不正が公式のものとなり、外国援助が政治の資金として用いられるようになり、不法な資金提供者の数が増えている間に、人民の貧困はより一層普通のこととなった」と批判しています。彼は、この病理を治すためには避けられない手段であった4・19革命は第二共和国を誕生させたとともに、「無力で腐敗」し、「経済状態が悪化」して「容共主義的傾向」の拡大といった「末期症状」に対しては無力だったと非難しています。そのため、「5・16革命」が起こり、「非常措置法が制定」され、「憲法のいくつかの条項の効果が停止された」のです。しかし、5・16クーデタは決して憲法を破壊することではありませんでした。なぜなら「5・16革命は憲法の秩序を共產主義の攻撃から守ることが最初から目標とされていた革命だった」(Kim Hang 2012, 247)からです。

この論理は厳密にカール・シュミットに依るものです。憲法の基本的枠組みである「絶対憲法」とその上にある「相對憲法」(Han Taeyon 2002, 24)という前提に立つて、韓泰淵は5・16クーデタは相對憲法を停止することによって絶対憲法を擁護したのだと主張することができました。当時、絶対憲法は「主権」それ自体でなければなりません。すなわち、「人民の表明」です。この前提に基づいて、彼はクーデタを起こした軍隊を「最後の番人」と呼びつつ、非常措置法を解説したのでした。

いかなる国にとっても、民族や人民の存在が疑問に付されたとき、この危機を乗り越えるための非常的措置が求められる。したがって、こういった事例において合法的に非常的措置を説明するための理論は、国家緊急権(Gesamnotrecht)についての理論である。(……)狭義における国家緊急権は、憲法秩序のもとのいかなる法的手段によっても克服することが不可能である場合に限って、憲法の条項を超えて、あるいは憲法の規定を侵して、強力な国家主体が民族を救助にくるような、全くもって予測しない非常事態を指す。5・16軍事革命の理論的基礎は革命権と国家緊急権の組み合わせにおいてある。いわば、革命的国家緊急権である。(Han Taeyon 1961, 35-37)

このような論理で韓泰淵は5・16クーデタに法的根拠を与えたのです。とりわけ、彼は5・16クーデタは大統領の非常事態権限を呼び出すことではないのだから革命権(Recht zur Revolution)を呼び出すことであるけれども、それは国家緊急権の発動としても理解できる、なぜなら憲法秩序を守るための行動だからだ、と言っています[6]。このようにして、韓泰淵はクーデタが主権を無理に引き出すためのものではなく主権を保護するためのものであったということを強調しています。したがって彼は「革命政権の権力は憲法によって直接に人民主権の原則に依拠しており、その権力の絶対性はカール・シュミットのいわゆる委任独裁(Kommissarische Diktatur)を意味している」(Han Taeyon 1961, 40)と主張したのです。シュミットの憲法廃止(Verfassungsbewegung)の概念は、この議論の圧縮版ともみなせるでしょう。「カール・シュミットによれば、憲法廃止は憲法制定権力は手付かずのまま残っているが、それに基づく基本的な政治決定は新しい政治的決定によって代替されるような事例のことである」(Han Taeyon 1961, 45)。この論理構築によって、軍事クーデタは究極的には国家権力が主権を篡奪するためではなく、主権を保護するために委任されるような状況として定義されるのです。

歴史的評価という観点からすると、これは詭弁であるように思われるかもしれませんが。しかしながら、李承晩体制から5・16ク

[6]……これは韓泰淵の唯一の立場ではないが、これは当時の憲法学者に夜国家再建緊急措置法の解釈の定評あった(Noon Hongju 1961)。

データにかけての韓泰淵の知的探求は揺るぎないものであり続けました。彼にとって最も重要だったのは大統領制か議会制かという問題でも自由民主主義か独裁かという問題でも、革命かクーデタかという問題でもありませんでした。こういった議論は全て表層に過ぎません。本当に問題となったのは、主権の守護者としての人民でした。人民を主権者とする決定なしに構築されたシステムは、無政府状態と全く同じであり、民主主義か独裁かということは関係ありません。憲法学者として、韓泰淵の要点は人民の基本的権利を実現するための根本規範として憲法が制定されるかということにありました。

しかしながら、彼の目には韓国人民は主権者としての自由に向けての決断をしたことがありませんでした。これは植民地の経験と貧困によって特徴づけられるアジアの後進性によるものでした。李承晩のポピュリズム的独裁も4・19直後のカオスもまさにそこ由来しているのであって、5・16クーデタは決断なき人民が共産主義の波に今にも飲み込まれようとしているという危機の中で勃発したのでした。この意味で、韓泰淵にとって、5・16クーデタとそれに続く軍事体制は李承晩体制のようなポピュリズム的独裁ではありませんでした。それらは真の喝采という表明を可能にした人民の「番人」であって、人民の喝采の強奪ではありませんでした。それはまた、人民がクーデタを歓迎したからでもあって、そして何より、彼がクーデタ自体を下からの蜂起であると見なしていたからです。彼がクーデタを自らの手で「合法化」することができたのはこういうわけです。

したがって、韓泰淵の知的探求は憲法理論の概念やカテゴリーとして軍事クーデタを証明したのです。それは一九六〇年代の朴正熙の支配の間ずっと維持される「困難な」実践へと導くものでした。この時期ずっと、彼は学者と政治家として朴正熙体制に奉職し、人民の真の喝采を探し続けました。彼の維新憲法への態度はこの文脈においても理解できます。人民主権の真の表明は大統領の性格と完全に同一視されるに至ったのです。

危機の概念に常に支配されている我々のような社会においては、その権力の人格化は危機の時代における唯一の統治形態を意味する。維新憲法における国家元首たる大統領への権力集中は、我々の憲法における権力の人格化のみならず、その権力を手にする指導者の人格化を形成したのである。結果として、大統領は人民全体を代表する人民主権の原則に則って権力の正統性を保持しているのであって、彼の政治的リーダーシップと決断に対する人民の信頼と、人民への責任によって、大統領は彼の責務を果たすのである。加えて、我々の憲法における権力の性格づけは大統領と人民との直接の結束を求め

つづいて。(Han Taeyon 1973, 58)

維新憲法は一九七二年二月二日の国民投票において、九一・九%の投票率と九一・五%の賛成率をもって制定されました(Gal Bonggun 1973, 9)。韓泰淵と共に維新憲法の制定に関わった葛奉根(カル・ボンゲン)によると、「維新憲法の本質」は「国家権力を政治的生活の原則として見る」に他ならぬことです(Gal Bonggun 1973, 10)。それに加えて、「大統領が国家の利害の擁護者として他の主体に命令し制御する」(Gal Bonggun 1973, 11)限りで、維新憲法は大統領の権限が無制限に行使されうることを含意します。ここで重要なのは大統領の巨大な権限は人民主権の「直接」の実現として説明されているということです。

従来の韓国憲法において、人民主権を代表する明確な実体は存在しなかった。むしろ、人民によって選ばれた大統領と人民によって選ばれた国会議員が人民の代表であるとされていた。これがいわゆる二重代表理論である。(……)そうだとすると、この場合の「人民」は媒介としての政党やその他の社会団体を通して投票権を行使する個人の利益の総体である。大統領と国会議員もまた、政党の一員として始まり、政党を背景として選出される。それは人民の分割不可能な意志の具現化ではなかった。しかしながら、この維新憲法は人民主権の概念を実現し、人民主権は個人の利害を排除することによって全体的な一般利害へと昇華され、それによって脱政党的組織を成立させたのである。維新憲法は統一主体国民会議を組織し、大統領がただ「人民の不可分な意志」によってのみ選出されるようにしたのである。(Gal Bonggun 1973, 15)

ここでは人民主権の不可分性と全体性が大統領と明らかに重ねられているのを見ることができます。つまり、人民が大統領であり大統領が人民であるという権力の直接性が具現化されたのです。これは李承晩体制とは明らかに異なっています。李承晩体制が人民の名による独裁であるとするれば、維新システムは人民と指導者が一体となる直接民主制という現実だったのです。今や人民の喝采は指導者の栄光と区別できないほどに統一されています。この点で、ポピュリズムはもはや民主主義の病理や影として現れるのではなく、むしろ民主主義の最も理想的な現実として現れているのです。シュミットが独裁は憲法の根源的常態化の表明であると論じたように、韓泰淵は維新憲法は民主主義の破壊というよりも民主主義の理想的な実現であると主張したのです。したがって、立法・

行政・司法の三権分立と高度な機能の分割によって特徴づけられる近代民主主義の間接統治は、舞台から姿を消すのです。しかしそこには何の問題もありません。人民の喝采が指導者の栄光によっていかなる過誤なくまとめ上げられている時、腐敗したり敵に好機を与えたりする間接統治の必要はないのです。したがって維新憲法は、個人の解放と自己決定に、すなわち韓泰淵がこれほど熱望してきた真の人民の喝采に基づく国家構成が実現されるという、理想的なシステムであるということが証明されたのです。

6 現代民主主義とポピュリズム

ここまである憲法学者の知的探求の跡を辿ってきました。彼の問うた問題は初めから終わりまで「人民」でした。韓泰淵の最も重要な憲法上の課題は、共有されたものでも移譲できるものでもないような主権を保持する人民であって、街角で出会うような経験的存在ではありません。これは彼が早稲田で留学している期間に多大な影響を受けた日本の法哲学者である、和田小次郎の問題でもありました(Han Taeyeon 2002)。和田小次郎は自然法と法実践の両方を持ち越える法の起源を探索し、その果てに彼は理想と現実の間の果てしない問いに法の起源を置くという独自の法哲学を抱くに至りました(佐藤 1988)。和田が学問的課題として法の起源を求めた理由は、日本の憲法を縛る強い鎖、すなわち天皇制にありました。天皇の絶対的存在が主権に関わる限り、近代日本の法律において主権の正統性を議論することは不可能でした。なぜなら、ただ正当化を求めるだけで直ちに天皇の神聖性を侵害することになるからです。したがって、近代日本の法学は綿密で膨大な司法的技法に留まっていました。和田はこのような近代日本の公法における問題をラディカルに提起した人物であり、韓泰淵は一九三〇年代後半の「非常時」における和田の問題提起に共感した若き法学徒でした。

一九二〇年代から一九三〇年代にかけて日本の公法を席卷したケルゼンの法実証主義は、憲法条文の一つ一つについての民主的解釈を発展させ、主権の問題を不可侵なものにしてしまいました。韓泰淵にとって、このケルゼン流の憲法理論は、一九三〇年代以来の日本の公法学者にとつと同様に、克服すべき理論でした。「憲法理論は誰が憲法を制定するのかという根源を持つべきである。フランス憲法理論はその根源を持っている。ドイツのコメントの理論は全く根源を持っていない。コメントの理論では、憲法への統合された過程があるのみであって、その憲法の立法者についての問題は存在しない」(Han Taeyeon 2002, 25)。これは韓泰淵がフランス憲法への多大な関心

はどこから生じるのかを説明するにあたって言ったことです。憲法の正統性はどこに根源を持つのかという問題を取り上げるにたつての彼の根本的な関心が、一九三〇年代の日本の法的コミュニティの状況から生じているということから明らかです。その意味で、一九五〇年代と六〇年代の知的探求は、その意味で、一九三〇年代の帝政日本の法的諸問題の継承の結果なのです。

しかしながら、一九三〇年代は日本にとって、総力戦体制が形成されてポピュリズムの現象が現れていた時期でした。満州事変から始まって、帝政日本は総動員体制を成立させて、社会のあらゆる部門が国家の統治主体の統制下に置かれました(山之内 2015)。2・26軍事クーデタ(一九三六年)に代表されるような軍事クーデタは、いわゆる「奸臣」を根絶することを目指した典型的なポピュリズム的テロであって、天皇と、財閥・官僚・政治家を含む人民の間に立つて権力を掌握しました。つまり、一九三〇年代の帝政日本の統治システムの再編は、「政治に参加する権利と義務を持つ」人民から「死へと向かう共同体に属す」人民への変容を伴うものだったのです(山之内 2015, 14-15)。これが一九三〇年代帝政日本の国家主義的ポピュリズムの状況でした。

多くの論者が指摘しているように、一九三〇年代に成立した総動員体制は、民主主義とファシズムの対立には還元しえない歴史的自覚を求めるものです。なぜなら、日本、ドイツ、イタリアのポピュリズムの全体主義体制は、アメリカのニューディールやイギリスの戦時体制と同様に、一九四五年以降の資本主義体制の再編の基本的枠組みであったからです(Agarben 2009 [2003]; Kosman et al. 2010)。アメリカとソ連との競争の只中で、植民地支配から一九五〇年代や六〇年代に解放された国々も例外ではありません。資本主義が共産主義に関わらず、いわゆる開発独裁は「第三世界」の主導的統治パラダイムとなりました。西洋に自らを組み入れた多くの国はシステムとしての自由民主主義を人民の名の下に無効化することで自らの統治を発展させました。これは、韓泰淵が一九五〇年代から七〇年代の韓国において見たものです。彼は総動員体制という基本的な枠組みに基づく支配体制を自由民主主義の観点から批判的に検討し、そして憲法学者として、彼は人民主権をその体制の正統性のための基礎として維持しようと徹底して努めました。しかし、彼は結局は自由民主主義のイデオロギーよりも非常事態の方を選んだのでした。重要なのはこの「決断」は決して転向ではなかったということです。憲法理論の論理を動員することで、彼は自らの知的探求にそのような転換を許しはしませんでした。このようにして、彼は 5・16 クーデタと維新憲法を非常事態という文脈において正当化したのです(Han Taeyeon 2002, 28-29)。

韓泰淵のこのような知的探求はどのように現代民主主義を見るかということについて大きな含意をもたらすものです。「現代民主主義は栄光に完全に依拠した民主主義」であり、「メディアを通じてあらゆる想像を超えて増幅され拡散される喝采の力に依拠

した民主主義である」(Agamben 2011, 256)。つまり、民主主義がポピュリズムに依拠しているということを認めるならば、ポピュリズムはもはや民主主義の病理でも極端でも、あるいは影でもなく、「規則」なのです。それはむしろ、一九三〇年代に成立した総動員体制の制度化の只中で生じた、現代民主主義の強力な文法です。さらに、近代科学技術の発展がここで核心をなしています。朴正熙体制の下で、農村地帯のみならず産業レベルでの画一的な動員は、科学技術の日常的な支配によって可能となりました。韓泰淵の知的探求は憲法理論の限界内に閉じ込められていたように見えるかもしれませんが、それは「憲法外」の状況の鋭い把握だったのかもしれない。彼は「指導者の法的人格」に関する人民の喝采を捉えることができたが、それは日々発展するメディア技術が人民を实体化するスペクタクルだったからです。このように、現代民主主義は一九三〇年代以来の国家主導の科学技術の発展から切り離せないものであり、人民の喝采は技術的な発展から、とりわけメディアと遠隔通信技術の発展から表明されるのです。まさにこのために、民主主義とポピュリズムについての研究が主権論と技術論の周辺で再構築されなければならないのです。これを今後の課題として記録して、この講演を終えようと思います。

翻訳＝石川知輝(東京大学大学院人文社会系研究科修士課程)

参考文献

- Kim Namjin (1961), *Social Structure and Constitutional Order*, 『思想界』1961.8 (11th Photographic Edition).
- Kim Hang (2015), *State of Exception and Modern Governance, Exception*, Moonji Publishing.
- Kim Hyunjun, Seo Jeongmin (2017), *A Study on the Concept of Populist Politics: From the Perspective of Cultural Approach*, Korean Political Science Review 51-4.
- Moon Hongju (1961), *Law of Emergency for State Restoration*, Bobmunsa Publishing.
- Park Jonghong (1960), *4.19 and Creative Intelligence*, Complete Works of Park Jong Hong IV, Hyungseul Publishing.
- Seo Byunghoon (2011), *Populism: Crisis and Choice of Modern Democracy*, Chaeaksang Publishing.
- Seo Byunghoon (2012), *Populism and Democracy*, Iberian & Latin American Studies 23-2.
- Seo Heekyung (2012), *The Birth of the Korean Constitution*, Changbi Publishers.
- Yu Jinhoh (1961), *Yoo's Speech - The Way of Our Nation's Life*, 『高天新聞』1961.4.8.
- Yoo DalYeon (1963), *Revolutionary People*, 人間雑誌, Eomungak.
- Han Yongwon (1993), *Military Politics in Korea*, Daewangsa.
- Han TaeLeon (1952), *Democracy and Political Party*, 『新道』1952.3.
- (1953), *The Myth of National Sovereignty*, 『新道』1953.4.
- (1955a), *Protection of Minorities in Modern Constitution*, 『新道』1955.6.
- (1955b), *The Process of Constitutional Detention: From The Separation of Powers to The Concentration of Power*, 『新道』1955.7.
- (1957), 『憲法論』, Yangumsa.
- (1958), *Freedom in Korea*, 『政興叢』1958.12 (7th Photographic Edition).
- (1959), *The Intellectual Class of Korea*, Sasangye 1959.5 (8th Photographic Edition).
- (1960a), *Genealogy of Conservative Forces*, Sasangye 1960.8 (10th Photographic Edition).
- (1960b), *The Theory of the Prime Minister*, Sasangye 1960.10 (10th Photographic Edition).
- (1961), *Law of Emergency for State Restoration*, Bobmunsa Publishing.
- (1973), *Constitutional Theory*, Bobmunsa Publishing.
- (2002), *Retrospect of Korean Constitution and Constitutional Studies*, KJCL 8-1.
- Fujii Takeshi (2012), *Between Fascism and Third Worldism: Eight Years of Liberation and History Criticism Through the Formation and Fall of the Tribe*, Yuhki.
- Agamben, Giorgio (2011), Lorenzo Chiesa trans., *The Kingdom and the Glory: For a Theological Genealogy of Economy and Government*, Stanford UP.
- (2009 [2003]), Translated by Kim Hang, *State of Exception*, Saemulgyeol.
- Akkerman, Tjibbe (2003), "Populism and Democracy: Challenge or pathology?", *Acta Politica* 38, pp. 147-159.
- Arditi, Benjamin (2003), "Populism, or, Politics at the Edge of Democracy", *Contemporary Politics* 9-1, pp. 17-31.
- (2004), "Populism as a Spectre of Democracy: A Response to Canovan", *Political Studies* 52, pp. 135-143.
- (2005), "Populism as an Internal Periphery of Democratic Politics", in Francisco Panizza ed., *Populism and the Mirror of Democracy*, Verso.
- Canovan, Margaret (1999), "Trust the People: Populism and the Two Faces of Democracy", *Political Studies* XLVII, pp. 2-16.
- Koshman, Victor et al., (2010), *Total War and "Modernization"*, Cornell Univ. Press.
- Laciar, Ernesto (2005), *On Populist Reason*, Verso.
- Mouffe, Chantal (2007 [1993]), Translated by Lee Seungwon, *The Return of Political Things*, Humanitas Book.
- (2019 [2018]), *For the Leftist Populism*, Munse Books.

Mudde, Cas (2004), "The Populist Zeitgeist," *Government and Opposition* 39-4, pp. 541–563.

Schmitt, Carl (1996 [1921]), Translated by Kim Hyojoon, *Dictatorship Theory*, Bobmunsu Publishing.

—— (2008), Jeffery Seitzer trans, *Constitutional Theory*, Duke UP.

—— (2012 [1926]), Translated by Na Jongsook, *Mental Situation of The Modern Parliamentarism*, Gil Publishing.

Taggart, Paul (2004), "Populism and Representative Politics in Contemporary Europe," *Journal of Political Ideologies* 9-3, pp. 269–288.

岡本寛 (2015) 「憲法制定権力論の系譜——黒田寛と戦後憲法理論」、『島大法学』五八巻四号

山之内靖 (2015) 『総力戦体制』ちくま学芸文庫

筒井清忠 (2018) 『戦前日本のポピュリズム——日米戦争への道』、中公新書

佐藤寛士 (1980) 「和田小次郎の法哲学」、『法哲学年報』一九七九巻

転位の政治——二〇世紀の中国と空間革命の条件

The Politics of Displacement: Twentieth-Century China and the Conditions of Spatial Revolution

汪暉 — Wang Hui

1 反復と転位

『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』でカール・マルクスは、「歴史と反復」という枠組みで政治的行動と歴史的前提の関係を考察し、「反復」というレンズを介して古い形態の中に新しい内容を見出した (Marx 1926 [1852])。マルクスが一八・一九世紀のヨーロッパの革命や反革命のために描いた展望とは異なり、二〇世紀の(反)革命は、空間革命 [spatial revolution] というものの中で生じた。言い換えると、この世紀の複数の時間性が共時態化するという時間的諸関係の中で起こったのである。そのため、そうした革命の、反復と転位 [displacement] の政治は概して、水平な時間的諸関係というテーマや主題を生み出した。一九世紀のヨーロッパの変容と同じように、旧きものと新しきもの、あるいは古代と現代という問題は、二〇世紀の政治空間につねに漂っていた。とはいえ、こうした新旧の間の諸矛盾は、複数の時間性の間で噴出した対立の内に位置していた。したがって、これらを水平な時間的諸関係から分離するのは不可能ということになる。水平な諸関係が空間的であるのにくわえ時間的なものでもある以上、こうした水平な諸関係は異なる時間性の軸を接続する一つのプロセスを構成する。それゆえ歴史の叙述は、過去から現在への移動であるだけでなく、「あそこからここへ」、「ここからあそこへ」という移動、あるいは様々な空間の間での移動でもある。「起源」との関係は、交換や流通のそれである、概ね水平的なものである。その結果、二〇世紀の政治が古代／現代や東洋／西洋の相反あるいは一致といった条件に訴えることが多かったにしても、そうした座標は実際には複数の時間性の諸関係を極端に単純化して説明したものであり、それらはすべて、

新たに共有された時間性の中で具現化したのだった。

帝国主義という概念は経済的分析を中心にすえるが、一九世紀の政治経済学における生産・流通過程の分析とは異なり、この概念は当初から必然的に、グローバルな諸関係や帝國的な競争にも焦点を当てていた。では、そのような言説において政治はどのように展開されたのか？二〇世紀固有のまったく新しい概念やカテゴリーを抜きにして、二〇世紀の政治とその歴史的含意を提示することは不可能に近い。しかし同時に、既に翻訳されてきた、あるいは他の言語への翻訳から再翻訳されてきたこれらの概念を用い、私たちの歴史観の構造や基本的カテゴリーとして提示するならば、言説体系と実際の社会状況の間に、きわめて明確な断絶が浮かび上がってこよう。

この時代には、個人、市民、国家、国民、階級、人民、政党、主権、文化、社会などといった概念が新たな政治のための中核的な概念となった。生産、生産手段、社会形成、そしてその他の関連概念は、中国やそれ以外の社会を記述するための基本的カテゴリーとなった。「最弱の環」、敵対関係、「国境地域」、「中間地帯」、「三つの世界」、統一戦線などの命題はどれも、帝国主義という条件下における国際的な状況と国内の状況の両方に対する評定と戦略的・戦術的思考から生まれた。

上記した主要概念、カテゴリー、命題の用語のうち、「国境地域」や「中間地帯」といった、具体的な闘いの中で生み出されたごく少数のものを除くと、事実上いずれも一九世紀ヨーロッパの概念・命題の翻訳や流用によって由来している。二〇世紀の革命家や改革者がこうした概念、カテゴリー、命題を具体的な政治的実践のために手軽に使用したところではつねに、これらが最近の世代の歴史家たちの間で果てしない混乱の種となっている。例えば、少なからぬ学者が近代中国における「封建的」という言葉の「誤用」について揶揄している。彼らはこの言葉の起源がヨーロッパに由来することを正確に説明しつつ、中国によるその概念の使用は「本来の意味」を誤認するものであって、結果として中国の現代政治をさ迷わせている、と説くのに躍起だ。封建的というカテゴリーが一貫して誤用されてきたのであれば、中国の過去とその後社会形成を特徴づけるために何を根拠とすればよいのであろうか？

さらには、一九世紀ヨーロッパの資本主義と植民地主義が確立されていく間、社会主義者は「プロレタリア」の概念を発明し、将来の革命的主体の正確な表象と見なした。二〇世紀の中国では、革命的主体を担うプロレタリアを模索する作業は、持続的な政治的過程であった。しかしながら、このかろうじて産業化した社会では、労働者の数・範囲・組織レベルはどれも非常に脆弱で、中国の資本家が一つの階級を構成しうるかどうかすら疑問が投げかけられたほどであった。だが、それは中国の革命がそれ自体誤解の産

物であったということも意味しているのだろうか？

デイベッシュ・チャクラバーティは、インドをはじめとする非西洋の地域において、革命的主体を探索する取り組みが、農民、大衆、サバルタンなど、西洋の産業におけるプロレタリアという社会的カテゴリーに代わる二連の代替物を生み出したことを明らかにしている(Chakrabarty, 2011: 167, 171-72, 174)。しかし、反復と転位の現象は、プロレタリアのようなカテゴリーの内だけで起こるのではなく、ここに示したすべてのカテゴリーの中でも生起しうるのである。革命と反革命もこの転位の論理を体现している。これらのカテゴリーは、一九世紀の論理を単に参照するだけで説明しうるものではないし、純粹に語源に従って説明しうるものでもない。

二〇世紀中国における数々のカテゴリーや主題はどれも一九世紀ヨーロッパからの反復であったが、反復の一つ一つは転位を伴うものであり、そうした転位は、異なる文脈の産物であるだけでなく、政治化する形態として機能した。そのため、これらの概念は、歴史のナラティヴを再構築しつつ、従来のナラティヴの覇権を打ち破り、それによって新たな政治の発展に向けた道筋を示したのであった。これは、この時代の言説実践には概念やカテゴリーをめぐる錯誤がなかったことを示唆しているわけではない。そうではなく、こうした概念・カテゴリーが政治的に展開された過程を分析しないことには、それらの真の含意も力も限界もなんら理解できないということだ。その結果、私たちは二〇世紀の中国の特質を理解するためにそれらを活用することかなわないだろう。

二〇世紀において豊富にあった水平な諸関係は、空間革命の産物であった。既に説明した通り、二〇世紀の到来は、複数の時間性の著しい変容を意味した。そして、それらの時間性を、共有された一つの時間性のなかでの不均一なモーメント群へと転換し、歴史を水平的な軸において捉えるという絶対的要請をもたらした。異なる歴史的時間性における諸概念の使用と同様に、諸概念の水平方向での移動は、まさに二〇世紀の最も顕著な特徴であった。実際、この共時態化という変容は、「空間革命」を条件としている。空間革命という前提の下、時間性に根差した諸関係はますます水平化されていた。モダニティの著しい変容とそれを記述するさいの言説群は、通時的な関係づけがなされるような導きの糸によって語ることはできない。そうではなく、それらの説明は複数の時間性から導出されなければならない。私がこうした現象を概念の水平移動として記述するのは、かかる定式化が、共時態的な枠組みの中で、異なる時間軸にある歴史的内容が単一の言説で表現できるような内容へといかに変容したのかを、明確化できるという効用を持つからだ。言い換えると、「転位」(または新しい政治を生み出すプロセス)として上述したものは、空間革命によって創出された水平な時間的諸関係の中でのみ理解できるのである。こうした異質な概念が、それらをそもそも生み出した歴史的条件とはまっ

たく隔たった歴史的条件の下で使用される時にはいつでも、新たな意識、価値、運動が産み落とされる。

2 政治的中央集権化と主権

生産様式を吟味しつつマルクスは、この空間革命を予測し、「ブルジョアは、世界市場の搾取を通じて、あらゆる国の生産と消費にコスモポリタンな性格を付与した」と述べた (Marx and Engels, 1992 [1848]: 6)。以下で私は、国家の形態と主権の意味合いの双方における変容に注目することで、複数の時間性の間の諸関係のなかで勃発した空間革命の意義を分析していく。マルクスの見地に立てば、空間革命は、資本主義的な生産が依存する「社会の諸関係全体の絶え間ない革命化」に淵源する。それは、「生産の絶え間ない革命化、あらゆる社会的条件の止むことのない攪乱、果てしのない不安定と動揺」であり、「産業の足下から国家的地盤を引き抜き」、都市と地方の新たな関係、そして国家と地域の新たな関係性を築いている。「生産手段を中央集権化した」この過程から、「政治的中央集権化」の過程が擡頭した。「別々の利益、法律、政府、税制度を持つ、独立しているながらも緩く繋がっている各地方が、単一の政府、単一の法典、単一の国民的階級利益、単一の境界、単一の税関・関税を持つ一つの国家として一緒くたにされるようになったのである」 (Marx and Engels, 1992 [1848]: 6)。マルクスは、歴史的な諸条件の違いに対応するために生み出された政治形態や社会的な取り決めにおける多様な妥協を分析していないが、最も柔軟な社会制度と上述の過程との間にさえ、廃棄しがたい諸関係が存続した。中国に関しては、「政治的中央集権化」は長い歴史的伝統の延長であったのか、それとも生産と交換の諸関係が要請した新たな形態であったのか？ この問いに対する唯一の正しい回答は、複数の時間性がなす水平な諸関係の中に据えることでこの現象を検討することにあるだろう。

空間革命と「政治的中央集権化」(統一された国家)を資本主義的再生産の観点から考察したマルクスとは異なり、カール・シュミットはヨーロッパ史の大枠の中で取り組み、空間革命の起源を一六世紀の大航海時代における新たな領土の植民地化・開発に関する争いまで辿っている。海洋覇権と領土占有 (Landnahme) は、政治的形態と並んで、こうした競争において重要な内容であった。しかしながら、根本的な秩序の形成に関していえば、これらは覇権国家間での争いであっただけでなく、互いに大きく異なる宗教的および文化的背景を持つ二種類の秩序の間における抗争でもあったのである。言い換えると、この競争は、ただの利害に関する紛争よりも格段に

大きかったため、歴史的転換点という意義を持つものであった。つまり、新たな領土の発見と、植民地の確立に適した秩序の種類とをめぐる二大陣営(すなわちカトリックとプロテスタント)の間の抗争でもあったのである。この抗争の焦点が領土の占有とその政治形態にあるという前提条件を踏まえると、これは自国から遠く離れた場所で行われる戦闘の一種であり、海を越えることによってのみ前進しうる闘いであった。その結果、後の世代は、先人たちによる「世界的覇権と海洋の占有に対して、初めて効果的な攻撃を仕掛け」、宗派間の内戦を新しい「ある種の最高政治権力」という信念へと変容させたのである (Schmitt, 2006b [1942]: 68)。

シュミットの見地からすると、したがってヨーロッパ諸国間での抗争は、ホブソンやレーニンが述べているような新しい帝国主義と古い帝国主義の区別ではなく、カトリシズムとプロテスタンティズムの区別によって動機づけられ、新たな種類の政治的主体が登場するための道筋を切り開いたわけである。これは、まさに「神学的・宗教的な対立を中和させ、生活を世俗化させるとともに、教会までも国家の機関へと変えた」抗争であった (Schmitt, 2006b [1942]: 68)。こうした条件下で、「国家」と「主権」の概念がフランスで初めて法形式上の権威を獲得した。その結果、行政の特殊形態としての「主権国家」がヨーロッパ人の意識の中へ入り込み始めた。その後数世紀にわたる人々の想像力において、国家が、政治をめぐる唯一の標準的な表現単位となったのである。結果として、ヨーロッパ人にとってこのことが、諸国民の時代ネーションズの始まりを劃し、その後四百年という歴史にまたがって、近代世界の全体像と方向性を定めた。一六世紀から二〇世紀に及ぶこの時代では、国家が政治的秩序におけるあらゆる概念を支配した (Schmitt, 2006b [1942]: 68)。

しかし、まとまった政治組織としての国家の形成が一六世紀のヨーロッパではまだ起こっていない一方で、中国独自の国家の時代は二千年も前、秦朝の頃(前二二一前二〇六)には現れていた。一九世紀後半の清の宮廷も、長期にわたる内部の宗派間戦争の過程に由来する主権国家という観念には、いまだ馴染みがなかった。中国の儒教思想家は、同時代の世界状況を理解し、それを秦と漢の時代からあった王朝統一の原理体系と区別する手だてとして、周王朝(前二一〇〇頃―前二二一)の競争的な政治モデルにあらさまに訴えた「列国之势」(多国の権威(状況))という定式を用いて、世界秩序を表現した。生産形態という観点からは、ヨーロッパがアジア諸地域を武力支配していた時代、これらの領土には様々な国家形態が存在していた。例えば、中国、オスマントルコ帝国、サファヴィー朝、ムガル帝国などは、どれも主に農業を基盤とした帝国であったのに対し、キルワ、ホルムズ、カリカット、マラッカなどは商業に基づいた比較的小規模な沿岸国家であった (Subrahmanyam, 2012: 12-14)。中国の場合、清朝の合理的な官僚制度である「郡県」の形成と、国家形成としてのその進展は、中国史の主要な一章をなす。文化の領域ではこの制度が儒教と法家を統合させた。そし

て、政治的権威は著しく集中し、政治形態は高度に官僚化され、従来の封建的区分の郡県制への統合は地域コミュニティとの関係に影響を及ぼし、内外の諸関係という点では王朝制度の巨大な富が大規模な統一国家の基本的な枠組みを提供した。国内外の変化や危機に対応するためには、近代中国の革命と変容は、あらゆる外国の勢力、形態、価値体系に助けを求めるほかなかった。しかし、歴史家のフィリップ・クーンは、「近代国家としての中国の特徴はその内的な歴史の流れによって決定的に形作られた。一九世紀の政治活動家は、一八世紀以前から引き継がれた諸条件というコンテキストの中で、参加、競争、支配といった問いに既に取り組んでいた」と反論している (Kuhn, 2002: 1)。

3 中国の国家組織の変容

一連の歴史的連続性の中で、中国の中央集権化した近代的行政システムの誕生が議論される際、その空間革命はどのように説明されるのだろうか？ この革命は、フランス、イングランド、シチリアにおける近代国家の到来を告げる中央集権化した権力体制と同様に、別言すれば資本主義的生産の集中によってもたらされた「政治的中央集権化」としてマルクスが歓迎したものと同様に、海洋時代によって推し進められた。アヘン戦争を始めに、ヨーロッパの諸帝国はそれぞれの秩序概念を中国やその近隣地域に押しつけ、そのすべてを支配しようとした。さらにヨーロッパ諸帝国は、それぞれ個別の政治的実体を管轄し、それに名称を授ける手段として、国際法の論理を駆使した。「これらの条件下では、それまでは純粹で、時代に縛られ、歴史によって区切られていた具体的かつ歴史的な組織単位は、歴史上の位置と実質的な特徴を失った。途方にくれるほどの抽象化のプロセスの中で、この国家形態は、根本的に異なる時代・人々に属する多様な文脈へと移植され、まるで異なる成果や組織の真っ只中へと投げ込まれたのである」(Schmitt, 2006b [1942]: 69)。今日では国民主権の現象として認められるような、互いに異なりつつも形態と機能の両面で類似性を帯びたこれらの歴史的パターンを、新たな共時的な時間性の内から、私たちはどのようにして説明すればよいのか？

第一に、こうした特殊な国家体制は帝国主義的拡張の結果として構築されており、それゆえ、国家が支配の一形態であることを単に指摘するだけでは不十分であり、この体制による様々な過渡的な形態も指摘しなければならない。中国、トルコ、その他の半植民地はその一類型である一方、アルゼンチン、ポルトガルなどは別の類型、「政治的独立に伴われた財務的・外交的依存という一形態」

によって特徴づけられる類型であった (Lentin, 1965 [1917]: 101)。第二に、一連の「文化革命」を経た後には、歴史を通じて見られる様々なコミュニティを古代国家、中世国家、近代国家のように呼称するためのある種の普遍的方法が用いられ始めた一方で、西洋史に含まれない中国などの政体には「帝国」、「王朝」、「部族」、「部族国家」といった蔑称が与えられた。「主権国家」は、歴史の流れから差異を省くことで、あるいは歴史的時間の多様な形態を抑圧することで確立されたのであった。

一七世紀以降、清朝は、シュミットが「二種類の狩人」と呼んだ、広大な空間の拡張に加わった者たち（すなわち毛皮を追い求めるロシア人と北西ヨーロッパからの海賊たち）と接触するようになった (Schmitt, 2015 [1942]: 30)。一六三六年にホンタイジが設置した蒙古衙門が、一時的にモンゴルの行政を管轄した。三年後には理藩院と改称され、モンゴル、アルトゥシャフル（タリム盆地）、チベット、南西部の土司を統制し、さらにロシア関係の機関も管理する官署となった。一六八九年に清とロシアの両政府間で締結されたネルチンスク条約は、科学的な国境画定、国境地域での行政管轄の認定、双方からの越境者の管理、外国人居住者用の宿泊設備、商業活動のための文票（パスポートの一種）と入国許可のほか、条約の構成と各言語への翻訳も含めて、その内容全体を通じて主権国家間の合意点を明快に示している。康熙帝は、イエズス会のフランス人宣教師ジャン・フランソワ・ジェレシオン（一六五四―一七〇七）とポルトガル人宣教師トマス・ペレイラ（一六四五―一七〇八）の二名を選び、交渉の場において清朝を代表するように任命した。彼らは通訳として働いただけでなく、アドバイザーの役割も担った (Zhang Cheng, 1973; Sebes and Pereira, 1973; Thomas de Bossière, 2009 を参照)。二人はフーゴー・グロティウスの理論やヨーロッパの国際法に精通していた。このように、この文書は二つの主権国家間で交わされた「主権条約」であった (Qing History Research Small Group, 1977)。

一八世紀初めまでには、康熙帝は、チベットに官署を設立するため副大臣の赫壽を派遣していたが、当時はまだアンバンという、清朝が任命しチベットに駐在官を置く慣行は導入されていなかった。一七二七年、モンゴルのジュンガル部族によるチベット侵攻を清が鎮圧した後、雍正帝がアンバンの役職を設けた。清の皇帝により直々に派遣されるのみならず、アンバンはダライ・ラマとパンチェン・ラマとともにチベットを管轄する責務も受け持った。この制度は一九二二年、最後のアンバンがチベットを離れ、幕を閉じるまで続けられた。

新疆とアルトゥシャフルではこうした制度は、チベットにおけるその形成と並行するかたちで進展した。清の宮廷は、同地域で暮らすウイグル、キルギス、タジクなどの諸部族を対象にベグ（伯克）制度を導入した。ベグとはかつて、中国北西部・回鶻の人々の間で指導者の公的地位を指したもので、その記録は唐王朝や宋王朝まで遡っていた。一七五九年、アルトゥシャフル・ホージャの乱を鎮圧し

た後、清の宮廷は清の官僚構造の中へ統合することでベグ制度を改革した。一八八四年の新疆省設置にともない、清の宮廷はベグ制度の諸地位を撤廃し、その代わりに、清国の他地域と変わらぬ官僚制度を導入した。このような「政治的中央集権化」の傾向は、清国が内部に抱えていた危機の延長上にあった。新疆地域の変容と比較して、南西部における土司族長制度の改革と再編は、雍正四年（一七二六年）には既に実施されていた。これらの政策には、外部勢力による侵略はほとんど関係していなかった。

上述のような国家形成における変容は、マルクスが描いた一九世紀の世界的状況とは一線を画するものであった。「政治的中央集権化」は決して「生産手段の中央集権化」による結果ではなく、政治権力を中央集権化させる傾向は、内地の人々と朝廷の間にある地政学的関係の複雑な絡み合いがもたらした結果であった。一七世紀以降の清の時代になされた領土研究、古典テキストの積義、政治・政策を論じた書物からは、重層的な複雑性がかえる広大な国土、一つのままでありながら多様な文化を含む領土のための、中国の宮廷による政治設計を明確に観察することができる。これは、遠い文化の「夷」と内なる文化の「夏」という新儒教的な線引きや、郡県という合理的な官僚制度の内的・外的な境界設定のような、それまでの歴史的な区分とはまったく異なっていた。そしてもちろん、ヨーロッパの国民国家の政治的見地において提示される内的な同質化からも一線を画するものであった。こうした視点に立てば、「中国」が国家の内的な政治秩序と外部世界との間に合意を生み出したのはもっぱら、儀式に基づいた一連の広範な関係性を礎にして自らを組織することによってなのである。この「中国」とは、歴史上の段階的な変化が生み出したものであり、絶え間なく変化する歴史がそれ固有に具現化したものでもあった。したがって、私たちが地理的な観点と呼んでいる捉え方は、決して単に地理的な諸問題を提示するものではない。それらの背後には、空間と意味づけの双方において「中国」をいかに定義するのか、という問題がある（Wang Hui, 2018）。

一九世紀初頭からは、この権力の内的な中央集権化に向けた傾向と第二の狩人たる「北西ヨーロッパからやってきた海賊たち」の到来との間に、密接な関係が見られた。清朝の政治体制における変化の経過は、この点について明確に証明している。初期の清では外交を司る機関に対処するための集中的な取り組みはなく、代わりにその種の事柄に関する責任は礼部内にある四つの司の一つである膳部司に委任されていた。礼部は南北朝時代に北周で設置され、六部は隋王朝時代に初めて設けられた。その後の王朝も、第二次アヘン戦争（アロー戦争）の終結までこの組織編成を維持し続けた。「使節の北京駐在」を要求した一八五八年の天津条約の第一条に従い、一八六一年に、清の宮廷は、ついにイギリス、フランスなどヨーロッパ主要国の圧力の下で、礼部と理藩院の役割を担う総理

各国事務衙門、すなわち「すべての国に関する事務を司る官署」を設立した。他の六部よりも格上であったこの機関は一八六一年から四〇年続き、一九〇一年の北京議定書の第十二条により外務部の設立が定められるまで続いた。

清欧関係は決してイギリスとフランスから始まったわけではなく、北西ヨーロッパ諸国よりも前にスペインとポルトガルがアジアに介入していた。ではなぜ、清朝が外交関係に特化した機関を設立する義務を負い、朝貢関係の管理を改革し、外国使節の派遣を始めたのが、ようやく一九世紀後半になってからのことだったのか？ 上述したような事変から生まれた諸条約の内容に加えて、中国や東アジア地域における主権の関係性を理解する上で、北西ヨーロッパ諸国と南ヨーロッパ諸国の差異——言い換えれば、プロテスタントとカトリックの抗争が生み出した主権国家とその標準化された関係性における差異——には、どのような特別な意義が存在するのか？ イギリスとオランダの間には競争関係があったが、イギリスの国際法理論とそれに付随する主権概念は、そもそもオランダのものに由来していた。彼らの共通の敵はスペインのカトリック教であった。「ここに、その本質において唯一無二の事例がある。その独自性と比類のなさは、イングランドが他のどの海洋国家ともまったく別の歴史的な瞬間にまったく異なる形で基礎的な変容を完了した、という事実のうちに存する。イングランドは、その存在を陸から引き離し、海の要素へと置き換えたのである。それによって海戦や戦争に勝利しただけでなく、まったくもって別の、限りなく偉大なもの、すなわち革命を、そして実際、最も偉大な類の革命、惑星規模での空間革命を勝ち取ったのであった」（Schmitt, 2015 [1942]: 47）。

一五一七年、ポルトガルは軍事力を用いてタマンの貿易拠点の占領に乗り出し、その権威を確立させた。しかし、さらなる軍事侵攻の試みが繰り返されたものの失敗に終わり、一五五三年（嘉靖三二年）にはマカオ領へと撤退した。そして一五七二年、銀貨五〇〇枚を地租として支払い（実質的には賄賂であった）、マカオの政治的・経済的権利を取得した。これは、明王朝による海洋安全保障に関する法律や行政管理の枠組みにおいては、自治支配の暗黙的な諒解をなしていた。一五八三年（万曆十一年）にはマカオ市議会が設立され、一六二六年（万曆四十四年）からは総督が任命されるようになった。ポルトガルによるマカオの租借は、大航海時代の波が中国の沿岸にも到達したことを象徴するものであった。しかし、マカオが租借地から植民地へと転じたのは、アヘン戦争を契機に初めて起きたこととして一般的に考えられている。明朝とポルトガルの従来の関係のなかで定められていたマカオの地位をめぐる問題は、形式上の主権という論議にはまったく触れていなかった（その実質的な内容は、主権という一九世紀の問題に関わるものだったとはいえず）。むしろそれは、カトリック教会の「布教保護権」[Protectorate of missions]という問題に結びついていた。「布教保護権」というステータス

は、カトリック宣教師が非カトリック地域で布教する権利を保護する権限を、バチカンが主権国家に付与することを伴った。布教保護権は、商業上の問題や領土内の管轄という課題にも直接関係するものであったが、それが惹起した矛盾や対立において本質をなしていたのは、それがまた明るみにもした、東洋と西洋の間のプロトコルの形式をめぐる闘争なのであった。

上述の事情とは対照的に、海洋権威の時代が到来したことの大きな指標となったのが、それぞれ一六〇〇年と一六〇二年に設立されたイギリス東インド会社とオランダ東インド会社であった。オランダ東インド会社がいったんその商業網を固めると、「中国の絹輸出を独占するために、オランダはマカオからポルトガルを追い払い、武力によってその拠点を奪うべく艦隊を派遣する計画を立てた。この計画が頓挫した後、同社は中国で発展しつつある自由貿易に足場を作るための計画に固執し、澎湖諸島に防衛用の要塞を建設することを決定した。しかし中国当局は、澎湖諸島を中国の領土と規定したうえで、オランダ東インド会社の行為を主権侵害と見なし、その結果オランダを締め出すための厳格な措置を取った」(Heyns, 2002: 20)。早くも明朝の後期には、マカオ、澎湖諸島、台湾ほかをめぐるオランダ、スペイン、ポルトガルの競争が、既に主権に関する紛争を生み出していたのである。

海洋権威の出現は、二つの空間的秩序の間における闘争を意味した。この対立の根底には、土地の配分を標準化する方法、国家を組織化するための手法、国境を画定するさいの各種の技法、コミュニティ間の関係を規定するための基準などが必然的に含まれた。誰がこの空間を支配しているにかかわらず、二種類の秩序はともに、「政治的中央集権化」へと向かう明確な傾向を、この現象が実現するよりも前から打ち出していた。ヨーロッパの枠内で考えられる観点という意味では、一七世紀前半のオランダによる澎湖諸島(万暦三二年＝一六〇四年と天啓二年＝一六三二年)と台湾(崇禎五年＝一六四三年)の攻撃と占有に向けた取り組みの開始から、これらは実のところ北西ヨーロッパ諸国とスペインの間で急増していた戦闘の一部であっただけでなく、一九世紀にイギリスと日本が、そして二〇世紀には米国が次々と握っていく世界的覇権の前触れでもあった。

鄭成功(国姓爺)による台湾奪還(康熙元年＝一六六二年)は、海洋軍事力が隆盛を極めた時代になされた。彼は内陸沿岸部の軍事力を頼みに、臺頭する海洋勢力へ最初の攻撃を仕掛けた。鄭とオランダ東インド会社が行使した権力は一八七〇年代以降の近代国家の権力とはきわめて異なったものだったが、先行するこの対立はしかしながら主権の問題と深く折り重なっていた。このように、清の権力の強化は主権を構築する過程でもあったのである。

空間革命の観点からいえば、アヘン戦争、日清戦争、中国の辛亥革命、五四運動、日中戦争といった一般的に重要性の高い事件であらうと、一八七〇年代に始まった日本による琉球諸島、台湾領、朝鮮への攻撃であらうと、これらはすべて大陸勢力と新たな海洋勢力の間の駆け引きとして捉えることができる。

ゆえに中国の主権やその内部・外部での関係を、一般化した連続性の観点から議論することは誤りであり、むしろこの「連続性」を、帝国主義的な侵略に対する抵抗や中国の革命といった過程の中に据えたうえで、考察しなくてはならない。

4 反復と転位の政治が出現するための根本条件

この時代には、沿岸の革命勢力と内陸の保守権力の間に闘いがあっただけでなく、海洋勢力によって触発された内陸の急進派勢力による自らの伝統への攻撃も発生した。加えて、植民地主義的な支配体制の確立にもなって、帝国主義への抵抗運動も沸き起こった。そのため、革命派陣営と保守派陣営において、二種類の秩序、あるいは秩序をめぐる二つのヴィジョンの間で対立や闘争が生じていた。その意味では、多くの闘争は、上述した空間革命における内的な諸関係を通じて説明することができる。農民たちを主体とし、労働者と農民の同盟を基礎とする、まさに緊張をはらんだこうした過程の中でこそ、革命党によって組織・指導された大衆運動が、国家と主権の政治的内容を作り変えうるのだ。言語と政治の観点からは、上記のような極端な対立は、第一に歴史を超越した内容を模索する言葉によって、第二に複雑な歴史の運動を総合する概念によっておもに表現された。急進的な議論や実践の中では、新たな言葉や概念が、政治の新たな方向性を指し示し、社会変革に携わる人々にとっての新たな可能性を伝え、政治変革の継続的なプロセスを構成しえたであろう。と同時に、歴史の運動が、言葉を粉砕し概念を解体しつつ、自らの力を誇示し、新たな言葉、新たな概念、新たなナラティヴ、新たな理論を呼び起こす、というのにもよくあることだ。

二〇世紀が戦争と革命の時代であったことを踏まえると、中国の変容を戦争そのものを通じて理解するならば、まずこの時代の中国の戦争にみられる他と違った特徴の検討が要される。かたや国民党北伐、農民革命、日中戦争、国共内戦があり、かたやそれらに先立つすべての戦争(アヘン戦争、清仏戦争、日清戦争など)があり、その両者の間には重要な区別を見出すことができる。前者は、革命組織に基づいた動員の戦争であり、革命の大義を前進させることを模索し、そこでは革命国家の建設が戦争そのものの一部をなしていた。これらは、人民という新たな主体が創出された戦争、民族解放とファシズムへの国際的抵抗とが結び合わさった戦

争であった。国内での革命のプロセスを通じて民族解放という目標にも国際的な社会主義運動にも共鳴した戦争であった。それゆえ、まさにこれらの条件をすべて考慮に入れたうえで、国家、民族^{ネーション}、主権、政党、人民、階級といったカテゴリーの歴史的形成と実質的内容を問わねばならないし、従来の政党とは一線を画する新しい政治組織（名前の上ではまったく区別がつかないにせよ）や国家形成（中華ソビエト）を人民戦争がいかに変容させ創出したか、あるいは農民を革命の有機的勢力ないし政治的階級へと変容させるために組織化や動員がいかに展開されたかを追究せねばならない。国際的同盟関係や国際的な戦争という文脈の中で、主権、あるいは主権をめぐる戦いをどのように理解すればよいのか？ これは、プロレタリアという概念が、その成員の歴史的形成的研究からは直接導出しえず、その構成要員の歴史性を越えた概念として理解されなければならないのと同断である。プロレタリアの政党とは、一つの歴史的過程を意味する。すなわち、その成員が所与の生存条件を乗り越えプロレタリア政治に適応するようたえまなく押し出される過程を示している。政党というものがこのように新たな国家の形態の中心に据えられるのであれば、では、主権と政党の関係性、そして主権と政党間の対立との関係性を、どのように最終的に説明すればよいのか？

二〇世紀とは、他者の歴史を内部に取り込み、己の歴史をグローバルな視野で位置づける時代であった。この時代の特殊性は、反復と転位の政治が出現するための基本条件にあった。この時代における中国の社会変容の基礎が、主権国家、国家の承認、政党国家、市民社会、産業革命、都市化、国家計画、市場経済、そして対応する教育制度やメディア文化から成っていたのであれば、「二〇世紀」という奇妙な生き物はその内部に隠されていたのである。言い換えると、二〇世紀中国の変容の実体は、概して「長い一九世紀」の延長または派生であったが、同時に、それ自体の対立物でもあり、あるいはその否定の対象を内包していた。この自己対立や自己否定の論理は、清朝末期の思想や革命プログラムに棲みついただけでなく、二〇世紀全体にわたるさまざまな期間や出来事を通じて、多様な形をとって視野の周辺に漂っていたのである。

翻訳＝編集部

参考文献（本文内で参照されたものに限った）

- Chakrabarty, Dipesh (2011), "Belatedness as possibility: subaltern histories, once more," pp. 163–76 in Elleke Boehmer and Rosinka Chaudhuri (eds.), *The Indian Postcolonial: A Critical Reader*. New York: Routledge.
- Heyns, Pol 韓濤 (2002), 荷兰时代台湾的经济、土地与税务 (Economy, land rights, and taxation in Dutch Formosa). Trans. Zheng Weizhong 郑维中. Taipei: Bozhongzhe wenhua youxian gongsi.
- Kuhn, Philip (2002), *Origins of the Modern Chinese State*. Stanford, CA: Stanford Univ. Press.
- Lenin, Vladimir Ilyich (1965 [1917]), *Imperialism: The Highest Stage of Capitalism*. Peking: Foreign Languages Press.
- Marx, Karl (1926 [1852]), *The Eighteenth Brumaire of Louis Bonaparte*. Trans. Eden Paul and Cedar Paul. New York: International Publishers.
- Marx, Karl and Friedrich Engels (1992 [1848]), *The Communist Manifesto*. Oxford: Oxford Univ. Press.
- Qing History Research Snail Group, Beijing Normal University 北京师范大学清史研究小组 (1977), 一六八九年的中俄尼布楚条约 (The 1689 Sino-Russian Treaty of Nerchinsk). Beijing: Renmin chubanshe.
- Schmitt, Carl 卡尔·施米特 (2006 [1942]), "国家主权与自由海洋——现代国际法中陆地与海洋的冲突" (National sovereignty and freedom of the seas: land and naval conflicts within modern international law). In 陆地与海洋——古今之“法”变 (Land and sea: a world-historical meditation). Trans. Lin Guoji 林国基 and Zhou Min 周敏. Shanghai: Huadong shifan daxue chubanshe.
- Schmitt, Carl (2015 [1942]), *Land and Sea: A World-Historical Meditation*. Trans. Samuel Garrett Zeitlin. Candor, NY: Telos Press.
- Sebes, Joseph and Tomas Pereira 约瑟夫·塞此斯 (1973), 耶稣会士徐日升关于中俄尼布楚谈判的日记 (Jesuits and the Sino-Russian Treaty of Nerchinsk). Trans. Wang Liren 王立人. Beijing: Shangwu yinshuguan.
- Subrahmanyam, Sanjay (2012), *The Portuguese Empire in Asia, 1500–1700: A Political and Economic History*. London: Longman.
- Thomaz De Bossière, Yves De 伊夫斯·德·博西耶尔夫人 (2009), 耶稣会士张诚——路易十四派往中国的五位数学家之一 (The Jesuit Zhang Cheng: first among the five mathematicians dispatched to China by Louis XIV). Trans. Xin Yan 辛彦. Zhengzhou: Daxiang chubanshe.
- Wang Hui (2018), "西洋之间的文明（上）" (Civilization between two oceans [part 1]). 经济时代 8: 10–21.
- Zhang Cheng 张诚 (1973), 张诚日记 (Zhang Cheng's diaries). Trans. Chen Xiafei 陈霞飞. Beijing: Shangwu yinshuguan.

流産する「帝国的主権」、回帰する古典的「主権」言説

The Abortion of the “Imperial Sovereignty” and the Return of the Classical Discourse of Sovereignty

章永楽 — ZHANG Yongle

しだいに広がりゆく渦に乗って鷹は
旋回を繰り返す。鷹匠の声はもう届かない。
すべてが解体し、中心は自らを保つことができず、
まったくの無秩序が解き放たれて世界を襲う。

——ウィリアム・バトラー・イエイツ「再臨」〔高松雄一訳〕

ドナルド・トランプに代わってジョセフ・バイデンが米国大統領に就任したにもかかわらず、ホワイトハウスには依然として「トランプイズム」の亡霊が徘徊している。グローバルゼーションの最盛期に、トランプは突如として「アメリカ・ファースト」の旗を掲げ、米国に対する多くの先入観に挑戦しただけでなく、多くの西側の左翼理論家による「主権」の言説を問題化した。

その誕生以来、「主権」という概念と境界なき優越性を宣言する普遍的な帝国との間には、明確な緊張関係が存在し続けてきた。「主権」という言葉は、一定の領土に対して、他の外部権威による支配や統制を排除する最高かつ永続的な権威のことを指している。この点で、「主権」の概念は、内側と外側との明確な区別を前提としている。ヨーロッパの文脈では、境界なき優越性を宣言する帝国のキーワードは「主権」[Sovereignty]よりも「インペリウム」[「命令権 Imperium」]である。前者はもともと古代ローマの王や共和制の高官、そして後にはローマ皇帝が行使した統率力のことを指していた。それがローマの拡大とともに、次第に「無境界性」[「無

限性 boundlessness」]という空間的な意味を持つようになった。普遍的な帝国は、外部のあらゆる脅威を内部に取り込み、内政の論理によってそれを律しようとする。「主権」という概念は、その外部と内部の区別ゆえに、属国や地方にとっては、帝国権力に対して自律を主張するのに役立つ武器となる可能性を持っている。中世ヨーロッパでは、ローマ教皇も神聖ローマ皇帝も、内と外の区別よりも自分たちの優位性を強調した。中世政治思想研究の第一人者であるウォルター・ウルマンが指摘したように、上述の内と外の絶対的な区別を強調したのは手に負えないフランス王とナポリ王で、王は自領において帝国支配者と同じインペリウムを持つ権利があると主張し、それにより教皇や皇帝の外部支配を排除したのである。一六四八年のウェストファリア講和条約以降における「主権」という概念のさらなる高まりは、神聖ローマ帝国の普遍的支配権の否定に基づくものである。

第一次世界大戦後、植民地・半植民地国家の独立と脱植民地化によって、「主権」は一部の自称「文明国」の特権的地位から、世界中のより広い範囲の政治体が享受する政治的・法的承認へと変化していった。一連の新しい独立国家は、「自律」を核とする「主権」の言説に訴えることで、国家建設、国民形成、独立した産業システムの構築を推進した。しかし、冷戦終結後、それまでの二極的な国際システムが一極的なシステムへと変化し、米国は世界規模で「非公式帝国」を推進するようになった。一九九三年、欧州連合が正式に発足した。それは、外の世界へと拡大する過程において、加盟国の主権を絶えず弱体化させた。さらに、「保護する責任」の理論と実践の高まりとともに、「主権」の硬い殻は「軟化」しつつある。このような状況下で、多くの学者は時代に合わせて、「主権」に様々な形容詞をつけ、「関係主権」「獲得主権」「共有主権」「分割可能主権」「中断主権」「過渡的主権」「ポスト国家主義主権」等を論じている。「グローバル・ガバナンス」という言説の據頭も、古典的な主権形態に対する深い疑念を含んでいる。二〇〇一年の中国のWTO加盟も、グローバル化の進展に伴い、中国でさえもがこれまで主張してきたウェストファリア的な主権概念を軟化させた、との指摘を招いた。

冷戦後のこうした変化は、古典的な主権概念の内と外の区別が根拠を失いつつあるという、よりラディカルな信念を生み出している。このような想像力は、新自由主義的な世界秩序の支持者と批判者の双方に見出すことができる。二〇〇五年、米国のジャーナリストであるトーマス・L・フリードマンは『フラット化する世界』と題したベストセラーを出版している。当時、米国、中国を問わず、多くの知識人が、進行するグローバルゼーションによって、資本、商品、技術的知識が自由に行き交う「フラット」な地球空間が実現するという想像を共有していた。二〇〇〇年、西側の左翼理論家であるアントニオ・ネグリとマイケル・ハートは『帝国』を出版し、資本主

義の新たな発展が従来の国民国家の内側と外側の区分を無効にしたと主張した。彼らは、国民国家の主権は時代遅れとなり、脱中心化・脱領土化された資本のグローバル帝国が擡頭していると考えたのである。二〇〇四年に出版された共著『マルチチュード』では、それまでの判断を若干修正し、世界は国民国家から帝国への移行期である「空位時代」[interregnum]にあると主張した。国民国家はその存在意義を失っていないが、グローバルな枠組みへと持ち込まれた。さらに、彼らが二〇〇九年に出版した『コモンウェルス』では、世界が「帝国主義」から「帝国」への移行の「空位時代」にあり、米国の単独主義は失敗を経験しつつあると論じている。ネグリ&ハートは、「帝国主義」[imperialism]と「帝国」[empire]を区別している。彼らは、レーニンの『帝国主義論』によって敷かれた理論的伝統を迂回し、「帝国主義」とは、ヨーロッパの国民国家の主権が自国の領土を超えて適用されたものであり、だが究極的には国民国家の主権に基づいている、と定義した。しかし、グローバル化の時代において、擡頭する「帝国」は、自らが権力中心や境界を持たない支配の機械であることを示している。二人は「帝国的主権」という言葉を公然と用い、この「主権」の使い手は米政府を含む国民国家政府とはもはや見なされない、と考えたのである。

ネグリ&ハートが「帝国的主権」を論じるさいに、実際に語っているのは「インペリウム」についてなのだが、彼らがヨーロッパ史におけるインペリウムと主権の間の緊張に注意を払うことはなかった。もちろん、二〇〇〇年当時、彼らはトランプ政権の誕生を予見できなかった。しかし、彼らの理論には、世界秩序における最近のいくつかの展開を説明する上で一定の価値がある。ネグリ&ハートは、かつて米国が精力的に推進してきたグローバル化が、米国自身にとっても異質な力になりつつあることを正しく予言した。「帝国的主権」の時代において、トランプは領土に基づく「帝国主義」という、より伝統的な論理を空しく復活させている。例えば、トランプは貿易戦争を仕掛けて米国の貿易赤字を減らそうとするとともに、製造業の米国への復帰を推進した。しかし、彼はどちらの目標にも失敗している。グローバルな資本の流れは米国連邦政府や一部の多国籍企業によって統制されなかった、というのが根本的な理由である。産業と貿易の基本的な構造を決定づけたのは、グローバルな多国籍資本のネットワークである。これが「帝国」の力である。

しかしながら、「帝国」は明らかにその時代の産物である。二人の著者は、現代資本主義の進化にいくつかの段階的な特徴を見出したが、性急にもそうした傾向を凝固した現実とみなしてしまった。四年後に出版された『マルチチュード』や九年後に出版された『コモンウェルス』は、『帝国』での判断を若干修正して、帝国の実現を先延ばしし、現代を国民国家・帝国主義から帝国への移行期の「空位時代」と定義したが、基本的な理論の枠組みはそのままであった。現在の時代が「帝国」の時代と呼ばれようと、過渡的な「空

位時代」と呼ばれようと、グローバル化が国民国家の主権を不可逆的に弱め、米国は自国の利益の最大化を追求する覇権国家から脱領土化した帝国秩序のエージェントへと平和的に進化していくだろう、というのが確固たる前提となっている。しかし、現在の世界の不均等な発展には、グローバル・ノースとグローバル・サウスとの間の伝統的な矛盾、国民国家としての米国と世界帝国としての米国の間の矛盾、世界覇権国としての米国と世界資本主義のさらなる発展の必要性との間の深遠な矛盾が見てとれる。これらの矛盾が進展し続ける限り、内と外の区別は存在し続け、「主権」という概念に新たな活力を与えることになる。本稿では、近年の世界秩序の変化とネグリ&ハートの理論との比較を試み、彼らの主権理論に内在する脆弱性を論じたうえで、現在の世界秩序の新たな展開を把握するためにどのような主権理論が役立つのか、という問いへと立ち戻る。

1 「アメリカファースト」——トランプによる「主権」の言説と行動

『帝国』において重要な位置を占めるのが、米国の歴史的経験である。ネグリ&ハートは、二〇世紀のソ連や中国を考察することから未来の秩序の手がかりを得ようとはせず、帝国の世界秩序のモデルを内包する米国の連邦制から、脱中心的なネットワークの秩序を見出した。同時に彼らは、一九九一年の湾岸戦争の経験から、現代の戦争はますます「帝国主義戦争」よりも「帝国戦争」となり、米国は国連安保理の決議に基づいた、帝国の警察権力の役割を演じていると考えた。『帝国』はそれらの詳説をもとに、米国は、「帝国的主権」に何がしかの基本的な歴史的経験を提供しただけでなく、徐々に平和的に帝国へと統合され、したがって国民国家としてのその主権は重要ではなくなった、と考えようとする。

トランプ政権はこの想像を冷酷に打ち砕いた。トランプは任期中、「グローバリズム」を猛烈に批判し、「主権」の概念に依拠して内と外とを区別するようになった。トランプによる「主権」の理論的説明は、二〇一七年から二〇一九年に国連総会で彼が行った演説のうちに結晶化されており、二〇一七年の演説ではsovereigntyが一回、sovereignが一回使われ、二〇一八年の演説では前者が六回、後者が四回、二〇一九年の演説では、前者が三回、後者が二回（うち一回は「sovereign fund」[主権基金]という固定的用法）使われている。二〇二〇年の国連総会演説ではsovereigntyとsovereignという言葉は使われなかったが、焦点はやはり「アメリカ・ファースト」であり、在任中の成果を自慢げに語った。二〇一七―二〇一九年の三回の演説から判断すると、トランプの「主権」に関する言説は

主に以下のような側面をもつ。

第一に、国際秩序の基盤はやはり国民国家である。トランプの二〇一七年の演説では、国連の秩序は主権国家に基づくものであり、依然として国民国家は人間の置かれた状況を改善する最良の道具であると強調されている。二〇一八年の国連総会演説でもこの基調を主張し、「米国はつねにグローバルなガバナンス・統制・支配よりも、独立と協力を選択する」とまで表明した。トランプはまぎれもなく、ネグリ&ハートが『モンヴェルス』で熱く語った「グローバル・ガバナンス」の概念を攻撃したのである。したがって、「国家間」関係は「国家を超えた」関係よりも優先度の高い位置に置かれている。トランプは、二〇一九年の国連総会演説において、「自由な世界はその国家的基盤を受け入れなくてはならない。それらを消し去ったり、置き換えたりしようとしてはならない」と述べ、自由、民主主義、平和、愛国心を互いに結びつけている。また、「他の国々が征服と支配を求める世界のなかで、わが国は富と力と精神において強靱でなければならない」とも謳っている。

第二に、主権は義務を負うものである。トランプの二〇一七年演説は、米国政府は一種の「原則的リアリズム」を支持すると述べ、自国民の利益を守り他の主権国の権利を尊重するという二つの義務を主権が担うことを、あらゆる国が認識するよう希望している。トランプは、北朝鮮、イラン、キューバ、ベネズエラを否定的な例として挙げ、これらの政府は自国民の利益と他の主権国家の権利を脅かしていると主張した。その後の演説でも、トランプはニカラグアを批判し、「社会主義・共産主義」に対して無差別攻撃を行っている。

第三に、「アメリカ・ファースト」。トランプは二〇一七年の演説で、合衆国憲法前文に主権主体としての「われわれ人民 (We the people)」が宣言されていることから本来的に、「アメリカ・ファースト」の政策を採用する必要があると主張した。米国は依然として世界の友人であるが、米国が利益を得られないような一方的な取引には参加しないだろう。この一連の演説でトランプは、国連人権理事會、国際刑事裁判所、石油輸出機構(OPEC)、移民に関するグローバル・コンパクト、国連、さらにはWTOを、米国にとって不公平であると攻撃している。トランプは二〇一九年の演説で、「グローバルイズムは過去の指導者たちを宗教的に牽引し、彼らに自国の利益を無視させ」、かくして国際貿易システムにおいて中国に不当に有利な立場を与えた、と述べた。

トランプの主張の裏には、一貫した「主権」理論があるのだろうか。米ブルッキングス研究所のタルン・チャブラは、トランプの「強い主権」は「責任ある主権」論に由来するとの見方を示す。チャブラは、カナダ政府が設立した「介入と国家主権に関する国際委員会」

が早くも二〇〇一年に、「国家主権は義務を意味し、国家の第一の責任は国民を守ることである」と提起していたことを指摘した。「責任ある主権」についてのより具体的かつ体系的な説明は、ブルッキングス研究所の研究者三名、ブルース・ジョーンズ、ステイーヴン・ステッドマン、カルロス・バスクアルが二〇〇九年に出版した『権力と責任——国境を越える脅威の時代における国際秩序の構築』(Power and Responsibility: Building an International Order in the Era of Transnational Threats)に見出される。同書は、「主権は自国民だけでなく他国民に対しても義務と責務を伴う」、「政府は国境を越えて協力し、共通の資源を保護し、共通の脅威に取り組まなければならない」と強調している。

しかし、『権力と責任』を注意深く読めばわかるように、これは基本的にはグローバルイズムの本であり、グローバリゼーション時代のリーダーシップの責任——そこには、地球規模の気候変動、核拡散、バイオテクノロジーの安全保障、市民暴力、地域紛争、国境を越えたテロの脅威に対処する責任、さらに世界経済の安全を守る責任が含まれる——を米国が担うべきと想定しているのである。おそらく、トランプの二〇一七年国連総会演説の起草者たちはたしかに「責任ある主権」の理論に影響を受けたのだろうが、トランプ政権が行ったことは、多くの点で上記の期待には反していた。例えば、トランプ政権はパリ気候協定から離脱し(後にバイデン政権が再加盟)、環境保護に関する行政規制を緩和して米国内の化石エネルギー産業を発展させた。『権力と責任』は、世界経済の安定化において、より多くの国が責任を分担することを期待している。しかし、トランプは一方で、「責任」というレトリックを使って、彼の目に映る「ならず者国家」を攻撃し、他方で、米国が負うべき責任になると、ただちにトーンを変え、米国はすでにグローバルな責任を負いすぎていたと強調するのである。必要なのは米国の負担を減らすこと、というわけである。

この点から見ると、トランプ政権はせいぜい、自国の国際的な責任と義務を振り払おうという米国の要求を覆い隠すために、民主党シンパのシンクタンク研究者数名の「責任ある主権」の言説から、ご都合主義的にいくつかの象徴を借りているに過ぎない。以下の一連の国際条約や組織からの離脱は、この「負担軽減」の発想から生まれたものである。TPP、パリ協定、ユネスコ、グローバル移民協定、武器貿易条約、イラン核問題包括合意、国連人権理事會、中距離弾道ミサイル条約、万国郵便連合(後にトランプ政権によって脱退は撤回)、オープンスカイ条約、さらには世界保健機関(後にバイデン政権が脱退を白紙に)にも及び、世界貿易機関からの離脱もちらつかせた。二〇一八年八月十三日、トランプは外国投資リスク審査現代化法(FIRREA)に署名した。この法案は、国家安全保障の名の下に、米国への投資や米国企業の買収を手がける外国の個人・団体を審査するために、外国投資委員会の権限を拡

大した。これは、国家安全保障の名目で外国からの投資に対する規制を強化するもので、他国による米国のハイテク企業の買収を防ぐことに主眼が置かれている。トランプ政権のアクションのなかで、その「主権」概念に含意される内部と外部の区別を最もよく示している事例が二つある。

第一は、国境管理政策の厳格化である。米国は9・11以降、国境管理を強化してきたが、イデオロギー的な理由によって、移民・難民の受け入れは比較的オープンなままであった。しかし、トランプは、不法移民が米国に押し寄せ、米国人の仕事を奪い、治安を脅かし、米国の人口構造を変えているという右派の想像に従って行動した。トランプは、米国とメキシコの国境に「長城」^{グレート・ウォール}を建設する資金を得るため、二〇一九年二月一日に非常事態宣言まで出した。また、トランプは国家安全保障に訴えて、イスラム圏の国々からの海外渡航者を制限した。トランプは国際難民に対して閉鎖的な政策を採用し、国際難民の受け入れを大幅に縮小した。さらに、難民に対するスウェーデンやドイツの門戸開放政策を批判し、欧州の右派ポピュリスト勢力を煽った。トランプがキリスト教福音派を閣僚に大幅に起用したこと、有権者構成で欧州出身者の白人が圧倒的に多いことを合わせて考えると、米国の内側をめぐるトランプの再定義は、物理的な国境を強調するだけでなく、白色人種とプロテスタントへの明確な選好を示していることが分かる。この姿勢は、米国の保守系政治学者サミュエル・ハンティントンによる米国における「我々(We)」の定義と一致する。

第二は、世界貿易機関(WTO)に対するトランプの不服と攻撃である。国家間の組織であるWTOは、「二国一票」の原則を貫くため、「特別引出権」の比率によって意思決定権を配分するIMFよりは「帝國的」でないが、米国政府よりは「帝國的」であることは間違いないだろう。トランプは、WTOが米国の主権に対する外部からの制約を構成してきたと絶えず訴え、三〇一条調査を開始し、米国の国内法に従って他の加盟国への制裁措置を講じた。トランプ政権は、WTOの上訴機関の運営さえ妨害した。以上のことが照らし出すのは、覇権下の国際貿易秩序を自分から疎外されたものと見なす、米国の傾向である。

二〇一七年三月には早くも、米国通商代表部が「主権」をキーワードとするトランプ大統領の「二〇一七年通商政策アジェンダ」を発表し、四つの目標を掲げた――(1)貿易政策に関する米国の主権を守る、(2)米国の貿易法を厳格に実施する、(3)あらゆる手段を用いて、他国が米国の商品とサービスに対して開放することを奨励し、米国の知的財産権を保護するために適切で有効な保護・施行制度を提供する、(4)世界の主要市場の国々と新しくより良い貿易協定を交渉する。この文書では、WTOの紛争解決制度を米国の主権を制限するものとみなしている。同部が策定した「二〇一八年通商政策アジェンダ」と「二〇一七年年次報告書」

はさらに、WTOが途上国に対して明確な標準を示さぬまま、ブラジル、中国、インド、南アフリカなど、低所得国よりは先進的な経済圏に、途上国に対する優遇政策を与えていると非難している。その結果、「WTOルールの予測可能性を損ない、新しい自由化協定の下での交渉結果の確実性を低下させる」。報告書は「中国は国家主義的な経済モデルを持っており、政府の役割は大きく、また拡大している」と述べ、中国が「近年、市場原理からさらに離れ」、世界中の市場を歪める巨大な能力をそなえていることを非難している。しかし、GATTからWTOに至るまで国際貿易秩序そのものが、「非市場経済」に対する実質的な識別規程をなんら提示していない。一般的に、何が「非市場経済」であるかは、各国が自国の国内法に従って判断している。

二〇一八年通商政策アジェンダと二〇一七年年次報告書は、主権が相互的な内容を含んでいることを認めているようである。曰く、「主権国家として、中国はどのような貿易政策も自由に行うことができる。しかし、米国は主権国家として、対応する自由がある」。米国が「対応」する方法とは、貿易制裁という大きな棒を振りかざすことである。二〇一七年、トランプは米商務長官に、一九七四年通商法三〇一条に基づき、中国への調査を正式に開始するよう指示した。三〇一条は、米大統領と通商代表が、外国政府の不当・不公正な貿易慣行を独自の判断で申し立てたり調査したりし、制裁措置を取る権限を与えている。次に、トランプ政権は中国製品に四度にわたって関税を課した。しかし、バイデン政権はその発足後、トランプが中国に課した関税を黙って継承し、中国との交渉の切り札として利用した。これは、米国経済がスタグフレーションの兆候を示すまで変わらなかった。こうした関税政策は、米国の対中貿易赤字の削減だけが目的ではない。グローバル・バリューチェーンの再編成をも示唆するもので、多国籍企業が製造に関する投資を米国へと戻すよう、少なくとも中国以外に移すよう誘導している。

米国の一貫した国際的振る舞いから判断すると、このような慣行は新しいものではない。冷戦時代、GATT交渉がまだ進行中だった頃、米国は一九七四年の通商法に三〇一条を規定し、GATTの紛争解決制度に代わって、いわゆる不公正な外国貿易活動を罰するために一方的に貿易調査や制裁を行うようにした。この米国の動きは、他のGATT加盟国にGATTの紛争解決制度の修正を検討させることとなった。一九九四年、WTO加盟国は、最終的に米国の提案を取り入れた紛争解決了解(DSU)に達した。DSU第二三条は、多国間の紛争解決制度を強化しようとするもので、加盟国がDSUの手続き外で一方的に救済を求めることを明確に禁じている。DSUは、他国がWTOの義務に違反しているか、原告の権利を侵害しているかを判断するものである。他国が米国に譲歩したのだから、米国はDSUを全面的に受け入れるべきだという理屈もあろう。しかし、米国は貿易紛争におい

て依然として三〇一条を手放さず、最近の貿易紛争では一九六二年通商法の二〇一条と二三一条まで使っている。米国の国家安全保障の名の下に、一連の貿易調査が開始されたのである。米国におけるWTOルール違反の形態は他にもある。例えば、同盟国との鉄鋼・アルミニウムの貿易交渉の際、米国はGATTウルグアイ・ラウンドで厳しく制限された「自主的輸出割当」まで申し出ている。

しかし、こうしたWTOルール違反に対して、米国は罰せられるのだろうか。致命的な問題は、米国はDSU制度が機能しないようにできるという点にある。DSUの手続きによると、事案を処理する際、裁判所は少なくとも三人の裁判官を配置しなければならない。裁判官は任期を終えると退任する必要があるの、予備の裁判官も数名いなければならない。上訴機関はもとと七人の裁判官を擁していた。彼らは一人ずつ任期を終える。しかし、米国が一票の拒否権を使って三〇回連続で新しい裁判官の任命を阻止したため、二〇一九年二月一日に二四年ぶりにWTO上訴機関が停止されることになった。二〇二〇年一月三〇日には、WTO上訴機関の最後のメンバーが正式に任期を終えて退任した。バイデン政権は、トランプの「アメリカ・ファースト」観を言説レベルで弱め、「ルール・ベース」の国際秩序を提唱した。しかし、WTOの正常な運営をどう継続するかという問題については、実質的なアクションはなく、WTO上訴機関の「停止」への対応はなされていない。

WTO上訴機関の「停止」は、実際のところ、大きな理論的意味を持つ。WTOは、自由貿易という世界秩序の象徴である。そのWTOを、米国は「主権」のスローガンに訴え、一撃でこのような深刻な危機に陥れた。このことは、米国の主導的地位が世界貿易秩序における覇権を失いつつあるとはいえ、主要な拒否権プレイヤーとしての地位は依然としてかなり強固であることを示唆している。ネグリ&ハートが定義した無境界性と脱領土化という特徴を持つ多くの国際機関や国際法規範は、米国の覇権に抵抗して自立的に活動する能力をまだ根本的に欠いている。IMFや世界銀行のように、「二国一票」の原則に従わず、出資比率に応じた議決権配分に依存する国際機関にとって、米国の拒否権はより重要である。

二〇〇九年に出版された『モンウェルス』で著者二人は、二〇〇〇年の判断を新たな物語へと修正した。二〇世紀末に新しい帝国が形成されつつあったが、しかし「帝国の形成には直接関わらずに」米国政府は、「その新しさを否定し抑圧し、過去の亡霊を呼び起こし、政治支配の死者たちに舞台を踏ませ、古びた壮大な夢を再演させた」という物語である。新世紀に入ってから、米国は「クレータ」を起こし、すべての擡頭する「貴族」勢力（他の有力国民国家や多国籍企業などの勢力）を米国の「君主」権力に従わせ、擡頭する「帝国」を「帝国主義」へと引き下げようとしている、と二人の著者は考えている。この新たな論説から、トランプが強

調する「主権」は、アフガニスタンやイラクでの戦争と同様に「帝国」に対する「帝国主義」の行為として解釈することができる。この新たな物語は、『帝国』の判断よりも洗練されているように見えるのは間違いないが、新たな問題を引き起こす。第一に、「クレータ」という言葉が使われていることからして、著者二人は、「帝国」の正統性は二〇世紀末には確立していたと想定しており、それゆえ、新世紀最初の一〇年間の米国の振る舞いが、何らかの正統性に対する転覆として叙述された。この想定は妥当だろうか。第二に、著者は、米国は「新しさを否定し、抑圧した」と述べているが、これは米国が「グローバリゼーション」を推進しなかったと言うに等しい。これは本当だろうか。

ネグリ&ハートは、冷戦後のグローバリゼーションの経験をもとに「帝国」の概念を創出した。しかし、グローバリゼーションのプロセスは、本当に米国の推進力と切り離すことができるのだろうか。東欧社会主義の崩壊とソ連の解体がなければ、グローバル化は米国を中心とする資本主義陣営に限られたかもしれない。一九七〇年代以降すでに二極の覇権争いから距離を置いていた中国にも部分的に影響を与えたかもしれない。冷戦の終結は、米国の一極覇権をもたらした。米国にとって、対外的にはソ連のような強敵はもはや存在しない。地理的にも、西側資本にとって超過利潤をもたらす新たなフロンティアが開かれた。米国は、ほとんどの産業で最先端技術を支配し、長距離軍事攻撃能力で世界の交通網を支配し、金融の覇権をしっかりと握っている。地政学的な自信から、米国の支配的エリートは「垂直分業」を推進し、多くの産業の製造部門を発展途上国に移管したり、アウトソーシングしたりした。米国の多国籍企業は、グローバル・バリューチェーンのなかで最も収益性の高い部分——技術と販売——を支配し、膨大な数の途上国は、サプライチェーンに関連する非常に限られた加工賃とわずかな利益を得るだけである。利益は世界のあらゆる地域から米国の多国籍企業の本社に流れ続け、米国の金融市場でこれらの企業の株主に豊かなリターンをもたらしている。

また、「非物質的生産」と高い柔軟性とを特徴とする「生政治的生産」というネグリ&ハートの概念にも目を向ける必要がある。この生産形態は、まさに前述の「垂直分業」に基づいている。西洋はバリューチェーンの上流を支配したため、労働者の一部は組立ラインでの退屈な作業から解放されることができた。欧米のハイテク企業では、多くの社員が勤務時間を自由に決め、オフィス内には手の届くところに飲食物や娯楽施設があり、犬を連れての出社も可能で、皆が熱心に運動して体調を整えている。生産物の生産、労働力の再生産、社会関係の再生産が一つのプロセスに収斂しているように見える。しかし、これらはすべて、退屈で反復的な製造業の労働が消滅したのではなく、中国、ベトナム、バングラデシュといった発展途上国の工場へと移され、そこで労働者らはグローバル・バリュー

チェーンの最もつまらぬ部分を担い、きわめて安い賃金を得ている、という事実が条件となっているのである。著者たちは、「生政治」を理論的構築の基礎としているが、この「生政治」と、グローバル資本主義システムにおける中央によるマージンの搾取との関係を分析できてはいない。彼らの視点は、第三世界の視点からはほど遠い。さらに、職場に大を連れてくる社員たちは、とてもリラックスしているように見えるが、実際には一日八時間以上働いていることも多い。「会社を家に見立てた」結果、時間外労働が頻繁に発生している。彼らは、従来の産業労働者とは異なり、大きな作業場のようなスペースで組織化されているわけではない。実際、雇用主にとっては「分割統治」しやすいのである。そういった状況のなかで、一九世紀や二〇世紀の産業労働者たちよりも実効性をそなえた、資本主義に対する抵抗の組織形態を、彼らが自発的に発展させうる、といったことはなさそうである。

二〇世紀末のグローバルゼーションのモデルは、そもそも米国の一極覇権に基づくものであった。ネグリ&ハートが構想した脱中心化・脱領土化された「帝国」は、依然として米国連邦準備制度が発行する米ドルに依存し、強力でトランスナショナルな軍勢力を所有していない。米軍は、米国の国内政治が要求すれば、国連安保理決議を履行することができ、グローバルな「帝国」は、米軍の単独的な行動を阻止する力を持っていないのである。「9・11」後に米国がアフガニスタンとイラクで戦争を開始したとき、それは決してそれまでの歴史的過程の反転ではなく、著者たちの言葉で言えば、「クーデタ」の類でもなかった。むしろ、米国がいつの間にか確立した一極覇権を自信満々に行使していたと言ったほうが適切であろう。真の歴史的過程は、米国がその外部にある「グローバル化」過程を自らの単独主義で「攻撃」したことでなく、もともと米国が自信を持って推進した「グローバル化」が制御不能に陥り、多くの「予期せぬ結果」をもたらしたことにある。

例えば「垂直分業」モデルでは、米国は元来、中国のような発展途上国に対して、産業チェーンのローエンドな位置だけを支配していた。しかし、二〇世紀の革命と社会主義建設を通じて、中国は強固な国家主権を構築してきた。一九七〇年代末の西側への開放以前に、中国はかなり完成された産業システムを持ち、自主的な研究開発能力も相当なものであった。その後の数十年で、中国は産業チェーンのローエンドに確固たる足場を築いただけでなく、ハイエンドへの進出も段階的に主張している。中国がある製品の技術を習得すると、国際市場での価格が急速に低下し、米国の多国籍企業の超過利潤が非常に小さくなることは知っての通りだ。その結果、米国の多国籍企業が中国のために用意したグローバル・バリューチェーンの中の地位は揺らぎ、転覆されさえした。一部の多国籍企業は、超過利潤を失うというバニクに陥った。これは、米国の国家権力に頼って、中国の関連産業を弾圧する強力な原動力となっ

た。同時に、現地の製造拠点が衰退し、米国での大量の雇用機会が消滅したことで、多くの中産階級の人々が、自分たちの社会的地位の低下に慌てふためくことになった。このため、国家権力に訴えて、このプロセスを抑制しようとする動機も生まれた。しかし、米国の多国籍企業は、国家権力を使って他国の競争手を弾圧する原動力はあっても、米国連邦政府の製造業の米国回帰計画には——コスト増と利益減を要求されるに等しいため——あまり関心を示していない。さらに、長年にわたる「脱工業化」によって、米国内の製造業のマッチング能力は大きく低下している。多くの産業で技術者や技能労働者が不足している。「再工業化」には持続的な投資が必要である。短期的な利益を追求する多国籍企業を支える金融資本にとって、長期的な投資は好ましくない。そうした米国の多国籍企業の利害は、一般有権者の利害と一部しか重ならない。トランプは前者の政治貢献と後者の票の両方を必要とし、両者の利害の間でしばしば揺れ動く。バイデン政権がこの矛盾を超越したと誰が言えるだろうか。

もちろん、グローバルゼーションはまだ統一している。米国主導のグローバルゼーションは、多くの途上国をグローバル・バリューチェーンに参加させる一方で、わずかな利益でローエンドという立場に閉じ込めている。しかし、中国は多くの領域でこの限界を突破し、バリューチェーンの上流に登りつめることができる。この事実、多くの発展途上国にとって励みとなる。それは、価値の配分において、途上国にとってより有益なグローバルゼーションという、新たな可能性を示している。しかし、可能性から現実へと至るには、それはまだ複雑な歴史的プロセスを経る必要がある。米国の支配エリートは、「主権」という概念を用いて、外と内の区別をつけ直し、グローバルな価値連鎖を再編成している。このことは必然的に、他の国家や地域が自律性を追求することを触発するだろう。様々な要因が連動する下で、「主権」という概念とともに内と外とが区別される新たな動向を、我々は見てきたわけである。

2 伝統的モデルの「回帰」——中国とEUの事例

ネグリ&ハートは、二〇〇〇年刊行の『帝国』のなかで、資本主義のグローバルな拡大が、資本秩序の外側の空間を呑み込み、境界なき帝国を形成していると主張した。それゆえ、「近代の対立を規定していた二項対立は曖昧になった。近代的な主権者たる（自己）を劃定しようような（他者）は解体され、不明瞭になり、もはや主権の場所を拘束する外部は存在しなくなった。外部こそが、危機に一貫性を与えていた。今日、米国のイデオログにとって、単一の統一された敵を挙げることはますます困難になっており、む

しろ、小さな掴みとこころのない敵がどこにでもいるように思われている」という。ほどなくアフガニスタンやイラクでの戦争が勃発した。時代の新たな進展にもとづき、二〇〇九年の『モンウェルス』では物語は以下のように修訂された——曰く、二世紀初頭、米国は帝国建設に反対する「クーデタ」を起こしたが、二〇〇八年の金融危機はこの米国の「クーデタ」の失敗を示すものであった。帝国建設のプロセスは続いている。「ある側面においては、米国によるクーデタの失敗後、集团的資本が経済・社会・政治・軍事における危機の管理を続けている。(……)実際、複数の極が存在し、国家と非国家のアクターからなるアサンブラージュの構築、権威の新たな形態の確立、規制と管理をめぐる新たな規範と実践の決定といった、慌ただしい活動がなされている。その意味で、世界経済フォーラムが開催されるダボスは、ワシントンよりも重要な都市になりつつあると言えるかもしれない」。

著者たちが期待する逆転現象は本当に起きたのだろうか。彼らが『モンウェルス』を出版したのは、オバマ大統領の一期目の任期中であり、「チャイメリカ [Chimerica]」の概念とダボス会議が最高潮に達した時期である。しかし見ての通り、オバマの二期目には、中国の擡頭を抑えるために、ホワイトハウスは中東からアジア太平洋地域へ資源を移そうとしていた。トランプは就任後、イラク戦争が誤りであったことを公に認め、イラクから一刻も早くすべての米軍を撤退させようとした。撤退条件をめぐってカタールでアフガニスタンのタリバンと直接交渉もした。ネグリ&ハートが重要視しているダボス会議については、トランプの在任中に大きな衝撃に見舞われた。トランプは米国での演説で「グローバルリスト」を頻繁に攻撃しただけでなく、二〇一八年一月二六日と二〇二〇年一月二日の二回の演説では「アメリカ・ファースト」を公言し、他国に対して米国への投資を呼び掛けたのである。新型コロナウイルスの世界的流行が猛威を振るう二〇二二年一月には、ダボス会議のテーマは、二〇二〇年の「共同・共生を基盤とし、持続可能な世界を形づくるステークホルダー」から「信頼回復に向けた重要な年」へと静かに後退していた。ダボス会議が谷底に落ちたことは間違いない。

バイデンは大統領就任後、二〇〇一年のアフガン戦争で倒されたタリバン政権の復活に直結するものであったにもかかわらず、アフガニスタンからの米軍撤退を決定した。米軍の「カブール・モーメント」は、一九七五年の「サイゴン・モーメント」よりもさらに劇的なものであった。ホワイトハウスは「安全保障戦争」への投資を減らし、より伝統的な「外的脅威」への対処に資源を振り向けるようになった。オバマの「アジアへの軸足」からトランプ・バイデンの「インド太平洋戦略」まで、念頭にある敵は間違いなく中国である。トランプ政権は対中貿易戦争を開始し、科学技術の分野では中国からの切り離しまで行った。二〇一八年四月一六日、米国は中国のZ T E社に対する制裁を発表し、Z T E社はほぼ「昏睡状態」に陥った。二〇一八年二月一日、ファーウェイの最高財務責任者である孟晩

舟がカナダで逮捕され、米国は彼女の身柄を米国に引き渡すよう要求した。次に、米国はファーウェイを世界的に封じ込めようと、「同盟国」にファーウェイの施設や技術を手放すよう働きかけ、チップサプライヤーやファウンドリー、マスクアライナーメーカーにファーウェイ向けの供給を打ち切るよう要請した。これにより、かつて世界トップを誇ったファーウェイの5G携帯電話事業が衰退していった。トランプ政権もバイデン政権も、中国入学生のみ米国でのSTEM(科学、技術、工学、数学)留学を制限し、米国の科学研究機関と中国との科学研究協力も制限している。「貿易戦争」と「技術戦争」に続き、バイデン政権は世界的な「ルール戦争」を推進し、いわゆる「同盟国」を次々と動員して、多くの分野で国際ルールを作り替え、中国の「発展権」を制限している。イデオロギー領域における中国への「包囲網」は、かなりの程度、世界的な「ルール戦争」の「動員令」として理解することができる。

トランプが始め、バイデンが継承した対中貿易戦争は、ホワイトハウスの意図した目的を達成することができなかった。米国の対中貿易赤字は過去最高を更新し、課された追加関税は二〇二二年の国内インフレを押し上げる重要な要因とさえなっている。これに対し、歴代の「技術戦争」は、今回の貿易戦争のような劇的な逆転劇には遭遇していないが、どちらも中国の「経済的主権」、特に「技術的主権」の概念を大きく強化した。トランプが大規模な貿易戦争を仕掛ける前は、「比較優位」論が世界的に普及していた。多くの途上国が米国主導の世界分業を受け入れ、「輸入代替」戦略を放棄した。中国の政府関係者や企業家の多くもまた、先端製品はおおむね国際貿易で容易に入手できるため、中国は重要技術に投資する必要がないと考えている。実際には「技術市場」戦略もあり、中国は多くの多国籍企業に市場を開放し、多国籍企業に中国企業の技術移転を奨励している(決して強制しているわけではない)。中国の経済学者たちは、わずかに二、三年前までは、市場経済における国家の産業政策の正当性についてまだ議論していた。しかし、Z T Eとファーウェイの事件は、議論の雰囲気完全に交えてしまった。米国の圧力に直面し、中国でいまなお米国との「自由貿易」を信じる者も、産業政策の正当性を問う者もほとんどいない。核心的な問題は、自主的なイノベーションを促進するためにどのような産業政策が必要かということになった。多くの論者は、直接的には「技術的主権」の概念に依拠し、国家は自律的なコア技術を持たなければ、「首が回らなくなる」のを避けられないと強調する。米国連邦政府は、中国政府がハイテク企業を支援していると非難する一方で、自国の技術革新と産業発展を促進するために毎年多額の投資を行っていることに、多くの者が気づいている。米国の経験に学び、中国の科学技術・産業革新のための「新国家システム」を構築しようというコンセンサスが高まっているのである。新型コロナウイルスの流行以来、より複雑化した国際情勢に直面し、中国の意思決定者たちは「二つのマクロサイクル」の理論を採

用し、「国内マクロサイクル」を二つのマクロサイクルの主力としている。これは、明確な「ボトムライン思考様式」を反映している。中国は率先して米国から「デカップリング」するのではなく、米国の一方的な「デカップリング」に備えなければならない。そのためには、より強い自律性と外部リスクへの耐性をそなえた産業チェーンを構築する必要がある。対外貿易では、中国は自国通貨建て決済と「脱ドル」を積極的に推進している。同時に、基準通貨発行における為替資金残高の影響力を低下させ、米国連邦準備制度理事会（FRB）のドル過剰発行に起因する「輸入インフレ」のリスクを低減させようとしている。中国の第一次五カ年計画では、「科学技術の自主的な革新」が欠かせないほど強調されている。これらはすべて、中国の「経済的主権」概念の強化の反映である。

中国は長い間、他の発展途上国との取引において、例えばデータのローカル保存の受け入れ、政治的条件のない対外援助など、つねに「主権」という関心事に対する相互理解と尊重を強調してきたことは言及に値する。中国が構想する「人類の未来を共有する共同体」は、国や民族の境界を弱める方向へと向かう共同体ではない。むしろ、一方では自律を守るために国民、国家、文明間に境界をもうける共同体であり、他方では国民がお互いに繋がり助け合う共同体なのである。このような考え方がそのものが、ネグリ&ハートによる「帝国」という想像力とはかけ離れている。

米国が「主権」という概念で内側と外側の区別を強化し、グローバル・バリューチェーンの再編を試み、その末に中国の「経済的主権」意識を目覚めさせるというのは、ありきたりな話のように聞こえよう。なにしろ、中国はソ連と決別し、「三つの世界」論に転じて以来、国際システムのなかで最も自律性の高い国の一つとなっているのである。しかし、もっと劇的なのは、EUが同じように主権をアビールしていることである。サミール・アミンは『帝国』に論及した際に、ネグリ&ハートが提唱した「帝国」が、じつは米国、ヨーロッパ、日本という三大資本主義地域に限定されていることを指摘している。二人の著者はアミンの診断を認めないかもしれないが、第一にEU統合により加盟国の主権が弱まったこと、第二にはほとんどのEU加盟国が米国主導の大西洋横断同盟に参加しており、軍事的にも米国主導のNATOの後見のもとに置かれていること、という形で二重にEU加盟国が主権の弱体化を経験していることは間違いない。「帝国」の道具になることを米国が望まない一方で、EUはより静かな地域のように思われる。しかし、米国の単独主義を前にして、EUのエリートたちも、本来国家に属する「主権」という概念に頼ったのである。そのため、話はより複雑になり、理論的にも難儀なものになっている。

トランプ政権は欧州に対して「アメリカ・ファースト」戦略を追求した。EUの右派ポピュリストを奨励し、貿易戦争を仕掛け、イランと貿易するEU企業を制裁し、EUによる米国のデータ大手企業の規制に反対し、NATOの欧州加盟国に軍事費の負担増を求めた、等々。これらはすべて、EUに大きな衝撃をもたらした。米欧の大西洋同盟の揺らぎは、EUの「戦略的自律」の意識を強めることになった。二〇一七年九月、フランスのマクロン大統領はソルボンヌ大学での演説で「主権的なヨーロッパ」という目標を打ち出し、共同防衛、移民、外交政策、持続可能な開発、欧州のデジタル化、EUの経済・通貨力の構築という六つの主要政策領域を列挙している。このうち、最初の三つはEUの外交政策に直結し、残りは科学的・技術的主権と経済的主権に関わるものである。マクロンは「主権」の意味を詳しく定義しなかったが、彼の考える「主権的なヨーロッパ」はEUの政治エリートの多くから熱狂的な反応を受けた。二〇一八年九月二日、欧州委員会委員長（当時）のジャン・クロード・ユンカーは、欧州議会で「ヨーロッパ主権のとき」と題する一般教書演説を行った。演説では、EUの外交政策を統一するため、外交領域における全会一致の意思決定メカニズムの中止まで提案した。二〇二〇年九月、欧州議会は「ヨーロッパの戦略的主権」を「重要な戦略領域において独自に行動し、独自の資源に頼り、必要時にはパートナーと協力する能力」と定義する政策報告書を発表した。二〇二〇年に新型コロナウイルスが流行した後、EUは一度、防護装備の供給不足というジレンマに陥り、限られた資源を加盟国が奪い合うという事態に陥った。その反省から、EUは危機の際の連携の重要性を強調した。二〇二二年九月、NATOの同盟国に通知しないまま米軍がアフガニスタンから急遽撤退したことによる混乱も、多くのEUエリートが「ヨーロッパの主権」という理念を大切にすきっかけになった。

EUの関係者が「EUは主権国家である」と公に表明することは不可能であり、EUは加盟国が非EU諸国とながしかの外交関係を結ぶことを阻止する有効な手段も持ち合わせていない。しかし、EUの政治エリートには、EUは一つ的外交的な声で話すべきだと公言する者が増えている。「主権的なヨーロッパ」という言説の公的な焦点は外部にある。それは、国際舞台における欧州の戦略的自律性を強化し、米国、ロシア、中国を含む他の大国の影響力を低下させることを目的としている。加盟国の疑念を和らげるため、EUのエリートは、「EU主権」はEUが加盟国からより大きな主権を得るという意味ではなく、外国の大国を前にして、自分たちの運命をよりコントロールできるようにするためのものと宣言している。しかし、「主権」という概念に頼ることで内側と外側を区別するために、EUエリートは意図的に外的脅威を強調し、自らの力を拡大し、多くの政策分野において加盟国の政策の一貫性を高めようとしているのである。例えば、二〇一八年九月二日、欧州委員会のジャン・クロード・ユンカー委員長的一般教書演説「ヨーロッパ主権のとき」は、EUの投票制度における「満場一致」原則の廃止を提案した。

さまざまな要因が交錯した結果、EUは二〇一九―二〇二二年に「ヨーロッパ主権」を指導精神とする多くの政策を導入する事態となった。そのいくつかを列挙しておこう。(1) データ経済と半導体産業に関して、二〇二〇年二月、欧州委員会は、データ経済におけるEUの競争力を高めつつ中国や米国に追いつくために、三つのデジタル戦略文書(「欧州のデジタル未来の形成」、「人工知能に関する白書」、「欧州データ戦略」)を順次発表した。欧州委員会のウルズラ・フォン・デア・ライエン委員長は、これらの政策の目的を説明するなかで、EUは「技術的主権」を取り戻さなければならないと述べている。二〇二〇年二月、EUは「デジタル欧州プログラム」を立ち上げ、欧州のデジタル能力を構築・拡大し、欧州のデジタル主権を強化するために、今後七年間で七六億ユーロを提供すると発表している。欧州委員会は、デジタルサービス法とデジタル市場法という二つの新しいデジタル法案を提出した。これは、EU域内で活動するソーシャルメディア、オンライン市場、その他のオンライン・プラットフォームを規制することを目的としている。同月、欧州一七カ国が「欧州電子チップ・半導体産業同盟計画」に署名し、先進的なチップ設計・生産能力を確立し、半導体分野におけるEUのアジアおよび米国からの輸入への依存を軽減することを目指した。二〇二二年九月十五日、ウルズラ・フォン・デア・ライエンは一般教書演説で、EUの半導体産業の統合と高度化を目指し、「欧州チップ法」を制定すると発表した。(2) 医薬品の生産・加工に関して、二〇二〇年七月六日、欧州医薬品庁(EMA)と欧州薬事規制当局幹部会議(HMA)は、二〇二五年に向けた欧州医薬品機関ネットワーク戦略」を公開し、公募を行った。この草案では、欧州医薬品規制ネットワークの六つの重点分野が示され、サプライチェーンの参加者としてより多くの第三者を導入し、中国やインドへの依存度を下げようとしている。(3) 外資規制について、二〇二〇年三月二十五日、欧州委員会は、新型コロナウイルス流行時の外国直接投資の監督とEU戦略資産の保護に関するガイドランスを発表し、新型コロナウイルス流行危機における外国投資家のEU戦略資産取得の危険性を加盟国に喚起し、外国直接投資審査制度をまだ設けていない二三加盟国にこの作業を促進するよう奨励した。加盟国政府が企業の株式を購入することも奨励されている。このような背景から、ドイツ、フランス、イタリア、スペインなどでは、EU域外からの企業の投資・買収に関する審査を強化している。二〇二〇年六月十七日、欧州委員会は「外国政府補助金をめぐる競争条件の公正化に関する白書」を発表し、外国政府補助金に関する審査制度の枠組みを打ち出した。EU域外の競合他社が買収した欧州企業が「不当な」政府補助金を受け取っている場合、欧州委員会はその取引や市場行動に対して広範な審査を行うべきであると主張されている。(4) 地域産業チェーンの観点では、二〇二〇年八月二十四日、EUは「特惠原産地規則」の改革措置パッケージを発表し、EU周辺の二〇カ国・地域で商品を生産・加工でき

るようにした。これらの場所から欧州への輸出は、特惠原産地規則に基づく特惠関税を引き続き享受できるため、EUのアジア・北米市場への依存度を低下させることができる。(5) 原材料の供給に関しては、二〇二〇年九月三日、欧州委員会はCRMリスト二〇二〇を発表し、希土類元素と永久磁石のサプライチェーンの供給弾力性を確保し、中国への依存を減らすとともに、重要原材料の代替とリサイクルを奨励・促進することを目指した。

バイデンの擡頭は、EUの戦略的自立の追求を減速させることはなかった。バイデンは米欧共通の思想的価値を強調したが、国内の政治的反発に厳しく制約され、欧州の同盟国に大きく譲歩することは難しかった。EUの「デジタルサービス税」に反対し、米国の多国籍データ大手企業を保護するというトランプ政権の方針を、バイデン政権は継承した。二〇二二年八月、米国はNATOの同盟国と相談することなく、アフガニスタンから軍を急遽撤退させ、同盟諸国を困惑させることになった。同盟国の多くは、バイデン政権とトランプ政権の間に実質的な違いがあるのかどうかを考え直さなければならない。欧州連合外交・安全保障政策上級代表のジョセップ・ボレル・フォンテジェスは二〇二二年八月二三日、AFP通信のインタビューに対し、アフガニスタンで起きたことは欧州の危機意識を目覚めさせたと述べた。必要な時に軍事行動を起こせるEU軍の構築が必要になっている。九月十五日、ウルズラ・フォン・デア・ライエンは欧州議会で演説し、EUの戦闘部隊を強化し「NATOの参加なしに軍事介入を行う」という政治的意志を異例の形で表明した。同月、米国はフランスに通知することなく、イギリス、オーストラリアと「AUKUS」と名付けた三国軍事同盟を結成し、オーストラリアはフランスとのこれまでの潜水艦の契約を破棄した。フランスは、トランプ政権への対応よりも強い反応を示した。バイデン政権は、欧州の戦略的自律を求めるフランスの政策の一部を支持すると約束し、フランスをなだめなければならないことがなかった。EUのエリートは、公的な発言で中国、米国、ロシアを外的脅威とすることが多いが、それでも「主権的ヨーロッパ」の根本的な焦点は、EUの米国への依存をいかに弱めるかにあることは明らかである。

「ヨーロッパの主権」を構築することは、決して容易なことではない。中・東欧の多くの親米諸国がこれ以上の統合を嫌っていること、ドイツが自国の財政コストを懸念していること、EUのインターネット技術力が立ち遅れていることなど、一連の障害を克服しなければならぬのである。しかし、EUのエリートたちの政策や表明から、「主権的ヨーロッパ」が単なるスローガンではないことは説明できる。この指針は、EUの自律性を強化するための一連の実践として実行されている。EUの政治エリートの多くは、伝統的に「国家」に属する「主権」の言説を採用しており、そのことは、意図的であろうとなかろうと、「国家」を政治的動員のテンプレートとし

て利用していることを含意している。一九九〇年代から二一世紀初頭にかけての東方拡大において、EUは自らをつねに「外部を内部化」できる秩序とみなす方向へと進み、その境界線は外に向かって拡大し続けていくだろう。このような自己認識は、その強さとコアバリューの普遍性に対する自信に基づいている。しかし、二〇〇九年以降、EUは債務危機、難民危機、新型コロナウイルス流行危機に相次いで見舞われている。地政学的にも、外国勢力からの圧力の高まりに見舞われた。その結果、EUの拡大ベースは鈍化している。「主権的ヨーロッパ」という言説は、現在の国境を基準に内側と外側を区別し、EU機関の力を強化し、外的脅威を強調することで内部統合を進める、といった方向性を示している。これは決してネグリ&ハートが期待した「脱中心化」「脱領土化」ではなく、まさにその逆の「中央集権化」「領土化」である。

「主権」をめぐる欧州連合の関心事は、ある重要な政策領域に及んでいる。インターネットの発展と規制である。インターネットは、NATOが掲げる海、陸、空に次ぐ第四の戦場である（第五の戦場は宇宙）。しかし、政治的不一致、言語の分断、加盟国間の法律の大きな違いのために、EUはインターネットの発展に十分な規模の単一言語市場を形成することができない。その結果、世界のインターネット企業トップ10に欧州企業を見つけることは困難である。米国のインターネット大手企業は、EUの人々の日常生活を支配し、彼らのデータを採取している。来るべき「モノのインターネット」の時代には、データのコントロールがきわめて重要なインフラパワーとなる。この時代には、少数の多国籍企業が、世界のほとんどの政府よりも多くのデータを保有している。国家による自国領土内での合法的暴力の独占は、インターネット大手企業の「デジタル封建主義」によって、深刻に弱体化しつつある。グローバル・インターネットのルールに関する闘争において、中国は米国のグローバル・インターネット覇権に対抗するために「インターネット主権」を利用し、「ファイアウォール」を構築し、データのローカル保存を要求してきた。EUには、米国のインターネット大手に取って代わる現地企業がなく、米国との産業競争において、多くの困難に遭遇している。近年、EUは米国のデータ大手企業にデジタルサービス税を課すことを計画しているが、米国の強い反対により、しばらく座礁に乗り上げている。

サイバースペースをめぐる争いは、グローバル化の過程における経済水準をめぐる争いの一部に過ぎない。産業チェーンがますます長大に伸び、製品間の相互交換性が産業チェーンにとってますます重要になる時代には、技術標準が主として市場空間への「入場券」になっている。異なる相互排他的な技術標準は、市場や政治空間さえも分断してしまう可能性がある。友好的な協力が基調であれば、異なる技術標準の間に収束と互換性を見出すことは可能である。しかし、基幹インフラの技術標準を策定する力は、技術的・経済

的な覇権に関係し、つねに様々な政治的不安をもたらす。二〇一九年以降、中国の5G技術は大規模に商用利用が開始されたが、米国では5Gの開発に最も適した周波数帯域が軍に占有されてしまっている。米国の多くの支配的エリートは、5G開発のチャンス逃す可能性があることに不安を覚えた。彼らは世界中に働きかけ、他国がファイウェイの製品や技術を使うのを阻止し、世界中のチップファウンドリーがファイウェイのOEMを行うのを阻止するために、努力を惜しまなかった。米国政府が外国企業を必死で叩くとしたのは、前代未聞の現象である。米国政府の不安はきわめてリアルなものだ。つまり、いちとある国がファイウェイの技術標準で経済社会交流や産業チェーンのプラットフォームを構築すると決めたならば、その国にとって「軌道修正」がもたらす社会・経済コストは非常に高く、今後、米国が自国の技術標準を推進することは難しくなるだろう。

このような背景のもと、グローバル空間において、異なる技術標準が描く抽象的な境界線がますます増えていくことになる。これらの抽象的な境界は、国民国家の物理的な境界とは重ならないし、世論における既存の政治的な集団的アイデンティティとは重なるかもしれないし、重ならないかもしれない。しかし、いったんこれらの境界が生まれれば、大きな安定性を持ち、順々にアイデンティティを形成していく可能性がある。国際秩序のレベルでは、技術標準を設定しデータを管理する一極の覇権が存在するのか、それとも相互コミュニケーションと共同イノベーションのための複数のプラットフォームが存在するのか、という構造形成の問題が今後の争点になる。その答えは、途上国が「発展権」を守るために重大な意義をもつ。

冷戦後の一極集中型覇権秩序が衰退してきていることは、さまざまな兆候が示している。世界経済における米国のシェアは縮小し、多くの分野でその技術的覇権は揺らいでいる。米連邦準備制度は無制限に紙幣を印刷し、世界中にインフレを輸出しており、米ドルの国際的評価を低下させている。しかし、米国は依然として海外に八〇〇以上の軍事基地を持ち、その軍事力は世界のどこにも引けを取らない。経済的地位の相対的低下と軍事力の安定の結果、何が起ころのだろうか。米国がかつてのようにグローバル化の舵取りをすることは難しいにせよ、いまなお世界で最も強力な拒否権を持つ国である。その他多くの国々の国家間・国境を越えた協力を麻痺させる能力を持ち、自らの「ロングアーム司法権」を使って多くの多国籍企業に的確な打撃を与え、特定分野の産業チェーンを米国の利益に従って再編させることが可能である。被支配者から同意を得る覇権の能力が弱まる時、「強制」の次元が顕著になる。建設的な力は弱まったが、破壊的な力はまだまだ強い。強制力の領域で後退しても、当該地域に潰瘍を残し、実効的な秩序の回復を阻害する力を持つ。

要約すれば、進展しつつある現実、ネグリ&ハートが二〇〇九年に『コンウォルス』で下した主要な判断——米国の単独主義的な「クレータ」は失敗した、「帝国が戻ってきた」、ダボスはワシントンより重要になる、など——に異議を唱えているのである。米国は単独主義的行動で世界秩序を形成することに失敗したとはいえ、世界秩序における最も強力な拒否権プレイヤーであることに変わりはない。米国が「主権」の概念に頼り、グローバルゼーションの過程で構築された相互依存関係を他国に対して武器化するとき、他の多くの国家や地域も「主権」の概念に頼り、産業チェーンを調整し、米国との経済的相互依存関係を縮小させる。それは、「フラットな世界」の時代でもなければ、ハンティントンが『文明の衝突』で揶揄したグローバル化した「ダボス人たち」の時代でもないのである。

3 国民国家の耐久性と主権理論の未来

ネグリ&ハートの「帝国的主権」の記述は、政治経済の分析に基づいている。彼らは『帝国』のなかで次のように指摘している。「資本主義市場は、内と外との間のいかなる区分にもつねに対抗してきた一つの機械である。(……)世界市場の実現は、この傾向の到達点をなすものであろう。その理想的な形では、世界市場に外はなく、地球全体がその領域である」。これは、多国籍資本が世界を征服し、地盤を固めるという図式である。ネグリ&ハートは、帝国主義戦争、帝国間戦争、反帝国主義戦争の歴史が終焉を迎えたと考えていた。しかし、現在の歴史の舞台では、たとえ多国籍企業が地球の隅々までその触手を伸ばすことができたとしても、「内／外」の区別は依然として頑強に存在している。米国は独占利潤を追求する覇権国家として、グローバル資本主義のさらなる発展と高度化の障害となり、多くの発展途上国の工業化プロセスを阻害してきた。レーニンは、資本と国家権力が互いに密接に運動している帝国主義の論理を百年以上も前に述べている。この帝国主義の論理に対して、多くの弱小国も、自国の自律を維持するために、国家と資本との間に独自の協力関係を構築している。どちらも内と外との区別を生み出した。この空間的区別の論理は、グローバルゼーションの過程で時代遅れになったのだろうか。私はかなり懐疑的だ。

十月革命後、ロシアのボルシェビキが民族自決を支持したことは、当時の国際共産主義運動のなかで物議をかもした。ローザ・ルクセンブルクは、「民族自決」は基本的に小ブルジョアジーの政策であり、現実にはプロレタリアートの国際的結合のためにさらなる障害を生み出すものだとして主張した。このスローガンは、ポーランドとバルト三国のブルジョアジーによって、これらの国のプロレタリアートの力

とロシアの革命家との連帯を弱めるために流用された。『帝国』においてネグリ&ハートは、ルクセンブルクの主張を無遠慮に、「国民」という概念は「独裁」を意味し、民主的組織を作るためのあらゆる努力と深く矛盾している、といった趣旨に解釈した。ルクセンブルクは、抽象的な意味での「国民」に反対しているのではなく、反動勢力が革命に反対するためにこの概念を流用することを懸念しているのだから、こうした説明は決してルクセンブルクの見解を正確に表現しているとはいえない。

しかし、レーニンの「民族自決」政策は、ルクセンブルクが考えているように、単に便宜的な手段に過ぎないのだろうか。十月革命より早くアジア革命（イランやトルコの革命、中国の辛亥革命）の影響を受けたレーニンは、東洋諸国の解放がもつ世界的意義について、ルクセンブルクよりも深く考えていた。レーニンの考えでは、植民地・半植民地諸国の解放は帝国主義に反対する統一戦線の全体的状況と結びついており、アジア諸国は社会主義に転じる前にブルジョア革命の歴史的課題を達成する必要がある、そして国民国家という政治形態は植民地・半植民地社会における資本主義の発展にとってきわめて重要なものであった。西側の植民地宗主国は、一方で植民地・半植民地をグローバル資本主義体制に組み入れ、他方で植民地・半植民地をトランスナショナルな価値連鎖の下流に閉じ込め、原材料供給と商品ダンピングの場に貶めた。メトロポリスは、植民地・半植民地諸国の地主や貴族との提携を通じて政治的安定を維持し、強力な仲買人資本集団を育成した。これらはすべて、植民地や半植民地における自律的な工業化の可能性を抑圧するものであった。このような背景から、政治的独立が、植民地・半植民地での自主的な工業化を推進する大前提となった。政治的独立は、トランスナショナルな価値連鎖のなかで植民地宗主国が定めた地位を打破するための必要条件でもある。これらの植民地・半植民地では、民族ブルジョアジーの脆弱性から、労働者・農民を主力とするレーニン主義の新政党が往々にして、反帝国主義革命・反封建革命の指導的役割を演じた。

現代世界において、国民国家を基本単位とする「生存権」「発展権」を守る闘いは、その進歩性を使い果たしたのだろうか。ネグリ&ハートは、「国民の構築過程は、主権概念を更新し新たな定義を与えたが、それぞれの歴史的文脈において、たちまちイデオロギーの悪夢と化した」と考えている。これは、上記の質問への賛同的な回答であるように思われる。彼らはまた「国民」を、ファシストの潜在性をもった均質化へと傾きがちな概念とみなしていた。国民国家の抵抗がしばしば「第三世界」の言説に訴えて行われることに鑑みつつ、ネグリ&ハートは『帝国』で応答し、従来の「三つの世界」の区分は時代遅れになった、なぜなら「第三世界」の労働者が大量に第一世界に流入し、第一世界のファクター——株式市場や多国籍企業など——が第三世界にも現れているから、と説明

している。『コモンウェルス』は、世界の主要な国民国家と多国籍大企業を含む帝国の「混合体制」の三要素（君主、貴族、平民）の一つとして、「貴族的権力」という概念を打ち出している。この枠組みでは、中国と米国の対立は、「帝国貴族」階級内の対立として解釈されるだろうし、グローバルなマルチチルドの進歩的抵抗とはあまり関係をもたない。

この説明はどれほど説得的だろうか。先進国に吸収された第三世界からの移民が、先進国の中に貧しい下層階級を生み出していることは事実であり、当初は中産階級に属していたその国の労働者たち多数が貧困化することで、「第一世界」の「第三世界」部門がさらに強化されたのである。しかし、「第一世界」と「第三世界」が完全に一つに収斂したと結論づけることは難しい。そのような結論は、現代の資本主義グローバルシステムにおける覇権構造を著しく無視することになる。見ての通り、新型コロナウィルスの流行中も「第一世界」の中の「第三世界」はバイデン政権による疫病補助金を享受できており、この補助金は基本的にドルの覇権を通じて米国が全世界から得た富に基づいている。同時に、「第三世界」の中の「第一世界」にしても、米国連邦準備制度のドル無制限発行が引き起こした「輸入インフレ」をほとんど避けることができなかった。金融政策の循環的な調整に乗じて、米国の拠点とする多国籍資本は、他の多くの国々の富を容易に刈り取ることができた。グローバル・バリューチェーンにおける各国の位置づけを分析しなければ、「第一世界」と「第三世界」の双方に高層ビルもスラムも存在するといった表面的な現象に惑わされ、世界が「均質化」しているという単純な結論を導き出してしまうだろう。

国民国家の「均質化」の論理が、この二世紀の間に多くの問題を引き起こし、悲劇をもたらしたことは否定できない。しかし同時に、領土を持つ植民地帝国はほとんど過去のものとなったが、「非公式帝国」は依然として生命力に溢れていることも見なければならぬ。強力な「非公式帝国」を前にして、弱者が効果的に組織化できなければ、強者が「分割統治」する。新たな「非公式帝国」は、他国の領土を占領する必要はなく、法的に保護領にする必要もない。他国の独立と主権を正式に認め、形式的に平等な条約を課すことによって、自らの利益を守ることができる。米国は、共同防衛の確立と確保の名の下に、海外に八〇〇以上の軍事基地を維持している。また、金融覇権と技術覇権によって、産業チェーンの上流の高収益部分をしっかりと握り、多くの製造業を発展途上国にアウトソーシングしている。このような「垂直分業」により、国境を越えた産業チェーンの中で、国ごとに異なる経済的地位が与えられている。冷戦時代、米国は中国やソ連を封じ込めるために、日本や韓国に多大な技術移転を行った。しかし、これらの国が産業チェーンの中・下位から這い上がり、米国の技術覇権に挑戦し始めると、米国は躊躇なく彼らを弾圧した。一九八二年の日本

の半導体産業への攻撃から一九八五年のプラザ合意まで、一連の弾圧行為があった。米国は、ヨーロッパの「同盟国」に対しても同様に冷酷である。米国政府は、G E（ゼネラル・エレクトリック）による仏アルストム社の分割を支援し、フランスの大手チップ製造会社ジェムプラス社に致命的な打撃をもたらした。フランスは、経済兵器としての米国のロングアーム司法権の苦い経験を味わった。日本や西側陣営のヨーロッパ諸国でさえ、米国には弱い。多くの発展途上国は、西側先進国の経済支配を弱め、より多くの経済的余剰を自分たちの手中に収めようと努力している。これは、工業化を加速し、生産力を解放し、政府が再分配を通じて社会的・経済的平等を推進するための強固な財政基盤を構築することに資するものである。このような自律の要求がある限り、「自律」を要求の核心にする国民国家主権理論は、既存の主権実践を正確に記述できないにしても、政治的動員の言説として重要な役割を果たすだろう。

現在進行中の歴史的過程を理解するためには、どのような主権理論が必要なのだろうか。明らかに、『帝国』における「国民主権」と「帝国的主権」の二項対立は、政治的現実を記述し説明するための理想的な理論的手段ではない。我々は、より強力な記述・分析能力をそなえた新しい形態の主権理論を必要としている。具体的には、「主権」の政治的象徴的機能とその実践的効果の間のギャップを示し、異なる文脈における「主権」概念の具体的使用法を特定できるような理論が必要である。

二〇〇八年の金融危機以前、主権理論の研究者は主に、グローバリゼーションが国民国家の主権を一般的に弱めたかどうかを議論し、ほとんどの研究者がイエスと答えた。しかし、スタンフォード大学のステイヴン・クラズナーは、主権をさらに区別し、どの次元の主権が弱体化したかを探るべきであると提案した。彼の研究アプローチは、主権の言説的表現と具体的実践を区別し、現実を説明するためのより包括的な理論言語を求めるというものである。彼は、主権の実践を、国際法的主権、ウェストファリア的主権、相互依存的主権、国内的主権の四つの次元に分けた。これは、「国民主権」と「帝国的主権」の二項対立を超えた主権論であり、議論する価値がある。

クラズナーの言う「国際法的主権」とは、ある国家や政治体が、他の国家や政治体から国際法の主体として認められていることを指す。国際法の主体として認められるのは、法的に独立した領土を持つ政治体だけというのが基本的なルールである。「国際法的主権」とは、イエスカノーかの問題であり、多いか少ないかの問題ではない。ほとんどの政治体にとって、一度承認されれば、国内でどのように統治されようとも、その法的地位は持続する。この意味で、ソマリアのように中央政府が領土のほとんどを実効的に統治できない「破綻国家」であっても、つねに国際法的主権を持ちうるのである。EU統合の過程で、EU加盟国のウェストファリア的主権、

国内的主権、相互依存的主権は弱体化したが、各加盟国の国際法的主権は損なわれていない。同様に、グローバリゼーションは、ほとんどの国家の「国際法的主権」を弱めることはないだろう。

クラズナーの定義する「ウェストファリア的主権」は、本質的に「対外的主権」であり、外部権威に対する国内権威構造の自律性・独立性を意味する。外部の権威が国内の権威機構に影響を与え、あるいはそれを決定することができる場合、その国家の「ウェストファリア的主権」は制限されると言える。このような状況は、外部からの強い介入（NATOによるユーゴスラビアへの空爆など）によって作られる可能性がある。また、支配者の形式的な自発的行動、つまり国内の権威構造を制限する効果を持つ国際条約や国際機関に参加することによっても生じうる。例えば、一連のヨーロッパ諸国は、欧州連合に加盟した。これは各国の「ウェストファリア的主権」を弱めるものだが、その国々は見返りに期待された恩恵をいくらか受け取りもする。また、IMFやWTOへの加盟も、国内の権威構造を制限するものである。国家が自らの権威構造を制限したのに、期待された利益が得られないとき、「主権への被害」という不満が湧出する。そうした光景は、財政的自律を明け渡した債務国と、その債務国にとって満足り判断を下さないIMFとの対立や、あるいは、二〇一〇年代の欧州債務危機のさいに緊縮政策を課したEUへの、ギリシャ、スペイン、ポルトガルなど加盟国の抗議のうちに見られるだろう。

グローバル化の過程で、米国は自国の「ウェストファリア的主権」に対する外部からの制約に対して強い拒否権を保持した。また、米国は一連の国際条約や国際機関を創設し、それらに参加した結果、国際法上の義務として、将来の行動を制約することになった。後継の大統領が、前任の大統領の署名した条約に不快感を覚えることは十分にありうるが、だからといって、これらの条約や組織に米国が自発的に参加しているという性質が変わることはない。米国は、必要であればいつでもこれらの条約や組織から離脱することができる。トランプ政権は二年のうちに複数の国際条約・組織から脱退し、バイデン政権はその後、これらの条約・組織に再び簡単に参加することができた。国際秩序における米国の自律性の高さを示すものだ。しかし、他の多くの国家にとって、こうした参入はしばしば状況によって強制されるものであり、また、撤退のコストはきわめて高いのである。

グローバリゼーションは、主権の第三の次元、すなわち「相互依存的主権」にも大きな影響を及ぼしている。クラズナーはこれを、国家の中央政府が、国境を越えた財、資本、人材、情報の、さらには汚染物質の流れを規制する力と定義している。現代の政府が関心事とする「経済主権」「技術主権」「データ主権」の概念は、この次元と密接に関連している。しかし、この分野では、冷戦後のグ

ローバリゼーションの影響がかつてないほど強いとは言えないと思われる。例えば、一九世紀には大西洋を越えた移民が今よりずっと盛んであった。当時の米国の国境管理能力は、現在に比べれば遥かに後進的であった。比較すると、一九世紀の移住最盛期には米国は欧州からの移民を歓迎していたのに対し、現在のトランプ政権は、特定の国・民族・宗教の背景を持つ移民は米国にとって有益ではない、さらには有害とまで見なしている点で大きく異なる。科学技術やインフラ整備の進展により、今日の国境を越えたモノ、資本、情報の流れは一九世紀とは比べものにならないほど大きくなっている。しかし、より重要な理由は、グローバル化の進展に伴い、多くの製品の製造が高度に国際化された産業チェーンにますます依存するようになり、多くの輸出入が実際には多国籍企業内の異なる支店間の財の流れを反映していることである。いかなる国も、産業チェーンを支配して、必要なものをすべて供給することはできない。世界で最も総合的な産業部門を持つ中国でさえ、半導体製品の供給には依然として高いリスクを抱えている。新型コロナウイルスの流行後、世界の産業チェーンの崩壊は、多くの国の政界・産業界のエリートに衝撃を与え、制御不能な状態に陥った。おそらくこれは、「グローバリゼーション」が「主権」を弱めるという主観的な判断を強める重要な経験でもあろう。

比較の観点からは、米国はグローバリゼーションによって世界のほとんどの国家の「相互依存的主権」を弱めたとさえ言える。例えば、米国の多国籍インターネット大手企業は、海外で大量のデータを収集し、これらの国家の政府よりも、外国の人々の生活の多くの側面について詳しく知ってすらいる。これはただちに米国政府の情報収集・分析能力へと変換することができる。二〇一八年にトランプ政権が推進した「クラウド法」（海外データの合法的利用の明確化）[CLOUD Act (Clarifying Lawful Overseas Use of Data Act)]によると、各種通信、記録、その他の情報を所有・監督・管理する企業は、米国で登記されているか否かにかかわらず、データ情報が米国に保存されているか否かにかかわらず、事業活動において米国と十分な「最小限の接触」があれば、米国の「ロングアーム司法権」に服さなければならないことになっている。エドワード・スノーデンが米国の「プリズム」プロジェクトの暴露のさいに指摘したように、米国政府の情報機関と米国のデータ大手企業の関係は、実際きわめて親密なものである。米国の支配エリートは、米国の多国籍企業が構築した情報インフラを利用することで、例えば反政府デモを組織したり、何らかの重要な情報を拡散して選挙や政局に波紋を及ぼしたりといったように、他の多くの国家の国内政治に容易に影響を与えることができる。しかし、他の国家が米国に同じような影響力を持つことは難しい。グローバリゼーションは、米国よりも他国の「相互依存的主権」をはるかに弱めたと言える。

クラズナーの定義する「国内的主権」とは、国家内部の権威構造の自律性と、国家の実効性・統制能力を指す。ソマリア、イラク、

アフガニスタン、さらにはミャンマーなどは、国内の政治的統合が完了しておらず、中央政府の権威や実効性が相対的に弱いため、その「国内的主権」もまた相対的に弱いと言えるだろう。グローバル化の時代において、国家の「相互依存的主権」の弱さは、自国の権威構造一般には影響を与えないが、自国の統制能力には大きな影響を与える可能性がある。例えば、ある国が自国のインターネット企業を持たず、インターネットインフラを米国のデータ大手企業に頼らざるを得ない場合、中央政府の統制能力に影響を与えるに違いない。米国のインターネット大手は、大量の重要データをホスト国に保有しており、これらのプラットフォーム企業が定めるルールは、現地社会に対して大きな影響力を持つ。サイバー攻撃により、都市の電力システムが麻痺する可能性もある。米国のインターネット大手ツイッター社は、他国の役人はおろか、世界最強の政治家であるトランプを黙らせることができる。このような「デジタル封建主義」は、「国内的主権」に対する過激な挑戦である。

一般に、新型コロナウイルスの流行によって、世界のほとんどの国家の警察力が高まったと考えられている。一方、新型コロナウイルスの流行によって、人々のインターネットへの依存度が高まり、多国籍データ大手企業のデータ収集能力が強化されたことにも注目すべきだ。多くの国では中央政府が、米国のインターネット大手をいかに規制するかという研究にいそしんでいるが、往々にして規制能力と研究能力が足りていない。この点で、米国の状況は世界の多くの政府よりはるかに優位にある。何しろ、米国連邦政府は優越的な強制手段を持ち、豊富な規制経験を有しているのだから。米国のデータ大手企業は、他の多くの国々で「データ封建主義」あるいは「デジタル封建主義」を創出することができるが、それでも米国領土では規制当局や情報機関の権威から逃れることはできないのである。

このように、クラズナーの主権理論は、グローバリゼーションの多くの現象を記述し分析する能力を持っていることがわかる。クラズナーは「グローバリゼーションが主権を弱める」という一般的な結論を否定し、そして彼の理論的出発点は、「国民国家の主権」が確固たるものではなく、主権の言説と行動の間には何らかの緊張が存在する、という点にあった。クラズナーは、主権概念を「組織的偽善」と呼ぶが、それはとりわけ「ウェストファリア型主権」に関わる実践に見られる。つまり、支配者が好都合と判断したさいには、国家の「国際法的主権」を利用して国際条約・組織に参加することで、国内の権威構造に一定の制約を形成し、また、これらの条約・組織から不利益を被ったさいには、国家の主権が侵害されたと訴えるのである。——もししたら、クラズナーの記した「組織的偽善」という概念はとりわけトランプ政権に当てはまる、と考えられるかもしれない。

「組織的偽善」という概念には、発言者の生真面目さが込められているよう。しかし、自認するところのこの生真面目さには、負の側面もあるかもしれない。「組織的偽善」とは畢竟、法的な形式に焦点を当てすぎた概念で、覇権勢力と反覇権勢力の実質的な闘争には踏み込んでいない。国際的な政治・経済闘争においては、自発性と強制性の境界はしばしばわめて曖昧で、形式的な自発性がソフトな強制性から帰結していることもありうる。「非公式帝国」^{インフォーマル}は、弱小国の「国際法的主権」を認め、その主権を利用して弱小国に、様々な不平等な取り決めに「自発的」に合意させる傾向がある。ひとたび政治経済の観点から発展の不均衡と支配／被支配の実際の関係を分析してみれば、法的な意思表示が「自発的」であるかどうかは問題にならない。形式的「同意」が掬えらるるのは、高度に不平等な国際的システムではありふれたことなのだから。グラムシの「覇権」^{ヘゲモニー}の定義を受け入れるならば、「同意」の製造が覇権者の重要な能力の一つであることもまた受け入れなければならない。

真か偽かという認識の領域には拘泥せず、行動・実践の実効性に注目すれば、主権という象徴にそなわる政治的生命力は、その理論的分析能力ではなく、集団的アイデンティティを構築し、集団的行動を触発する能力にあることが分かるだろう。研究者の多くが出発点としてきた「国民国家の主権」という古典的概念は、決して現実を忠実に表象したものではない。それは政治的動員の多くのモデルとして機能したのである。高度に不平等な世界秩序においては、覇権的行動も反覇権的行動も、政治的動員のための強力なシニフィアンを必要とする。それゆえ、外部と内部の区別に基づく、「自律」を要求の核心にすえる自己正当化された「主権」言説は、永続的な現象になるのである。「超国家」組織であるEUでさえ、「主権」以上に強力な政治的象徴を見つけれられていない。「主権」言説の政治的性質そのものを理解・把握しなければ、我々の記述や分析も、社会科学理論と政治的動員の関係をほとんど掴むことはできない。クラズナー自身は言説分析と政治経済分析を総合するには到っていないが、中国のような発展途上国の研究者がこの研究課題に取り組む続ける理由は十分に揃っている。

4 エピローグ

冷戦が終結し、米国の一極覇権が強固なものになると、米国の支配層エリートはアメリカの資本・標準のグローバル化を強力に推進し、他国の主権を弱体化させた。こうした背景のもと、『帝国』、『マルチチュード』、『コモンウェルス』においてネグリ&ハートは、全世界

が境界なき帝国へと突入あるいは変貌しつつあり、国民国家の主権が「帝国的主権」に取って代わられつつある、と結論づけた。しかし、グローバリゼーションがもたらした恩恵は、米国内ではきわめて不平等に配分されており、一般市民の間には相対的な剝奪感が生まれている。トランプに代表される政治勢力は、グローバリズムの言説を放棄し、「主権」の言説を復活させた。そして、内側と外側を再定義し、国際秩序のルールを見直すことで、米国が支配できるグローバルな価値連鎖^{バリューチェーン}を再構築しようとしたのである。バイデン政権は、多くの政策分野でトランプ政権の基調を継承し、実際には民主党版の「アメリカ・ファースト」戦略を実行した。覇権のコストが高いため、米国の「戦略的縮小」は避けられない。世界貿易、疫病対策、気候変動のいずれの分野でも、米国はもはや強力なリーダーではないが、依然として強力な拒否権プレイヤーである。その「戦略的後退」の過程で、関連地域に「潰瘍面」を作って、新たな実効的秩序を形成させまいとする能力を米国はいまだ保持している。

トランプ・バイデン政権は、内側と外側を再定義し、グローバル化がもたらす相互依存を武器に、彼らの目に映るライバルに対抗した。そのことが、他の多くの国家と地域を、内側と外側の区別へと再覚醒させた。米国が仕掛けた貿易戦争、技術戦争、国際ルール戦争に直面して、中国は「主権」の意識を強化し、超国家組織である欧州連合も「主権」という象徴を利用して、大西洋同盟における自律性を強化した。新型コロナウイルスの世界的な蔓延は、移動、接触、相互依存を潜在的に危険なものにした。あらゆる国が国境の管理を強化し、リスクを減らし自律性を高めるための方法を考え直さなければならない。我々が見ているのは、フラットな世界ではなく、つねに壁が築かれ補強されていく地球という球体である。こうした背景のもとでは、境界なきグローバル資本帝国の帝国的主権の擡頭や、主権という概念の終焉などを思い描くに足る、現実的な根拠はないのである。

したがって、「国民国家主権」と「帝国的主権」という二項対立は、目下進行中の世界秩序の歴史的変容を記述・分析するには、適切な理論的手段ではない。現代世界は、「主権」概念のさまざまなシナリオを記述し説明できる、より精緻な理論的言説を必要としているのである。その観点において、ステイヴン・クラズナーによる主権実践の四つの側面の区別は、重要な意義を持つだろう。クラズナーの理論的枠組みを用いれば、政治、経済、文化などにおける高度な「自律性」をそなえた「国民国家主権」のモデルは、本質的には、強固な現実というよりは、むしろ動員やアイデンティティ形成のための政治目標であることが分かる。同時に、高度に不均等な発展をみせる世界では、このモデルが動員にとって政治的実効力をもつことにも留意しなければならない。従来からの南北間の矛盾、国民国家としての米国とグローバル一極覇権としての米国との矛盾、グローバル覇権としての米国とグローバル資本主義のさら

なる発展の必要性との矛盾など、現在、これらすべての矛盾は内側と外側との区別を生みやすく、したがって「主権」という象徴を通じて政治的動員を要請する。米国トランプ政権やEUがこの象徴を利用してきた一方で、中国を含む膨大な数の途上国にとって、とりわけ「発展権」に関する国際ルールをめぐる闘争において、この象徴を放棄することはまったく賢明ではない。中国が発展途上国のための新しい開発モデルを主張したのであれば、新自由主義路線とは異なる新しいモデルを育むために、米国の支配を受けない「拠点地域」もまた必要となる。中国が歓迎しようとしている世界秩序は、フラットな土地ではなく、異なる国、民族、文明の間に境界をひくような秩序であろう。これらの境界は、グローバリゼーションがもたらすリスク、例えばテロ攻撃や新型コロナウイルスなどに対する「安全地帯」であり、また、すべての国が同じ運命を分かち合うための「接触地帯」にもなりうる。国民国家の主権は、こうしたグローバルな秩序にとって依然として重要である。問題は、それをどのように再定義するかである。

最後に、ネグリ&ハートの「帝国的主権」という現象の背後にある、イデオロギー的脈略を探ることが必要であろう。二〇世紀における植民地・半植民地の民族解放と社会主義的探求において、レーニンの思想はきわめて重要な役割を果たした。レーニンの帝国主義批判、特に「最弱の環」に関する思想は、植民地・半植民地の国や民族に、階級革命と民族解放を結合するための強力な理論的手段を提供した。後の「三つの世界」の区分も、レーニンの理論的背景に大きく根ざしている。ネグリ&ハートは、ソ連と中国の社会主義的探求に紆余曲折と困難を見た。彼らは、レーニンの帝国主義理論が切り開いた道を疑い、前衛政党と国民国家を、解決するよりも多くの問題を生み出しかねない、強い「均質化」傾向を持つ勢力とみなした。彼らが認める抵抗の主体は、「人民」でも「民族」でもなく「マルチチュード」である。「人民」や「民族」はある種の「均質化」のプロセスを経ており、そうした過程は「マルチチュード」のもつ特異性や創造性を抑制してきた、とみなされている。

レーニンに別れを告げた後、ネグリ&ハートもまた、有名な『何をなすべきか』でレーニンが批判した「自発性」崇拜に陥り、抑圧勢力の強度と闘争の強度を過小評価し、新たな「生政治的」生産様式が、資本主義に抗する有効かつ民主的な組織形態を自然発生的に生み出すだろうと期待した。彼らは、資本主義を超越する希望を、資本主義の中核地区で起きたストリート運動「ウォール街を占拠せよ」のうちに見ている。グローバルな抑圧システムのどこに本当の「最弱の環」があるのかを深く考える代わりに、彼らは多くの先進国で高い移動性と柔軟性を特徴とする「生政治的生産」の擡頭に期待をかけたが、この現象の背後にある「垂直分業」を分析しなかった。同じ空間にいる労働者同士の相互作用がないため、資本の抑圧勢力にとっては、いわゆる「生政治的生産」において

「分割統治」戦略を遂行することが容易となるだろう。なからくアジア革命を注視していたレーニンは、資本主義の不均衡な発展、抑圧のシステム、抵抗の可能性について、真にグローバルな視点から考えていた。こうしたヴィジョンは、現代世界ではきわめて稀なものである。現代の「主権」研究のなかでこのグローバル・ヴィジョンをいかに甦らせるか、それは来るべき思想家にとって喫緊の課題であり続けよう。

翻訳Ⅱ編集部／諸般の都合により注は割愛したことをお断りする。

東京大学グローバル・スタディーズ・イニシアティヴ（GSI）
キャンパス研究プロジェクト

主権の諸条件

報告集

二〇二三年二月二八日発行

〔発行〕

東京大学大学院総合文化研究科 國分功一郎研究室

〒一五三―八九〇二

東京都目黒区駒場三―八一―

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部 一四号館七〇一B号室

〔編集〕 國分功一郎

〔編集協力・デザイン〕 editions azert

東京大学グローバル・スタディーズ・イニシアティヴ（GSI）

<https://www.gsi.c.u-tokyo.ac.jp/>